大阪市会時報

大阪市予算編成に関する要望

2024. 2 No. 255

目　　次　　2024年（令和６年）２月　No.255

大阪維新の会大阪市会議員団
　令和６年度大阪市予算編成及び政策要望書 …… 1
公明党大阪市会議員団
　令和６年度大阪市予算編成に関する要望書 …… 20
自由民主党・市民クラブ大阪市会議員団
　令和６年度大阪市予算編成に関する要望書 …… 43
自由民主党・市民とつながる・くらしが第一大阪市会議員団
　令和６年度（2024年度）大阪市予算編成に関する要望書 ····· 78
日本共産党大阪市会議員団
　2024年度大阪市予算編成と当面の施策に関する要望書 ····· 100

令和６年度

大阪市予算編成に関する要望

令和５年12月26日、大阪市会の大阪維新の会、公明党、自由民主党・市民クラブ、自由民主党・市民とつながる・くらしが第一、日本共産党の各会派は、令和６年度の予算編成に関する要望を市長等に対し行いました。

以下、各会派の要望書を紹介します。

◆大阪維新の会大阪市会議員団

令和６年度大阪市予算編成及び政策要望書

令和４年４月から市政改革プラン3.1に基づき、全庁をあげて市政改革の取り組みを進めており、平成24年度に策定された基本のプランから約10年間で、財政の健全化も進み改革の成果は上がっていると言える。しかし、昨今の世界情勢の影響による原油価格・物価高騰に加えて、今後も扶助費が高水準で推移することも見込まれるため、改革を続けていくことは必要である。さらには、将来の少子高齢化に備えるためにも改革の基本を改めて見直し、持続可能な自治体に向けた「新たな市政改革プラン」を策定すべきと考える。

これまで本市が力を入れてきたＩＲ誘致の実現や、インバウンドの強化などの成長戦略については相当程度の影響があることに鑑み、新しい生活様式や、脱炭素社会に向けたイノベーション、最先端医療や国際金融都市など、新たな成長戦略を描く必要性も高まっている。

この様な状況の中、本市は、2025年に未来社会の実験場をコンセプトとした大阪・関西万博の開催を控え、今こそこれまでのあり方や考え方を脱ぎ捨て、役所自身が率先して大きなイノベーションを起こす絶好の機会を迎えている。

現状の府市の役割分担に対し、府市一体条例は可決されて組織改正は進んでいるが、大阪市内の都市内分権については議論が止まったままであるため、24行政区のあるべき姿に向け他都市の状況も含めて調査研究を進め、ポスト2025のあるべき社会像を見据えた骨太の予算および政策の策定を着実に進めていくべきものと考えている。

以上の観点から、令和６年度予算を編成するにあたり、従来の項目について未着手、未達成のものは継続して要望することは当然としながら、今後の大阪に欠かすことのできない重点施策として従来の様式を一新したうえで、我が大阪維新の会大阪市会議員団は、市民のために必要な政策実現に向けて、以下のとおり強く要望する。

Ⅰ．持続可能な自治体運営のため（市政改革）

ⅰ）行財政改革

１）財政改革

約10年にわたる市政改革の取組みが実を結び、令和５年度当初予算では令和４年度に引き続き通常収支の均衡が図られたが、人口減少社会が到来する中で大阪市が持続的に発展していくためには、様々な構造改革を抜本的に行うとともに、市税収入を高めるような積極的な経済施策を大阪全体で行う必要がある。また、中期的な財政収支の見通しを持ち、収入の範囲内で予算を組む、予算の編成過程の情報を公開し透明性を確保する、といった原則にのっとり、健全で規律ある財政運営の確保を図られたい。

未利用地の活用

大阪市は大阪市内の約４分の１の土地を保有しているところ、不用な資産を洗い出し未利用地を売却することなどで財源を捻出すること。また、将来の行政需要を見越した上で継続的に保有する土地については、判断基準等を明らかにするとともに、保有期間中も貸付けを行うなど、有効活用を図り、本市歳入の確保やまちの活性化に努めること。

未利用施設処理及び地域再生

現在の未利用地、未利用施設は元所管部局が以降の利用が無いと判断したものに限られ、実際には今後の活用方針が未定のまま供用廃止されている施設も相当数あると推察される。当初の建築目的での供用が廃止されたものは一旦未利用施設として整理するなど一層踏み込んだ市有財産の有効活用を検討されたい。

大阪市が巨額の税金を投じながら経営破綻した施設に関し、閉鎖後も諸経費を要しながら放置されている状態を止めるよう対策を講じること。加えて、地域の実情・ニーズに応じて、区長マネジメントのもと地域の活性化を図ること。

公共施設の適切な維持管理・更新

公共施設のあり方についても規模の最適化に向けて情報の一元化を計り将来の計画を立てること。建て替え集約の際の仮設建設の際には費用負担や用地取得に要する時間コストなども鑑み、既存市有地・市有施設などを有効的に活用すること。

市債残高の削減

令和４年度末で２兆2,331億円ある一般会計の市債残高について、将来世代に負担を先送りしないため、「実質市債残高倍率」の目標を 上回らないよう、適切にマネジメントを行うこと。

未収金対策

国民健康保険料などの未収金に対しては年々目標をあげてしっかり取り組まれているが、財源確保に加え、そもそもの受益と負担の公正性が担保されるよう、収納対策に取り組むこと。さらには、原因の分析等に努め、全国平均など適正な目標を定めて実行すること。

特定調停団体への関与見直し

特定調停を経た団体について、経営の自立化を一層促すとともに、市の関連支出の不断の見直しを図ること。

収納事務の見直し

現在、各局で行っている収納事務を整理するとともに、全市横断的な収納システムを構築し、コンビニやカード払いなどの促進及び市民の利便性向上を図ること。収納事務のＤＸを推進し、市税事務所の集約化を一層進めること。

２）住民自治の拡充および都市内分権

区政のさらなる充実

市民サービスを拡充していくための最前線にいる区政をさらに前に進めるため、区ＣＭ事業の見直し拡充を行い、必要な権限・予算を拡充するとともに、本市としてこれを支援するための適切な体制を整えること。

３）新・市政改革プランの確実な遂行

新たに作成された新・市政改革プランを確実に遂行し、2040年問題を念頭に、ＤＸの推進等による全庁横断的な改革を行い、業務コストの縮減と市民サービスの向上を急ぐこと。

ⅱ）行政機構改革

１）経営形態の変更

他都市と比較した大阪市役所の最大の特徴は、現業職が圧倒的に多い点であるので、民間でできることは民間で行い、役所は民間では行うことができない業務を行うべきである。また、大阪府全域で行うことが効率的といえる業務について、本市が単独で行う必要はない。

このような観点から、現業部門について組織改廃による分限処分も行い、聖域なき抜本的改革を実現すること。これにより、市民にとってのメリットを向上させるとともに、職員の人件費等の経費を大幅カット、不要となった不動産等の資産を売却することなどで財源を生み出すよう要望する。

水道事業への新たな経営手法導入の検討

安心・安全な水道事業運営を行うため、事業の持続性及び公共性を担保することを前提として、基幹管路耐震化ＰＦＩ事業の導入により、切迫する南海トラフ巨大地震対策の一層の促進を図ること。

よりニーズに合ったＰＦＩ事業の検討を行うこと。

ごみ収集業務の民間化

ごみの収集業務の民間化を普通ゴミも含めスピード感をもって進めるとともに、収集業務の担い手となっている許可業者数の拡大や入札参加資格要件の緩和など、より競争性を高める手法を取り入れ、ごみ処理にかかる経費を削減し、サービスの向上を図ること。また、ごみ減量施策を着実に実行しつつ、事業系と家庭系で分けた目標を策定し、現況に鑑み適正なごみ処理体制の構築や、必要に応じた計画・目標の見直しを図ること。

コミュニティ回収に資するごみは民間に任せること。

保育所・幼稚園の民営化

推進の妨げとなる課題を解消し、これらの施設の民営化を達成し、柔軟かつ利用者目線に立った運営を可能にし、幼児教育の充実、待機児童の解消、子育て・福祉サービスの向上を図ること。

特に、公立保育所の民営化については、令和４年３月に策定した「公立保育所民営化推進計画」に固執することなく、柔軟な手法を取り入れ、全市的な課題として着実に民営化を進めること。

また、保育所の調理員の民間委託化など、できるところから民営化を進めること。

幼稚園は民営化が進んでいないことから、幼保連携を進め認定こども園などの手法を用いながら早急に対応すること。

行政のブロック化

ニアイズベターのより一層の実現に向け、市内一括で行なっている市の施策についてブロック化などの手法により、行政による縦割りの弊害をなくしエリアごとに異なる住民ニーズに寄り添う体制を構築すること。また、現在局ごとに異なる既存のブロックについても、区長をトップとした地域マネジメントがより一層効果的となるようエリアの統一を図ること。さらに、市長の任期中に効果が発動するよう計画を立てて行うこと。

２）公務員制度改革

公務員に対する市民の信頼を高め、市民のための組織に変えていくため、下記の項目にあげる公務員改革をより一層断行されるよう要望する。

要員計画

・ＤＸの推進と行政事業の効率化を見据えて職員数の適正配置を行うこと。また、職員数の削減に合わせて役職ポスト数も削減目標を立てて削減すること。

・特に現業職員は技術・ノウハウの継承のため採用を再開したが、業務自体を直営で行う必要性があるのかといった視点も含めて今後の要員計画を慎重に検討すること。
・早期退職などの制度も活用し、目標値に合わせた削減目標を着実に遂行すること。

採用・評価制度改革

・市政運営の一層の質の向上のため、職員の資質・能力に基づいた適材適所の配置及び人材育成を行い、能力がより高く発揮できるよう努めることが重要である。また、幹部公務員については、年功序列ではなく、公務員内外を問わず、やる気と能力のある者を積極的に登用する必要がある。その観点から、改めて所属長ポスト等について広く内外から公募するとともに、さまざまな職階における外部人材登用の検討など、官民の人材交流による組織の活性化をより一層図られたい。また、平成25年度から導入した相対評価の見直しについて、今後の運用を注視し、さらなる人材育成につなげるとともに、昇給・昇格・勤勉手当への反映等、メリハリのついた処遇を引き続き徹底することにより、意欲の向上を図ること。加えて、人事や評価については説明責任を果たせるよう、人事の透明化に努めること。
・人事管理制度に関して外部の有識者を入れた検討委員会を設置し社会情勢に即して改革していくこと。

人材育成

本市に必要な人材を育成するため、本市が置かれている環境、技術革新の状況に応じて、研修内容の変更、ジョブローテーションの最適化を行うこと。特にＩＣＴに関しては日進月歩であり、丁寧にキャッチアップしたうえで、本市の業務に必要なスキルセットの明確化を行うこと。また、ＩＣＴ環境の整備された民間事業者との積極的な人材交流、即戦力人材の戦略的な採用等を進め、ＩＣＴを活用した働き方を本市職員が実体験し、本市の業務のあり方を客観的に見直す事ができるよう努められたい。

ポスト2025を見据えた働き方改革の推進

・職員の能力を最大限に引き出し、組織パフォーマンスを高めるために、「ワーク・ライフ・バランス」を推進し、柔軟な働き方や超過勤務削減、業務の効率化などを進めること。特に、従来のワークスタイルを前提としない働き方が強く求められている中、2025年以降のポスト万博社会を見据え、新しい働き方の絵姿として取りまとめられた「大阪市働き方改革実施方針」に基づく取り組みについて着実に職員の働き方改革を進めていくこと。

３）ガバナンス改革

全体の奉仕者である公務員として、信賞必罰は必要である。適性を欠く職員、勤務成績不良の職員や適格性を欠く職員に対しては、職員基本条例に基づき懲戒処分・分限処分を厳格に実施することにより、組織の規律及び公務の適正な運営を確保し、度重なる不祥事などによって失った市民からの信頼を回復することに注力されたい。

４）効率的な業務執行体制の確立及び組織の再編

新たな行政課題や住民の多様なニーズに対して、効果的かつ迅速に施策を実施するため、縦割りによる弊害が生じないよう、全庁的な連携や横串を意識した業務執行体制を再構築すること。

５）ＤＸの推進

令和５年３月に策定された「Re-Designおおさか～大阪市ＤＸ戦略～」に毎年見直しをかけることでデジタル化の取り組みを弛まず増進させること。縦割りの弊害をなくすＤＸ戦略に特に注力し、局事業のみの進捗管理ではなく、既に取り組んでいる事業のデータの活用による民間活用や、他局の事業への相乗効果の発揮など全庁的な最適化に取り組むこと。

６）再就職規制

ルールに基づき今後も適正に管理すること。

７）外郭団体の削減

外郭団体の指定を外れることによって市民生活に不利益が生じると合理的に認められるもの以外は、基本方針として全廃を目指すこと。

ⅲ）府市一体事業の推進

府市事業整理は一旦、府市一体条例（大阪市及び大阪府における一体的な行政運営の推進に関する条例）により恒久的に運営されるものとなっているため、今後は事業が滞りなく推進するようにすること。

Ⅱ．豊かな大阪のため（成長戦略）

都市機能を強化し、高機能な都市を目指すこと。内閣府より選定を受けた、「世界に伍するスタートアップ・エコシステム拠点形成戦略」における「グローバル拠点都市」として、継続的にイノベーションが生まれる環境（イノベーション・エコシステム）の構築に向け、うめきた先行開発区域の知的創造拠点ナレッジキャピタルにおいて、世界から人材・資金・情報を引き込むグローバルイノベーション創出支援事業を推進すること。

ⅰ）産業育成

１）イノベーションと新産業育成

大阪産業局の活用

府市の中小企業支援の強みを融合した大阪産業局を中心に、大阪経済の発展のために活用すること。具体的にはＯ－ＢＩＣとＪＥＴＲＯと連携して国内外の販路開拓や経営相談等の支援策に取り組むこと。

2025年大阪・関西万博の成功に向けて

新たな観光や産業のイノベーションの創出など、非常に大きな経済効果が見込まれる万博の開催に向けて、実施主体となる（公社）2025年日本国際博覧会協会と連携して準備に取り組むこと。

また、大阪パビリオンについては、万博のレガシーとして魅力を発信できるように整備されたい。

大阪・関西万博の跡地計画について

万博開催地の跡地利用については、速やかな再開発に着手するため万博の開催日までにその跡地計画を策定し、撤去工事と再開発工事がシームレスにつながるよう努めること。

スーパー公設試

大阪産業技術研究所において民間と協同で連携を深め、技術革新を進める企業の目標数を持ち支援されたい。

大阪公立大学による産学官の連携強化

大阪公立大学について、産、学、官の連携をさらに強化し、「都市のシンクタンク」「技術インキュベーション」機能を果たし、大阪の発展を牽引する「知の拠点」として、中小企業の技術革新やサービスの開発並びに新事業展開を促進すること。

生活支援型サービス産業・都市型サービス産業の強化

医療・介護・福祉などの少子高齢化社会を支える生活支援型サービス産業や、大阪の幅広い産業を支える対事業所向けビジネス支援サービスを強化されたい。

ハイエンドなものづくりの推進

中小企業などによる新たな研究開発プロジェクトの創出や、ものづくりを支援する体制の充実などにより、大阪から付加価値の高い技術や製品を数多く生み出すことを目指すこと。

成長分野に挑戦する企業への支援・経済活動の新陳代謝の促進

挑戦を促す支援の強化や、成長分野への参入の促進など、努力する企業ほど優遇される仕組みへ転換を図り、果敢に挑戦する中小企業を応援する制度を構築されたい。また、2025年大阪・関西万博を見据え、空飛ぶクルマ等の新たな技術や、ライドシェアをはじめとした柔軟なアイデアの実装や実証の支援に取り組むこと。

２）ハイエンド都市の実現

スマートシティ

ＩＣＴを活用した行政のデジタル化の取り組みを推進するとともに、住民生活の質の向上を実現するため、先端テクノロジーを活かした大阪にふさわしいスマートシティの実現を進めること。

マイナンバー制度の活用

市民サービスの更なる向上を図るため、マイナンバーカードの取得により、あらゆる市民サービスが効果的に享受できるよう制度の活用の検討を進めるとともに、市民の個人情報の漏えい等が発生しないよう、情報セキュリティの確保に取り組むこと。

希望する全ての市民が円滑にカードを取得できるよう、申請環境及び交付体制の整備を促進するよう区役所と連携して取り組むこと。

大学を中心とした大阪城東部地区のまちづくりの推進

「大阪城東部地区のまちづくりの方向性（大阪府・大阪市 2020年９月）」に基づき、大阪メトロ森之宮新駅を早期に実現し、民間活力の導入を図りながら、観光集客・人材育成・商業・居住機能等の集積による多世代・多様な人が集い・交流する国際色あるまちづくりに取り組むこと。

新大阪駅周辺地域のまちづくりの推進

「新大阪駅周辺地域都市再生緊急整備地域まちづくり方針2022（2022年６月）」に基づき新大阪駅エリア・十三駅エリア・淡路駅エリアを一体として捉え、世界有数の広域交通ターミナルのまちづくりをめざし、官民連携した取り組みを推進すること。特に、都市再生緊急整備地域に指定された新大阪駅エリアにおいて、都市再生制度を活用した民間都市開発の促進に取り組むこと。

外国人高度専門人材等の受入拡大

在留資格等に関する規制緩和の国への働きかけや、外国人高度専門人材の意欲を高める環境整備など、「学ぶなら大阪」「働くなら大阪」と思われる都市を目指すこと。

また、日本語の指導が必要な子どもたちのための専門的な教育環境を整備すること。

成長を支える基盤となる人材の育成力強化

小・中における英語教育の充実や基礎学力の育成、成長を支える基盤となる人材の育成力を強化されたい。

新たな女性支援の枠組みの構築

女性が尊厳と誇りをもって生きられる社会は女性活躍・男女共同参画の大前提である。近年、身近な問題として顕在化する困難な問題を抱える女性への支援体制の整備及び支援サービスの充実・強化を図り、女性が安心かつ自立して暮らせる社会の実現に向けた取組みを進めること。

３）国際金融都市

府市、経済団体など官民一体となり、国際金融都市の実現に向けた取り組みを進めること。

国際教育に対応した教育機関の充実、投資家と企業をマッチングする仕組み作り、ビジネスネットワークの構築や情報共有のためのプラットフォームの整備に努めること。

ⅱ）都市基盤整備

１）都市基盤整備

脱炭素社会を先導する都市づくり

電気自動車など次世代自動車の普及を促進し、また、快適で環境にやさしい建築物への誘導を行う制度を推進し、地球にやさしい都市づくりを目指すこと。

事業者のＣＯ２排出削減の取り組みを積極的に支援する仕組みの構築や、啓発に努めること。

地産地消エネルギー政策

民間資本を活用したエネルギー政策、地産地消のエネルギー政策を目指し、省エネルギーや再生可能エネルギー利用の促進を図ること。新エネルギーについても太陽光発電・木質バイオマス発電・水素エネルギーなどの導入を検討するとともに、市域に地下水が豊富にあることを活かした帯水層蓄熱の導入拡大を検討すること。

シェアリングエコノミーの促進

シェアリングエコノミーについて、個人と個人・企業等の間でモノ・場所・技能などを売買・貸し借りする等の経済モデルにより、交通・環境等社会問題の解決に向け、その活動が一層広がるよう公共施設の積極的な供用なども含めて具体的に支援すること。

２）都市交通のグランドデザインの再構築

道路空間再編の取り組み

世界を魅了するポテンシャルを持つ大阪のメインストリートである御堂筋を、人中心のストリートに変えていくべく、道路空間再編の取り組みを実施するとともに、民間活力の導入を促進し、賑わいの創出をはかること。

都市交通としての自転車専用レーンの整備

主要な交通政策がカーボンフリー、またはカーボンニュートラルへと転換されていく未来を想定し、自転車を主要な都市交通の１つと位置づけ、利用者が安全かつ快適に都市内を移動できる様、現在の様な車道上のペイントではなく独立した自転車専用レーンの整備を御堂筋や中央大通りなどにおいてモデル的に進めること。

物流を支える高速道路機能の強化

物流円滑化や住民の環境改善の観点から、大型運搬車両が既成市街地を通過することなく目的地までアクセスできるよう、都市のあるべき姿を見据えた広域的な道路ネットワークの形成に向けて府市一体となって、確実な整備を進められたい。

都市計画道路の早期着手

「都市計画道路の整備プログラム（平成28年９月）」を着実に進捗させるために必要な予算を確保するとともに、都市計画道路の整備に早期着手することで、交通の利便性や都市の防災性を高め、都市機能の向上を目指すこと。

道路・鉄道

淀川左岸線（２期）及び延伸部整備による、ミッシングリンク解消等により、阪神都市圏の道路ネットワークの強化を目指すこと。特に、淀川左岸線（２期）については、新大阪・大阪駅と万博会場とを結ぶアクセスルートとしての暫定利用に向け整備を推進すること。

また、踏切除却により、踏切渋滞、事故の解消など都市交通の円滑化及び市街地の一体化を促進するとともに、市内に残る踏切の安全性の確保、立体交差化なども進めること。
「ＪＲ片町線・東西線 連続立体交差事業」により、ＪＲ京橋駅東側の踏切の除却を推進することで、交通アクセスの向上を図ること。
また、ＯＴＳの鉄道事業部門については将来的な大阪メトロとの一本化も含めて検討を深め、駅舎リニューアルなども含めた一体的な都市開発に資する体制を模索すること。

３）都市魅力向上

地域の既存資産を活かした都市づくり

高齢化が進む都市の再生、地域の資源を活かした景観形成やまちづくりの促進など、中之島エリアの整備は進んだことから、続いて天王寺周辺の既存の公的資産・民間資産を有効活用し、都市の活力を再生することを目指すこと。また、魅力ある都市環境の創出を目指し、美しく風格ある都市景観の形成や官民連携によるエリアマネジメントを推進するとともに国内外へ戦略的な都市プロモーションに取り組むこと。

うめきたのまちづくりの推進

うめきた２期区域における「みどり」と「イノベーション」の融合拠点の形成とそれを支える基盤整備を確実に行うこと。

なんば広場の魅力化

なんば駅前の広場については、「なんば広場マネジメント法人設立準備委員会」と連携し、賑わいの創出や安全・安心の担保についてきめ細かに運営管理を行うこと。

難波宮跡公園の環境改善

北部ブロックの工事が始まり、南部ブロックの維持管理と魅力向上業務も進み、企画されるイベント等も増え賑わいが増していることから、多くの方への憩いの場となるように引き続きホームレス対策等の環境改善に徹底して努めること。

ベイエリアの魅力化に向けたマスタープランの策定

これまで本市はベイエリアの魅力化に向けてクルーズ船の母港化などに取り組んできたが、一方でベイエリアの土地利用については従前の港湾荷役を主とする考え方から大きく変わっておらず、老朽化した平家建ての上屋が岸壁沿いに多く並んでいる。大阪港湾局の発足により港湾物流は大阪府営港湾も含めた大阪湾一円で最適化することが望ましい。よってベイエリアの土地利用については単に大阪港湾局の所管事務とするのではなく、レジデンス、エンターテイメントなど幅広い視点から魅力化に向けたマスタープランを策定すること。

民間活力の導入による公園の活性化

鶴見緑地・長居公園や靱公園などの公園の活性化に向け、ＰＭＯなど積極的に民間の力を活用すること。
また、中規模公園へのＰＰＦＩなどの取り組みを進め、市内公園の魅力化に努めること。

公共施設・公共交通・道路のユニバーサルデザイン化

2025年大阪関西万博に向けて、公共施設・公共交通及び道路のバリアフリー化を更にスピード感を持って促進するとともに、電動車いすの貸し出しなど、障がい者、高齢者等が利用しやすいサービスの充実を図ること。

放置自転車対策

リアルタイム撤去の検証を進めると共に、繁華街においての夜間撤去の再開と、保管手数料を適切な金額に設定すること。民間活力、資本を利用した対策も取り入れ、放置自転車ゼロを目指すこと。

特にキタやミナミの繁華街においては放置自転車を始め、置き看板やテーブルや椅子などで道路が塞がれており歩行者が車道を通行する状況にあり大変危険であることから、道路環境の改善に向けて強化した取組を行うこと。

全市横断な空家対策

空家等対策計画に基づき、全市横断な空家等対策の取り組みを推進すること。

市営住宅のあり方の見直し

従前どおりの建て替え手法ではなく、子育て世代へのアプローチも踏まえて、大阪市内の空家状況について総合的に計画し、将来の人口推計に対応出来る戸数の計画を立て実施すること。現地建て替えだけではなく集約化の方向で進めること。

斎場・霊園・葬祭場

斎場について、「大阪市立斎場整備事業基本構想」に基づき計画的に整備を進めるとともに、社会情勢等の変化等を引き続き注視し、安定的かつ効率的な運営に取り組むこと。

霊園、葬祭場については、将来の都市の姿などを見据え、運営のあり方を検討し、見直しを行うこと。

ペット火葬に係る条例の設置

ペットが家族と同様の扱いを受ける事が一般的となった社会情勢に鑑み、ペットの火葬場に係る規定を整備することにより、亡くなったペットを悼む場と住民の安寧な生活空間の両立を図ること。

迷惑行為防止の取り組み

市民の安全・安心な暮らしを守るべくマナーの向上を図り、ひいては2025年の万博までに国際都市大阪に相応しい美しいまちづくりを進めること。ペットのふんの放置、道頓堀川への飛び込み、客引きや、路上喫煙、ポイ捨てなど人に迷惑をかける行為を、条例等の制定によって抑止すること。

ⅲ）観光戦略

１）観光集客都市

国際エンターテイメント・コンベンション都市の創出

夢洲における国際的なエンターテイメント機能やＭＩＣＥ機能を持つ国際観光拠点の形成に向け、多くの集客や高い経済波及効果が期待できる、カジノを含めた統合型リゾートの立地などを促進し、世界最高水準のエンターテイメント・コンベンション都市を目指すこと。

一日約22万９千人の来場者を見込む万博会場へのアクセスについて、例えば、神戸港などから直接夢洲へ繋ぐ海上交通やパークアンドライドなどを活用するなど、万博会場への更なるアクセス向上策の検討に取り組むこと。また、万博会場周辺の整備や万博に向けて淀川左岸線（２期）をはじめとしたアクセス向上や、安全性の向上、にぎわい・魅力の向上に寄与するインフラ整備等を推進すること。

関西観光ポータル化の推進

大阪の観光魅力の向上を図るとともに、関西各地の観光資源を活かした観光ルートの開発などを行い、大阪が海外からの観光客の「玄関口」となることを目指すこと。また、外国人旅行者等に対応するため、観光案内表示をはじめとした多言語対応の充実など受け入れ環境整備に取り組むこと。

大阪市域全体のＷｉ－Ｆｉ化

電気通信事業者に対する公共施設の空間開放を積極的に行い、大阪観光局や民間事業者と連携を図り、市域におけるＷｉ－Ｆｉ設置の拡大と通信環境の改善に取り組むこと。

水都大阪として観光拠点の活用【改訂】

ベイエリア、水の回廊等河川を観光集客の拠点として府市一体で舟運連携を積極活用し、経済を活性化し雇用を創出すること。

客引き禁止の更なる取り組み

キタ地区・ミナミ地区・京橋地区の客引き行為等の一層の適正化を図ること及び、状況に応じて、客引き行為等適正化重点地区の追加を検討すること。

また、重点地区、禁止区域追加の際には、既存エリアの巡回・指導等が維持できるよう、客引き行為等適正化指導員（警察ＯＢ）を適正配置し、22時以降の対策について、民間活力を導入するなど対応すること。

インバウンドを想定した帰宅困難者・安全対策

今後回復が見込まれるインバウンド旅行者が、災害やテロから安全を確保するための対策を行うこと。また、それらの対策を多言語で表示することができるよう旅行者の安全確保に努めること。

路上喫煙の市内全域禁止

路上喫煙禁止地区の市内全域対象に向けて、実効性のあるよう体制を整備するとともに、適切な分煙体制を整えるため、喫煙場所については公設置の整備促進に加え、民間設置の促進・拡大を図るよう努めること。

喫煙場所の整備方法については、民間設置に関しては、今後、柔軟な発想で創意工夫を行うこと。公共施設に関しては、誰もが利用できる屋上等に健康増進法で定める特定野外喫煙場所の設置を進めることにより、整備促進をはかること。

喫煙場所の減少により、喫煙者が喫煙場所までの長距離移動を避けて、指定喫煙所以外での路上喫煙、ポイ捨ての増加が起きないよう、周囲通行人に対して健康被害が及ぶ可能性が想定しにくい人流の少ないエリアに関しては、簡易な喫煙エリアの設置を促進すること。

財源については、本市が受け入れる地方たばこ税の活用も十分考慮すること。

２）文化都市の確立

文化振興を施設等の箱モノ建設や整備だけと捉えるのではなく、大阪全体で芸術家等が活動・発表できる場を多面的に提供することを目指すこと。

ＩＲ実施協定を締結した事業者を中心に、2030年の開業までの間に、大阪を本拠地とする新たな文化芸術コンテンツの開発に取り組むこと。

大阪国際芸術祭の開催並びに定着に向け、具体的な計画の策定に着手すること。

スポーツ振興【改訂】

令和４年に改定した「第２期大阪市スポーツ振興計画」に基づく施策を推進され、スポーツによる健康・生きがいづくり、スポーツによる持続可能で活力あるまちづくり、人と人がつながるスポーツコミュニティづくりを図ること。

世界的な大規模スポーツイベントの誘致や、舞洲スポーツ振興事業をはじめとするプロスポーツチームとの連携を推進し、子どもや市民にスポーツへの機運を高めるような施策に取り組むこと。

Ⅲ．安心できる生活のため（住民生活）

ⅰ）教育

１）学校教育

教育振興基本計画の推進

大阪市教育振興基本計画の推進にあたっては、大阪市教育行政基本条例及び大阪市立学校活性化条例の趣旨を踏まえ、校長のマネジメントの下で教員が切磋琢磨して特色ある

教育を進められるよう引き続き改革を推進し、これからのグローバル社会で求められる自立した人材が育成できるような多様性を踏まえた教育の充実を図ること。また計画の実現にあたり、明確な達成指標の設定、進捗状況のモニタリング、未達成事項の課題発見等、取り組み状況を適時開示していくこと。

教育行政の分権化

・区長、校長、保護者・地域との連携をさらに強化し、地域の教育課題を地域で解決できる教育行政の分権化を一層推進させること。また、教育委員会事務局の４ブロック化においては、きめ細かい現場への支援を引き続き推進すること。
・教職員の人事に関しては、ブロックの意向を反映できる人材育成や人事政策のしくみを構築すること。

不登校対策

・不登校対策として学校への復帰を前提とするのではなく、何らかの理由で登校できない生徒に対する教育のセーフティネットとして、教育の機会の保障のためにＩＣＴを活用したオンラインでも可能な教育を提供するとともに、ＩＣＴを活用した遠隔フォローの仕組みを実現すること。
・不登校特例校の検証を進めるとともに、その教育内容においても既存の教育方法にとらわれることなく、児童生徒の生きる力を養うことを前提にした、柔軟な教育を行うこと。

いじめ対策

教育委員会の責任においていじめ対策に対する最新の知見を不断に収集し、発見・認定及び対応をとるための科学的根拠のある取り組みを全学校園で行うよう徹底を図ること。特にいじめの発見や対応に関しては、児童・生徒のコミュニケーション環境の変化も鑑み、「教員が見つける」ことの限界も直視した上で、ＩＣＴの活用やＳＮＳを活用した継続的ないじめ相談体制を構築するなど、より実効性の高い手法を柔軟に取り入れること。

校長公募

校長を積極的に内外から広く公募し、引き続きマネジメント能力が高い人材の登用を図ること。あわせて、学校の組織マネジメント体制の確立と、管理職の負担軽減を目指し、副校長、教頭補佐（首席）、教頭補助の設置拡大を図ること。

人事評価の制度構築

市立学校における教員の任用について校長の意見を反映させることができる制度を構築すること。また、人事評価の制度構築においては、優秀な教員の確保につながり、納得性の高い評価制度となるよう、人事評価の結果を給与及びその他の処遇に反映させることを前提にメリハリの効いた評価制度として再構築すること。
ＩＣＴを活用した授業を効果的に行えているかといった指標についてはより重要な項目として位置付けること。

教員が授業に専念できる体制づくり

中教審答申をベースに校務分掌の見直しを進め、真に教員がやるべきもの以外の業務は委託、または廃止するなど、教員が授業に専念できる体制を整えること。
校務支援におけるＤＸ化のさらなる充実を図ること。

教育現場における様々な危険回避のためのリスクマネジメントの強化

学校事故の回避に向け、学校事故の発生状況・発生率等の分析を行った上で、リソース投資の最適化の観点をもって事故防止対策を行うこと。事故発生事案・対策効果を全市的に共有・蓄積し、リスクマネジメント力の強化のための研修の充実を図ること。

全国平均を上回る学力・体力の実現

低迷する大阪市の学力状況の原因を把握すると共に、その解決に努めること。

全国学力・学習状況調査等を基準に、将来の目標として、全国平均を上回る学力・体力の定着を見据えた計画を策定し、年度毎の数値目標に対してＰＤＣＡサイクルを確立することにより、全ての子どもたちに質の高い教育の提供を行うこと。

多様化するニーズに対応した公教育の実現

グローバル人材の育成や、探求型学習の深化など、生徒・保護者の多様なニーズに応えることができるよう、幅広い選択肢の中から自分にあった教育を選ぶことのできる公教育の実現を目指して、小中学校にも公設民営の手法が可能となるよう国に法改正を求めるとともに、現在の子どもたちへの選択肢を保証する観点から、現行の制度において実現可能な公設公営学校として特徴ある教育を実施する小中学校を早期に整備すること。

ＩＣＴ教育

小中学校の児童・生徒に対して整備したＩＣＴ端末について、学用品のように使用させるとともに、児童生徒の学力の向上のために、 授業における学習支援、自宅等においての学習支援ソフトの利用、予習・復習としての授業動画の活用を進めるとともに、保護者、児童・生徒、学校との連絡利用等の実施、災害時等における連絡網を構築するなど、ＩＣＴ機器の利用を最大限に図ること。

知識伝達はできる限りテクノロジーを活用しラーニングマネジメントの導入などによって個別最適化に努め、児童・生徒一人ひとりとの時間をより多く確保できるようにすること。

一人一台のＩＣＴ端末を活用した学びを進めるため、教員が日常的にＩＣＴを効果的に活用した授業の実践ができるよう、研修などのサポート体制を充実させること。

情報リテラシー教育

児童・生徒がSociety5.0の時代を生き抜いていくために、教材開発や指導支援について民間事業者にも協力を求めながら、小学校の低学年からの発達段階に応じた系統的な情報モラル教育や情報リテラシー教育の推進を図ること。

生きる力を育む「性に関する指導」の充実

令和５年度の各学校での状況を総括するとともに、子どもたちに９年間のカリキュラムが必ず実施されるよう枠組みを構築すること。また、教員の理解と意識向上に積極的に取り組むこと。

学校図書館の機能強化

学校図書館の機能強化及び蔵書の充実を図り、児童・生徒の学ぶ意欲、学ぶ力を高めるサポート体制を整備すること。また、図書館の利用時間を増やすための取り組みを充実させること。

部活動について【改訂】

学校の部活動について、今後地域クラブへ移行した場合には、 教員による教育活動の延長ではなく、目的を明確にした社会活動と位置づけること。

学校配置適正化

より良い教育環境の整備を図るため、学校配置の適正化を進めること。また、教育環境の改善を着実に進めること。

園児数の減少が著しい市立幼稚園について、教育的な観点からも今後のあり方の検討を急ぐこと。

小中学校の標準服の見直し

近年では時代に合わせた検討がなされ、大阪市内においても複数の中学校で詰襟の学生服やセーラー服からブレザーへ変更され、女子もスラックスが選択できるように見直し

が行われている。学校が保護者や子どもたちから意見を聴き、多様な価値観に対応した幅広い選択が可能となるよう、教育委員会は働きかけを行うこと。

２）幼児教育

幼児教育の質の向上

大阪市保育・幼児教育センターにおいて教職員・保育士等の資質向上等、乳幼児期の教育・保育の質の向上を図る取り組みを充実させること。また、私立学校園との連携を強化するため、休日等にも利用できる体制を構築すること。

ⅱ）子育て

１）深刻な児童虐待ゼロに向けた取り組み

児童相談所の機能強化

児童福祉司等の拡充及び人材育成を進め、児童相談所機能の充実を図ると同時に、各児童相談所が所管内の区役所や学校、その他関連民間施設とも連携を密にし、重大な児童虐待ゼロの実現に努めること。

子どもの貧困対策

子どもの貧困対策については、貧困の連鎖を断ち切り、家庭環境に関わらず、子どもが自らの将来を切り開くための力を身につけられる環境を整備するため、「大阪市こどもの貧困対策推進計画」に基づき、着実に進捗させること。

特に子どもの貧困を生み出す大きな要因となっている両親の離婚後の養育費の不払いについて、国の動向を注視しながら、子どもの養育費の確保に向けた取り組みを進めること。

ヤングケアラー支援

実態調査に基づき、必要な方に必要な支援が届き、子どもたちの学びたい気持ちが阻害されることなく、身近に相談できる体制を構築し支援を行うこと。

待機児童対策のさらなる推進

保育人材確保に関しては、業務負担の軽減や職場環境の改善も含め、夜間保育所の見直しなど必要な施策を実施すること。

幼稚園の認定こども園への移行、企業主導型保育事業の広報等も含め既存保育施設の最大限の利用を進め、行政区の枠を超えたエリア最適化の観点をもって施設整備を進めるとともに、保育士確保のための実効的な施策を行うこと。

児童虐待防止体制の連携強化

深刻化している児童虐待について、区役所や保育所・学校はもとより、関連するその他の行政機関や地域ボランティア、ＮＰＯ団体等における防止体制の連携を強化すること。

予期せぬ妊娠を減らす取り組み【改訂】

10代が匿名・無料で気軽に相談でき、性教育をも受けられる「ユースクリニック」増設への取組みや補助金の検討など、予期しない妊娠を減らす取り組みを進めることと、子どもたちへユースクリニックの周知を図ること。「性・生教育」については、外部講師の活用を積極的に進めること。

里親委託率の向上【改訂】

本市の里親委託率は国が掲げる目標を大きく下回っているため、里親となろうとする者の研修や登録等の入り口の障壁を可能な限り低減し、代替養育を必要とするこどものセーフティネットとして受け皿となる里親開拓を拡大し、里親委託を推進すること。

２）子どもを産み、育てやすい社会の実現

妊娠・出産にかかる自己負担の軽減・無償化

国に対しては保険適用を要望しているところだが、妊婦健康診査について、全ての妊婦が安心・安全な出産ができるよう経済的負担の軽減のため、公費負担の充実を図ること。

多子世帯の保育所利用者負担軽減について【新規】

現在、第一子が小学生以上になった場合保育所利用料の多子減免は適用除外となっているところ、年齢制限を撤廃し、子どもを産み育てやすい環境の充実を図ること。

病児・病後児保育事業の充実

病児・病後児保育事業については、事前予約制となっており子どもの突発的な発熱等、真に必要な時に利用できないケースも少なからず発生していることから、住民生活の実態に即した使いやすい制度となるよう充実を図ること。

不妊に悩む方への支援の拡充

不妊治療については、こどもを望む方が安心してこどもを産み育てられるように、国の動向や保険適用後の状況を注視し、他都市での取り組みも参考にしながら、本市においても、効果的な不妊治療の支援についての取り組みを進めていくこと。

新婚・子育て世代の市内居住の促進

少子化に歯止めをかけ、活力ある大阪市を取り戻すため、新婚・子育て世代の市内居住を促進すること。

母子手帳交付時の対応

大阪市版ネウボラの取組を通して、保健師の顔の見える化を進めるとともに、例えば、産前産後うつやイライラしたときなどは１人で抱え込まずに、区役所や民間の相談窓口など、気兼ねなく相談できる場所があることを徹底して周知すること。また、父親に対しては、母親の体や心の変化に関する理解促進を図るとともに、妊娠期から積極的に子育てに参加するよう促すこと。

きめ細かな支援を行うための体制づくり

すべての保護者が安心して子育てができるよう、きめ細かな子育て支援策を展開すると共に、子育て相談の傾聴等を通して個々に応じた適切な支援につないでいくこと。子育て支援の一層の充実のため、産前のケアも含めた必要に応じた物心両面での支援体制を強化すること。

子育てをサポートするためのＩＣＴサービスの充実

現在各区で展開している子育てサポートサービスについて、全市展開することにより経費削減・サポートの質向上に叶うものがあるかどうかを精査し、既存システムの行政オンラインや各種ＬＩＮＥ公式アカウントでのサービス等、多くの方に使ってもらえるようなサービス展開を念頭において、ＩＣＴサービスの充実を検討すること。

子育て家庭へのレスパイトケア

昨今の核家族化等の状況から、保護者自身が支援を必要とする家庭が増加していると考えられ、負担軽減につながる具体的な対応が必要であることから、ベビーシッターの活用等による家事・育児支援や保護者が小休止できる支援の充実を検討すること。

習い事・塾代助成事業

家庭の経済状況による教育格差の是正と子育て世帯の負担軽減を図る習い事・塾代助成事業を推進するとともに、学校施設等を活用した民間事業者による習い事・塾代助成が利用可能な課外学習の拡充に努めること。また、本事業の制度運用、広報等の課題を検証し、制度目的を再度明確にした上で所得制限の撤廃に踏み切ること。

親子の居場所作り

児童虐待の未然防止として、子育てプラザ・つどいの広場・子育てサロンでは親同士のコミュニケーションや気軽に子育ての相談ができる場所として利用を活性化させる取り組みを進めること。

また、子ども食堂やそれに準ずる民間の施設においても連携し最大限のサポートに取り組むこと。

ⅲ）医療

中之島の未来医療国際拠点づくりの推進

中之島４丁目地区のまちづくりは、社学・産学連携拠点や、再生医療をはじめとする「未来医療」の国際拠点の実現に向けて、国、民間企業の参画や協力、支援を確保しながら、推進していくこと。

ギャンブル等依存症対策

現在、日本中に存在するパチンコ等射幸性の高い遊技による影響もある中、潜在的な患者が多いといわれるギャンブル等依存症者に対して、統合型リゾートの誘致を待たずに、抜本的な対策を講じること。

産科、小児科、救急医療等の充実、強化

医師不足等のため民間の医療機関で手薄となっている産科、小児科、救急医療等が充実、強化されるよう、大阪府をはじめ関係機関とも連携して積極的に取り組むこと。

がん検診・特定健診の受診率向上

受診率が低いがん検診等の受診機会の拡大を行い、民間および専門家の持つノウハウの活用や、成果連動型の発注方法など、これまでの取り組みを超えた取り組みにより受診率を高め、市民の健康保持増進に努めること。

また、目標値を年度ごとに定めて達成していくこと。

将来のパンデミックに備えた保健所体制の強化

感染症発生時における迅速な人員体制の構築、実践的訓練を含めた研修の実施など、将来のパンデミックに備えた保健所体制の強化に取り組むこと。

予防接種促進

データ化された予防接種台帳を活用する等、必要に応じて未接種者への接種勧奨を行い、定期接種の接種率を向上させるとともに、任意接種となっているおたふくかぜやインフルエンザ、風疹、帯状疱疹などの予防接種について、政令他都市並みの補助の拡大を検討すること。

特にインフルエンザにおいては、例年に比べて早期から流行が拡大しており、親の負担軽減や学校の授業確保の意味からも、早急に補助の拡大を行うこと。

予防接種に際しては、ワクチン接種の希望者への供給が担保できるよう取り組むこと。

ⅳ）福祉

「大阪市地域福祉基本計画」に基づき、施策の充実を図るとともに、各区の実情に応じた地域福祉の取り組みを推進すること。

１）高齢者福祉

地域包括ケアシステムの構築、特別養護老人ホームの整備等

医療・介護・予防・住まい・生活支援の一体的な提供を行う地域包括ケアシステムを構築し、さらに地域の特性・実情に応じた深化・推進に向けて、サービス提供体制の整備を進めるとともに、認知症高齢者支援施策の充実を図ること。

また、要介護認定者数の増加に対応し、必要性・緊急性が高い入所申込者が、引き続き、概ね１年以内に入所が可能となるよう整備補助を行い、必要な地域に整備されるようバランスを取りながら、計画的に特別養護老人ホームの整備を進めること。整備の補助金に関しては事業者の意見を聞き、協力に応じた改修工事にも適用させること。加えて、介護老人保健施設等の増設と必要な地域への適正配置を行い、施設・居住系サービスの充実を図ること。

健康寿命延伸に向けた予防･健康づくり

近年、平均寿命の延伸が顕著となり、平均寿命の延びとともに医療介護を必要とする高齢者数も増大し、これによる社会保障費の影響も大きくなることが想定される。健康寿命を延ばし、元気で健康に過ごしていただくためにも、健常から要介護へ移行する中間の状態である「フレイル」の状態で適切に支援を受けることで、多くの高齢者が生活機能の維持向上を目指すことができる。本市においてもこれからはフレイル対策を含めた高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施を推進していくこと。

２）生活支援

総合的な相談支援体制の充実

複合課題を抱えた要援護者等に対し的確に対応するため、区役所が調整機能を発揮し、ダブルケアなど複合的な課題に関しても各相談支援機関と地域と一体となった総合的な相談支援体制の充実を図ること。

生活保護の適正化

生活保護の不正受給を徹底的に排除するとともに真に必要な方に対しては救済すること。

また、働けるものには就労指導を徹底するとともに、明らかに扶養義務を果たすことが可能と認められる扶養義務者がいる場合はその義務を果たさせる等により適正化を進めること。

さらに、生活保護費の約半分を占める医療扶助の適正化も喫緊の課題であり、特に、電子レセプトデータの徹底した点検を行うとともに、頻回受診や重複受診者に対する適正受診指導などの取り組みを強化し、さらなる医療扶助の適正化を進めること。

ひきこもりへの支援体制の構築

本市はこれまでにも生活保護の適正化に取り組んできたが、8050（ハチマルゴーマル）問題、2040年問題など対策は待ったなしの状況であり、この世代でひきこもりとなっている方々が、今後、老後の備えのないまま生活保護に至らないための対策は急務である。そのため、ひきこもりとなっている方々のニーズに合った今後の支援体制等の構築に取り組むこと。

３）障がい児者支援

障がい者支援の充実

関係局の連携強化や、早期支援・早期療育体制の構築、特別支援教育の充実、就労支援の充実等、ライフステージに応じた乳幼児期から成人期までの一貫した支援を行うこと。

また、乳幼児期における障がいについては、早期発見・早期支援に関する重要性が高くなるため、早期の診断、診断の精度の向上、親への客観的な評価データの提供、関係者間のデータ共有を実現するためにも、現場においてＩＣＴを利用した評価補助装置等の充実を図るとともに、 関係機関において寄り添った相談支援を行うこと。

障がい者の子育て支援

子育て相談支援を担当する部署に障がいの知識を身につける研修等を導入するとともに、障がい者が子どもの親となった場合の専門的な相談支援機関を設置するなど、支援の構築に努められたい。

重症心身障がい児者支援のためのショートステイの拡充

在宅の重症心身障がい児者の地域生活を支援するため、医療的ケアに対応したショートステイの拡充等を図ること。

認定事務の迅速化

介護・障がい分野において、サービスの利用者増により、認定事務の遅延が生じないよう、人材確保・委託の適切な活用を進め、申請から認定までの期間の短縮を図り、介護は法で定める原則30日以内、障がいは要綱で定める原則45日以内の認定を実現すること。

手話に関する施策の充実

「大阪市こころを結ぶ手話言語条例」の制定を踏まえた支援の充実を図ること。
特に、聴覚障がい者が災害避難所で、負担なくコミュニケーションを行うため、ＩＣＴを活用し他都市との相互協約などによる遠隔手話通訳の導入に向けて検討されたい。

４）動物福祉

犬・猫の理由なき殺処分ゼロ

人と動物とが共存できる豊かな生活環境作りのため、飼い主・販売主・市民の意識の向上、引き取り数の削減、返還と適正譲渡の推進に関して具体的な目標を立て、その実行管理をした上、犬・猫の理由なき殺処分ゼロを目指すこと。多頭飼育崩壊を未然に防ぐため、通報窓口の設置及び解決に向けた支援を行うこと。飼い猫の不妊手術助成が適切に運用できるように取り組むこと。地域猫の申請にもオンライン化を進めること。
動物の愛護及び管理に関する法律の趣旨に違反する悪質な動物取り引き業者やペットショップといったペット産業関連業者に対して、適切な取り締まりを実施すること。

ｖ）防災

大規模災害対策の推進

南海トラフ巨大地震のみならず、直下型地震、台風、大雨の発生に備え、津波、高潮、大規模火災等への対策や地下空間の防災力強化等を積極的に推進すること。また、大規模災害対策の推進に関し、市営住宅等公的賃貸住宅の空き家活用、民間賃貸住宅の積極的活用、仮設住宅の設置等に関し広域的な視点から府市連携を進め、防災機能を強化すること。さらに、対策を計画通りに進めていくためにも、国への予算要望の際に危険物貯蔵施設並びに大規模避難施設が立地する箇所の重点配分や財政支援制度の拡充・創設などの措置を求めること。

避難所等のインフラ強化

災害発生時の避難所としての学校や区民センター、避難場所としての公園などの公的施設および民間ビル、マンションの緊急避難場所の機能について確保し、備品・備蓄の充実や避難所の運営の強化を図ること。また、災害時の被害を最小限に抑えるための無電柱化・共同溝建設及び下水管の耐震化を促進すること。さらに、近年の不安定な国際情勢を踏まえ、万一のミサイル攻撃なども想定した緊急一時避難施設の指定を急ぐこと。

ＩＣＴを利用した災害時の情報収集と発信

災害発生時には避難所情報はもとより、水道・電気などのライフラインに関する情報や、学校園をはじめとした行政施設の運営状況など市民に必要となる多種多様な情報を正確かつ適切なタイミングで発信すること。とりわけＳＮＳを活用したプッシュ型の発

信や、ＨＰの表示順序を変えるなどのプル型情報への適切な誘導などＩＣＴを効果的に活用した情報発信の仕組みの充実に取り組むこと。

大規模災害に対する消防力強化

大規模災害発生時に、１つの指揮系統の下、機動的に救援できる体制を整備するため、消防施設・装備の充実、大阪府内消防の一元化「大阪府消防広域化推進計画（１ブロック）」などを見据えて消防指令室の連携等を進め、消防力強化を大阪全体で図ること。

必要な人へ行き届く効率的な救急体制の整備

年間救急出動件数が増加している中、蘇生を望まない終末期患者に対する救急件数も増えていることから、主治医の指示書等があれば蘇生中止も判断できるルールを作成し、現場の混乱等を防ぎ、次なる現場へ急行できる体制の強化をすること。

地域防災組織の強化

昨今の多様な大規模災害に応じて、現実の災害発生時に迅速かつ安全な避難や災害弱者へのきめ細かい対応ができるよう、現在の行政区の危機管理機能を充実させるとともに、地域の防災組織の機能を強化するための支援を行うなど、平時の訓練等が真に実効性のあるものとなるような創意工夫を図ること。

災害備蓄倉物資の調達・保管業務の外部委託

自然災害の多発化、激甚化、南海トラフ地震などの災害に備え職員の方には災害対応に集中してもらうため、各備蓄拠点の確保や備蓄物資の調達・管理・配送などをトータルで行うための手法の民間活用の実効性について、マーケットサウンディングの結果を受け民間事業者備蓄物資管理の外部委託を進めること。

民間資本を活用した多機能案内板等の設置

広告料を利用した民間投資等により、地域の掲示板や道路案内板等のデジタルサイネージ化を行うことで、災害時に役立つ、多言語・Ｗｉ－Ｆｉ・防犯カメラ・蓄電といった、多機能な案内板の設置を図ること。

密集市街地の整備と住宅等の耐震化

密集市街地の総合的な整備を推進するとともに、住宅・建築物の耐震化を積極的に促進すること。現在の解体や建て替え、耐震化などの補助事業を民間と協力し推進すること。

受援計画の策定

大規模災害が頻発する昨今の状況に鑑み、本市が被災した場合に市民生活への影響が出ないよう、受援対象業務の整理や応援側との役割を明確化するなど、膨大な災害対応業務の円滑な処理に向け受援計画のさらなる充実を図ること。

要支援者個別避難計画の早期策定

避難時に支援が必要な要支援者においては個別の計画策定が進んでいない状況であり、早急な計画策定に向けて地域を支援すること。

公衆浴場への支援

公衆浴場については、公衆衛生施設として、日常、および災害時には特に必要不可欠な施設であるため、現在実施している基幹設備の維持補修費用に係る補助等、継続的な支援を行うこと。

特別重点項目.

１．地域活動への支援について

令和４年11月４日に区長会へ提出済みの「地域活動協議会の将来的なあり方に関する要望書」に基づき、地域活動への支援を行うこと。また、地域への負担を増やすことなく自主的な活動が広がる支援を行うこと。

２．物価高騰及び人件費高騰の対策について

指定管理業務及び、本市に関連する活動（地域活動も含む）において、昨今の原油高に加えて、物価高騰及び人件費が高騰しているため本来業務や活動に支障をきたし、入札の不調なども発生している。既に指定済みの指定管理業務に関しても、末端までの業務が滞ることのないよう対策を講じること。

・委託料の発注単価の見直し
・補助金全般に関して高騰分の配慮
・防災防犯にかかる光熱費を含む高騰分に関する支援

◆公明党大阪市会議員団

令和６年度大阪市予算編成に関する要望書

日本経済は、３年間にわたるコロナ禍を乗り越え社会経済活動の正常化により緩やかに回復しており、令和５年度のGDP成長率は実質で＋1.3％程度、名目で＋4.4％程度が見込まれています。

他方、厚生労働省の毎月勤労統計調査によると、本年９月の実質賃金は前年同月比2.4％減となっています。前年を下回るのは18か月連続であり、物価高騰に賃金上昇が追い付かず、実質賃金の減少が継続する見通しです。

物価高騰の継続は、市民生活を圧迫し個人消費は未だ持ち直さず、経済の回復を実感するまでに至っていません。

こうした現状の中、政府は、社会課題への対応を成長に力強く変革する「供給力の強化」と、国民や事業者と共に物価高を乗り越える「国民への還元」の２つをテーマに「デフレ完全脱却のための総合経済対策」を策定し、生活、経営の改善に向けて対策を実行しています。

大阪市は、平成18年度から全市一丸となって取り組んできた市政改革の成果が実を結び、一般会計の実質収支は34年連続の黒字となるなど、財政状況は大幅に改善し、着実に財政の健全化が図られてきました。

さらに、大阪市の令和６年度概算見込によると、一般会計は市税収入が188億円の増加が見込まれ、令和４年度決算によると、財政調整基金においては他の政令市と比較しても圧倒的な約2,450億円にまで積み上げられています。

不況による大幅な税収の落ち込みにより財源が不足する場合や、災害の発生による予期しない経費の支出などに備えることも重要ではありますが、今この時に物価高騰で苦しむ市民のため、事業者のため、身近な基礎自治体である大阪市が、大胆かつきめ細やかに支援策を早急に実行することが求められます。

今こそ、改革と成長の成果を、市民に適切に「還元」すべきであります。

大阪の持続可能な成長、市民の安全・安心の暮らしのため、「都市」の成長・発展に向けて戦略的な投資を進めていかなければならないと考えています。

具体的には、将来にわたって輝く大阪の“まちづくり”を進めるため、５つの「都市」戦略を「最重点要望」としてまとめました。

そして、物価高騰に対して社会・経済活動を下支えする６つの柱からなる重点要望65項目と市政の全般にわたる358項目について要望を行うものであります。

〔最重点要望〕

【１】２０２５大阪・関西万博開催都市

(1) 公益社団法人 ２０２５年日本国際博覧会協会と連携した、市民の機運醸成に資する取り組み、２０２５大阪・関西万博について子どもが学ぶ機会の確保と子どもの国際性の醸成に資する取り組み

(2) ２０２５大阪・関西万博の開催に向けて、夢洲を中心とするベイエリア地区の船舶の利用や、万博会場周辺の整備、大阪・関西万博に寄与する交通アクセス、安全性、にぎわい・魅力の向上を図るためインフラ及びバリアフリーの整備を促進

(3) 万博開催後も大阪パビリオンをレガシーとして活用するなど、50年、100年先を見据えた万博会場跡地の活用計画を策定

【２】未来応援都市

(1) 小学校の体育館、及び小中学校の特別教室等への空調機の設置

(2) 教育の完全無償化の実現

(3) 不登校対策として、児童・生徒のための居場所づくり、オンライン授業の実施、フリースクール機能を有する施設の設置など、多様な学習支援制度の構築

【３】芸術文化スポーツ都市

(1) 中之島エリアを大阪文化の核として魅力を発信する「大阪芸術文化都市宣言」の実施

(2) トップレベルの競技者のためのナショナルスポーツセンターの誘致と全国の障がい者スポーツを牽引する長居障がい者スポーツセンターの機能強化

(3) 文化・スポーツ予算の拡充並びに大阪にふさわしい文化スポーツ行政の推進

【４】国際経済都市

(1) 世界の金融ハブ（拠点）である「国際金融都市」の実現

(2) 国の選定を受けた「世界に伍するスタートアップ・エコシステム拠点形成戦略」における「グローバル拠点都市」として、スタートアップ企業の起業・成長に資する取り組みの推進

(3) 大阪の文化を体験できる観光スポットの創造とアジアをはじめとした海外からの観光客の誘致

【５】防災先進都市

(1) 無電柱化推進計画の着実な実施と電線等の地中化促進及び共同溝の建設の促進

(2) 各エリアの特性に合わせた防災対策を進めるため、区役所への防災担当課長の設置と人員体制の強化

(3) 避難所へのテレビアンテナ・Ｗｉ－Ｆｉ環境の整備と指定避難所の防災機能の強化・充実、新たな備蓄倉庫の確保、レトルトなど災害用備蓄品の拡充、及び女性をはじめ多様な主体の視点を反映した避難所運営等の整備

〔重点要望〕

【１】活力と魅力あふれるまちづくり

(1) 「大阪の再生・成長に向けた新戦略」における本市の目標を設定し、大阪市の将来ビジョンを見据え、経済情勢の変化に即応しながら、大阪の成長に向けた柔軟かつ着実な取り組みの推進

(2) 「ＳＤＧｓ未来都市」及び「自治体ＳＤＧｓモデル事業」に選定された都市として、一人ひとりがＳＤＧｓを意識し、自律的に17項目全ての達成をめざす「ＳＤＧｓ先進都市」の実現に向けて、ＳＤＧｓ推進室の設置など全市的な取り組みの強化

(3) うめきた２期開発区域においてみどりとイノベーションの融合拠点の形成とそれを支える基盤整備（土地区画整理、公園整備）の推進

(4) 新大阪駅周辺地域において、都市再生緊急整備地域の指定を踏まえ、世界有数の広域交通ターミナルのまちづくりの実現に向けた具体的な取り組みの推進

(5) 大阪城周辺地域において都市課題を解決する新たなイノベーション創出の「知の拠点」やビジネス、国際観光の複合的な機能を一体とするまちづくりの実現に向けた取り組みの推進

(6) ふるさと納税の返礼品の上限の増額とメニューの拡充

(7) 非正規労働者や若年者、障がい者などの雇用対策の抜本的強化・推進
(8) ゼロカーボン社会の実現に向けて、太陽光発電導入拡大、水素・燃料電池（メタネーションを含む)、帯水層蓄熱利用導入など次世代の環境・エネルギー関連技術の強化・推進
(9) 災害も想定した電力レジリエンスと電力需給調整力の強化
(10) 民間活力による社会体育の充実
(11) 生涯学習等のための学校施設のさらなる開放
(12) 各区の地域諸課題に対する解決策として「特区」制度の導入

【２】「チャイルドファースト」社会実現に向けた施策の推進

(1) 保育所等利用待機児童の恒久的な解消に向けた取り組みの強化と医療的ケア児の受入、病児・病後児保育、途中入所の充実及び幼保連携型認定こども園の普及を図るための補助制度など、あらゆるニーズに対応した体系的な子育て支援サービスの構築
(2) こども医療費助成制度の所得制限の撤廃
(3) 出産育児一時金の増額
(4) 児童虐待ゼロにするため、24時間365日の保護体制の強化と抜本的な防止対策の推進
(5) ＩＣＴを活用した学習動画の視聴をはじめ、デジタルドリルや双方向オンライン学習など多様な学習の実施
(6) 小児・周産期医療、救急医療の充実と連携強化
(7) オンブズパーソン制度の新設
(8) いじめ・不登校・学級崩壊への対策強化
(9) 健全で充実した学校部活動の実現に向けた取り組みの推進
(10) 「大阪市こどもの貧困対策推進計画（平成30年３月策定)」に基づき、必要な支援が必要な方に行き届くためのこどもの貧困対策関連事業の推進
(11) 国の生活保護基準の見直しに伴い、就学援助制度については影響を及ぼさないように適切に対応
(12) 習い事・塾代助成事業における多様なニーズに応える仕組みづくりとさらなる対象の拡充
(13) 多子世帯の保育料軽減

【３】安心して暮らせる福祉・医療施策の充実

(1) 健康寿命の延伸のため、積極的な民間活力の導入など取り組みを強化
(2) がん検診推進事業（５がん検診の個別受診勧奨）や民間と連携した取り組みによるさらなる受診促進策の強化
(3) 帯状疱疹ワクチン接種の公費助成の実施
(4) 高齢者肺炎球菌ワクチン接種の公費助成のさらなる拡充
(5) 市民の足、特に高齢者・障がい者の交通手段としてオンデマンドバスやＢＲＴ等のバス路線の確保
(6) 高齢者のフレイル予防のため、eスポ―ツを導入するなど、多様なニーズに対応した活動メニューの充実
(7) 弘済院の認知症医療・介護機能を継承・発展させる住吉市民病院跡地を活用した新病院の着実な整備

(8) 医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築に向けた、本市特有の実情に即した取り組みの推進と、介護予防、認知症対策のさらなる強化
(9) 地域包括支援センターを中学校区に１カ所となるよう整備
(10) 入所待機者の早期解消のため、特別養護老人ホームの整備促進と介護老人保健施設など施設・居住系サービスの充実
(11) 国民健康保険料・介護保険料の減免制度及び介護保険サービスの利用者負担軽減措置の充実
(12) 乳幼児期から成人期までの一貫した支援をし、関係局の連携強化をはかるための発達障がい者支援体制の拡充
(13) 福祉医療費助成制度の維持・継続
(14) 重症心身障がい児（者）の地域生活の充実
(15) 新型コロナウイルス感染症による罹患後症状（いわゆる後遺症）に対する取り組みの強化
(16) 新型コロナウイルス感染症の罹患後症状（後遺症）について公的医療機関対応の推進
(17) 障がい者の自立を図るための就労支援の拡充やグループホームの設置
(18) 見守りコーディネーターの設置やライフライン事業者等の民間事業者と連携協力した高齢者の見守り事業の創設、及び孤立死防止のためのシステムの拡充

【４】大阪の成長のための抜本的な市政改革の推進

(1) 令和６年度以降の市政改革計画に基づき、市民が改革の成果を実感できる具体的な数値目標や実施計画を策定。市民サービスの向上や質の高い業務執行を実行するため優秀な人材の確保・人材育成を行い、組織横断的に市政改革を推進
(2) データやデジタル技術の活用を前提に、サービスの利用者の目線で、大阪市のまちや地域のあり方、サービスや行政のあり方を再デザインし、社会環境の変化にも的確に対応していくことにより、大阪市で生活、経済活動を行う多様な人々がそれぞれの幸せ（Well-being）を実感できる都市への成長・発展をめざし、「Re-Designおおさか～大阪市ＤＸ戦略～」に基づき、ＤＸの取り組みを推進
(3) インターネットを通して24時間手続き可能なバーチャル区役所の整備
(4) 行政サービスの申請主義からプッシュ型への移行
(5) ２０２５大阪・関西万博及び本市負担総額５００億円以上の大規模事業については、大規模事業リスク管理会議を活用し、さらなるリスク管理の強化を図ること
(6) 市民サービスの向上に資する指定管理者制度となるよう、業務代行料の改定を含めた検証の実施

【５】各区のニーズに対応した施策の推進

(1) 地域活動の担い手の拡大への支援
(2) 虐待予防サポーターの配置
(3) 避難行動要支援者を対象とした避難訓練
(4) 地域交流拠点（サロン）の設置
(5) 福祉の活性化に関するコミュニティ・ビジネス起業
(6) 区役所の土曜日・日曜日・祝日の開庁、及び開庁時間の延長等の取り組みの拡充

(7) 市民に身近な区役所において、積極的にデジタル化に取り組み、サービス向上を図るとともに、デジタルデバイドの解消に向けた体制の構築

【６】市民の安心・安全をまもるための防災体制や機能の強化

(1) 本市に想定される南海トラフ巨大地震や上町断層帯地震等に備えた震災対策、及び近年の大雨や台風を踏まえた河川氾濫や内水氾濫等に備えた風水害対策などの体制を含めた防災・減災対策の推進

(2) 帰宅困難者の一時滞在施設と備蓄品の確保

(3) 自然災害発生時の大阪市独自の被災者生活再建支援の創設、一部損壊の家屋に対する災害見舞金の拡充

(4) 災害時における医療救護体制の整備と救急医療体制の構築に向けた施策の推進

(5) 地下街・地下駅等の防災体制と緊急時体制の指導強化

(6) 公共施設や防潮堤等の耐震化を含む地震・津波対策の積極的かつ集中的な実施

(7) 木造住宅やマンション等の耐震診断費及び耐震改修費の補助制度の積極活用をはじめ、不特定多数が利用する大規模な建築物等の耐震化に支援するなど、民間建築物の耐震性・防災性向上に向けた啓発と施策の充実

(8) 道路・橋梁・公園・上下水道等のインフラ施設や学校施設・市営住宅等の市設建築物の適切かつ計画的な維持管理・更新の実施

(9) マイ・タイムラインの普及・啓発

Ⅰ　地域主権の確立と大胆な市政改革の推進

(1) 地域社会における住民自治の拡充

① 職員全員・市民協働による積極的な市政改革の推進

② ユニバーサルデザインの観点に立った区役所庁舎諸設備の改修及び区民の活動拠点に必要な区民センター等の整備

③ 地域活動に対する財政支援の拡充及び負担軽減

④ 地域活動の担い手確保

⑤ 地域集会施設の大規模改修等を含む各種補助制度の充実

(2) 区長の権限・責任の拡充と区民参加のさらなる推進

① 区政会議における意見をはじめ、多様な区民ニーズに真摯に向き合いながら、区長が自らの権限と責任で多角的に展開する区政運営の充実

② 市民サービスの向上につながるワンストップ窓口（総合窓口）の充実

③ 市民相談・法律相談・消費者相談・人権相談など、より市民ニーズに応じた各区における相談体制の充実

④ 産業創造館などと連携した、区役所での中小企業や商店街への支援体制の強化

⑤ 職員一人ひとりの意欲を高め、その力が最大限に発揮されるよう、資質、能力、実績を的確に反映する人事評価制度の活用及び海外研修等も含む職員研修の充実による人材育成

(3) 市民の安全・安心を支える安定した行財政基盤の構築について

① 重要施策を効果的かつ迅速に連携して推進するための、組織再編も含めた全庁的な業務執行体制の構築

② 補助金については、市民の要望が強いものについて積極的に支給すること

③ 新たな収入源の確保や市民・納税者の利便性にも配慮した効率的な税務行政の推進

④ 未利用地等については、周辺のまちづくりに寄与する観点にも留意し、市場ニーズの把握にも努めながら売却や貸付による有効活用を推進

(4) 大都市制度・大都市税財政制度の確立について

① 行政の効率化・市民サービス向上をめざし、十分な議論による民営化や地方独立行政法人化などの経営形態の見直しを実行

② 地方税財政改革を進めるに当たっては、消費税・法人税も含めた複数の基幹税からの税源移譲により、国と地方の役割分担に応じた租税配分が実現するよう、引き続き国に対し強く要望

③ 法人住民税の一部を国税化し、地方交付税として地方間で再配分する地方法人税は、単なる地方間の税収の再配分となる制度であり、受益と負担の関係に反しているため、速やかに撤廃し、法人住民税へ復元すべきであることを国に対し強く要望

④ 大都市においては、国・道府県道の管理その他事務配分の特例が設けられ、国・道府県に代わってこれらの事務を行っている状況等を考慮し、また、新たに道府県から指定都市に事務や財政負担が移譲される状況等も踏まえ、大都市特例事務にかかる所要額について、税制上の措置がなされるよう国に対し強く要望

⑤ 生活保護など国が担うべき分野については、必要な経費全額を国の負担とするよう求めること

⑥ 臨時財政対策債は速やかに廃止し、地方の財源不足額の解消は、地方交付税の法定率の引上げによって対応すること、また、地方交付税が地方固有の財源であることを踏まえ、その改革にあたっては、地方が必要とする総額を確保することを国に対し強く要望。また、地方の保有する基金の現在高を理由とした地方財源の削減は決して行わないようあわせて国に求めること。なお、物価高騰や感染症対応などにより生じる財政需要に対応した地方交付税の増額を国に対し強く要望

⑦ 償却資産に対する固定資産税については、市町村の貴重な安定財源であることから現行制度を堅持すべきであり、仮に見直すとしても確実な代替税財源を確保することを国に対し強く要望

⑧ 自主財源の確保や政策推進のための、課税自主権の活用

(5) 選挙を通じた市民の政治参加の促進について

① 若年層に対する啓発の推進

② 市民にとって投票しやすい環境整備の推進

ア　投票入場券への音声コードの付記

イ　期日前投票所の増設

ウ　電子投票の実用化

Ⅱ　健康で安心して暮らせる施策の充実

(1) 女性がいきいきと活躍できる社会をめざして

① 男女共同参画社会の推進

ア　「大阪市男女共同参画基本計画」に基づき、職場、地域、家庭などあらゆる場面での男女共同参画社会の実現に向けた総合的な施策の推進

イ　女性の活躍促進施策の全庁横断的推進

ウ　女性職員を着実に管理職へ登用するため、新たな目標を設定し推進

エ　男女共同参画センターの機能拡充

オ　審議会等政策方針決定の場への女性登用率 40％の取り組みの推進

カ　男女共同参画施策推進基金の拡充と機能的な運用

キ　女性の自立・キャリアアップに向けた技能習得支援施策の充実と就労・起業の推進

② 女性の健康支援の充実
ア　女性のライフステージに応じた支援を目的とした「大阪市女性サポートプラン」の策定など、「女性力」を発揮できる社会づくりの推進
イ　各区保健福祉センター内での女性医師・保健師による健康相談の実施
ウ　周産期を中心とする母子健康管理・救急医療体制の充実強化
エ　助産師外来の拡充
③ ドメスティック・バイオレンス（ＤＶ）被害者をはじめとした困難な問題を抱える女性への支援体制として、24時間相談窓口・一時避難所・保護施設の整備、自立支援体制の啓発及び拡充
④ 災害による避難時等において避難住民の安全・安心を守ること
ア　共有スペース（トイレ、更衣室、物干し場等）の性別に配慮した確保
イ　女性等への暴力等を防止するため、トイレ、更衣室、入浴施設等の場所・通路の安全性の確保（照明の設置等）
ウ　女性用品に係る配付方法の配慮
エ　妊産婦や乳幼児の健康に配慮した衛生的環境の確保

(2) 児童福祉について

① 「大阪市こども・子育て支援計画」の着実な推進と数値目標の達成
② 無償化事務処理への補助並びに様式統一等の簡素化
③ 子ども・子育て支援新制度における保育料の負担軽減
④ 幼稚園・保育所・認定こども園の給食の無償化
⑤ 多様な保育ニーズに対応するため、延長・夜間・休日・一時預かり・育児休業明け保育などを拡充
⑥ 私立保育所への補助金の増額
⑦ 私学助成を受ける私立幼稚園と施設型給付を受ける私立幼稚園との教諭処遇に格差が無いよう制度を構築
⑧ ファミリー・サポート・センター事業の充実
⑨ 子育て活動支援事業（子ども・子育てプラザ）等の充実
⑩ 子育て親子の交流の場を提供する「地域子育て支援拠点事業」の整備推進
⑪ ブックスタート事業の周知及びさらなる拡充
⑫ 妊娠から子育て期に至る切れ目のない伴走型相談支援体制の充実
ア　産前・産後の支援、特にショートステイやデイサービス等を含む産後ケア体制のさらなる拡充
イ　新生児聴覚検査の公費助成を拡充
ウ　低出生児の成長を記録するためのリトルベビーハンドブックの普及・啓発
⑬ 新制度による育児休業支援や女性の再チャレンジ支援の強化・充実
⑭ 児童虐待に対する地域ネットワークの強化と相談・保護体制の拡充及びこども相談センターの増設・機能強化と人材の確保
⑮ 大阪市中央こども相談センターの建て替えの推進
⑯ 虐待を受けている子どもが一時的に身を守れるようなシェルターの設置
⑰ 児童虐待防止に向けた市民啓発の推進
⑱ 子育て家庭の孤立化を防ぐための相談体制の充実と積極的な情報提供の推進
⑲ 社会的養護を必要とする子どもたちを受け入れるための里親委託の推進と児童養護施設等の機能強化
⑳ ヤングケアラーの実態調査に基づく支援と相談体制の充実

⑶ ひとり親家庭の自立支援について

① ひとり親家庭等の自立促進計画に基づくサポート体制の充実
② ひとり親住宅の割当戸数枠の拡大及び母子生活支援施設の充実
③ 母子父子寡婦福祉貸付金制度の弾力的運用
④ 雇用促進及び子育てとの両立支援のための情報提供の充実
⑤ 未婚のひとり親家庭への支援の充実
⑥ ひとり親家庭サポーターの増員

⑷ 高齢者福祉について

① 後期高齢者医療制度の丁寧で分かりやすい周知説明の徹底と安定的な運営に向けた広域連合とのさらなる連携強化
② 在宅福祉の充実
ア　地域包括支援センターにおける相談事業の拡充や休日業務の実施
イ　食事サービスの充実
ウ　昼間独居を含めた在宅高齢者のための緊急通報システムの拡充
エ　区役所における高齢者のための総合相談窓口の充実
オ　日常生活用具品目の拡大及び費用負担の軽減
カ　家具転倒防止対策事業の確立
キ　高齢者住宅改修費の給付制度の堅持
ク　高齢者虐待の防止・早期発見のためのセーフティネットの確立
ケ　特殊詐欺等対策用優良防犯電話の設置補助
③ 生きがい施策の充実
ア　高齢者の入浴料割引日数の拡大
イ　生きがい就労対策の拡充（シルバー人材センターなどの充実強化）
ウ　大阪市介護予防ポイント事業の周知及び拡大
④ 認知症高齢者等への支援の充実
ア　認知症の早期診断・早期対応に向けた取り組みの推進
イ　認知症高齢者とその家族を支えるための地域における見守り体制の推進
ウ　認知症の方が活躍できる社会を実現する施策の推進
エ　認知症高齢者グループホームの整備の推進
オ　介護サービスの提供にあたり、身体的拘束等高齢者虐待を発生させない取り組みの強化
カ　認知症サポーターの養成・増員

⑸ 介護保険制度について

① 施設介護の充実
ア　特別養護老人ホーム、老人保健施設の整備拡充と待機者の早期解消
イ　ショートステイ事業の充実強化
ウ　多床室のプライバシー確保改修事業の推進
エ　介護人材の確保・育成と介護従事者への処遇改善策などの充実
② 利用者保護の施策の充実
ア　介護保険事業の安定化と保険料の負担軽減
イ　要介護者認定における訪問調査の迅速な対応
ウ　適切な介護サービス計画の作成等ケアマネジャーの支援
エ　低所得者に対する保険料・利用料の減免制度の強化
オ　サービス提供事業者に対する保険者としての指導強化
カ　居宅介護の充実に向けた指導の強化と介護サービス相談センターの充実

(6) 障がい者(児)福祉等について

① 「大阪市障がい者支援計画」、「大阪市障がい福祉計画」及び「大阪市障がい児福祉計画」に基づく施策の充実
② 「障害者総合支援法」に基づく施策の推進、障がい者の意向を尊重したサービスの提供
③ 在宅の重症心身障がい児(者)の地域生活を支援するため、医療的ケアに対応したショートステイの拡充等
④ 障がいの種別にかかわらず、障がい者の雇用確保のための施策の拡充
⑤ 重度障がい者(児)の介護支援施策の充実
⑥ あいサポート運動の推進
⑦ 障がい者(児)移動サービスの拡充
⑧ 重度障がい者入浴サービスの拡充
⑨ 障がい者(児)の多様な日中活動のニーズに対応するため、地域活動支援センターが安定して運営できるよう支援の充実
⑩ 障がい児放課後等デイサービスの充実
⑪ 障がい者グループホームの整備促進
⑫ 障がい児保育の推進
⑬ 障がい者(児)の住宅改修費給付事業の堅持、日常生活用具等の給付事業の充実
⑭ 「発達障がい者支援室」による関係局の連携強化や、ライフステージに応じた乳幼児期から成人期までの一貫した支援の充実
　ア　発達障がい者支援指針の普及
　イ　全区でピアカウンセリング事業を実施
　ウ　乳幼児健診などによる早期発見から専門療育までの早期支援体制を強化
　エ　全区に成人の発達障がい者の居場所づくりを推進
⑮ 各種行事・会合などへの要約筆記の拡充と人材育成支援
⑯ 大阪市こころを結ぶ手話言語条例の制定を踏まえた支援の充実
⑰ 障がい者スポーツの振興
　ア　障がい者スポーツ振興の拠点施設として長居障がい者スポーツセンターの建て替えと機能強化
　イ　障がい者がスポーツセンターや市民プール等の身近なスポーツ施設を利用しやすくするため、障がい者スポーツ指導員の配置等、環境の整備
⑱ ヘルプマークの普及・啓発など障がい者にやさしい環境づくりの推進
⑲ ひきこもり状態にある人への支援
　ア　ひきこもり状態にある人やその家族への支援を行うため、専門人材の育成及び確保、アウトリーチやＬＩＮＥをはじめとしたＳＮＳの活用を含めた相談支援体制の強化、居場所の提供を実施
　イ　ひきこもりについて社会全体で理解を深めるため、研修・講演会等の取り組みを推進
⑳ うつ病等精神保健福祉施策の充実
　ア　うつ病の早期発見、早期対応のためのモバイル機器を活用したカウンセリングシステムの構築
　イ　精神科救急をはじめとした精神科医療の体制強化と単科精神科病院の設置推進
　ウ　精神保健福祉相談員の拡充
　エ　「こころの健康センター（精神保健福祉センター)」機能の充実
　オ　「大阪市自殺対策基本指針（第２次)」に基づく自殺防止対策の充実
　カ　薬物・アルコール・ギャンブル・ネット等依存症対策の着実な推進

㉑ 難病対策の充実
ア　難病対策の拡充
イ　難病相談支援センターの拡充と就労支援等の機能充実を国に強く要望
㉒ 障がい者(児)専門歯科医療体制の整備
㉓ 障がい者虐待の防止・早期発見のためのセーフティネットの確立
㉔ 「障害者優先調達推進法」の趣旨を踏まえた障がい者就労支援事業所等への発注の積極的な取り組み
㉕ 人口内耳対外装置の助成制度の創設

(7) 社会福祉について

① 地域福祉の推進
ア　「大阪市地域福祉基本計画」に基づく施策の充実と、各区の実情に応じた地域福祉の推進
イ　地域支援ネットワーク等、地域支援体制の強化、中間支援機能を活用した地域福祉活動の推進
ウ　あんしんさぽーと事業（日常生活自立支援事業）の充実及び成年後見制度の利用にかかる支援の強化
エ　複合課題を抱えた要援護者等に対し的確に対応するため、区役所が調整機能を発揮し、各相談支援機関や地域と一体となった総合的な相談支援体制の充実
② 「生活困窮者自立支援法」に基づく支援事業を本市の実情に則した実効あるものとすること
③ 総合的なホームレス対策の推進
ア　自立支援センターの機能の充実
イ　就労支援の充実
ウ　生活支援の充実
④ あいりん地域のさらなる環境整備
⑤ 原爆被爆者に対する施策の充実
⑥ 交通・災害遺児対策の充実

(8) 保健医療制度について

① 国民健康保険制度について
ア　国民健康保険の都道府県単位での広域的な運営にとどまらず医療保険制度の一本化を国に強く要望
イ　国民健康保険の国庫負担率の引上げ等の措置を国に強く要望
ウ　国民健康保険料減免措置の強化
② 医療対策と予防・早期発見重視の施策推進
ア　「がん対策基本法」及び「大阪市がん予防推進条例」に基づく予防・早期発見の推進並びにがん専門医育成
イ　アピアランスケアを含めたがん患者支援助成制度の充実
ウ　若年がん患者ターミナルケア制度の充実
エ　胃がん対策としてピロリ菌検査及び除菌への助成
オ　ケアラー支援の推進として、各区役所にケアラー相談窓口を設置
カ　救急医療体制の充実強化
キ　夜間・休日診療体制の充実及び休日急病診療所の施設整備
ク　薬剤師会などと連携し「フレイルチェック」の実施
ケ　夜間歯科救急診療支援事業の充実
コ　歯の健康維持のための歯科医療体制の充実

サ　アトピーや花粉症・シックハウス症候群等のアレルギー性疾患に対し総合的、体系的な対策を推進するとともに、医療機関の整備推進
シ　新型インフルエンザ等感染症に対する早期発見から早期治療につなげる総合的対策の充実強化
ス　子どもに対するインフルエンザ予防接種の助成制度の創設
セ　結核対策基本指針に基づくＤＯＴＳをはじめとした積極的な結核対策の推進
ソ　性感染症等に関する啓発及び検査・相談体制の強化・充実
タ　ウイルス性肝硬変、肝がんに係わる医療費負担の軽減と支援制度の充実
チ　１日人間ドックの検診事業の充実
ツ　アルコール依存症対策の充実
テ　小児ぜん息の小児用吸入器購入助成等、特定疾患の医療費助成制度の充実
ト　脳脊髄液減少症に対する市民啓発の充実
ナ　軽度外傷性脳損傷に対する医療関係者への周知及び市民啓発の充実
ニ　災害時における１型糖尿病のインスリンの確保

③ 医療制度と施設について
ア　市民病院が果たすべき医療機能の充実強化のための、さらなる経営基盤の強化と、医師・看護師の確保
イ　住之江区をはじめとする南部医療圏における小児・周産期医療を中心とした医療体制の整備
ウ　南港地域における病院施設の早期整備
エ　市立医療機関・大阪公立大学医学部附属病院などにおける医師研修の充実並びに老朽化した医療機器や施設の計画的整備

④ 地域保健体制の充実強化
ア　保健所及び保健福祉センター機能の強化
イ　アスベスト被害に対する総合相談の充実と支援体制の強化

(9) 食の安全と安心の確保について

① 食品の安全を確保するため、より効果的な監視や検査体制の充実強化
② 家庭・学校における食を通じた健康と安全管理・食育の充実
③ 産地から消費地までの一貫したトレーサビリティシステムの早期導入

(10) 健康づくりの推進について

① 大阪市健康増進計画「すこやか大阪２１」の着実な推進
② 健康教室などにおいて、メタボリック症候群など生活習慣病予防対策の充実強化
③ 若年期からの運動習慣の定着化に向けた運動指導事業の充実
④ がん検診受診率の目標達成のための実施計画の策定
⑤ 公衆浴場への固定資産税減免及び新たに構築した支援策の継続

Ⅲ　新しい世代の育成とスポーツ、芸術・文化の振興

(1) 学校教育について

① 子どもが生き生きと育つ教育環境づくり
ア　教師をめざす大学生や教師ＯＢを活用した授業の活性化
イ　児童・生徒の安全教育・防災教育の充実
ウ　児童・生徒数に対応した学校の配置適正化の推進
エ　義務教育費の保護者負担の軽減
オ　児童・生徒の体力づくりの促進と学校保健検診の強化
カ　小学校区教育協議会との連携・協働や地域・家庭との連携の強化並びに教職員ＯＢの

長年の経験と専門性を活用できるシステムづくり
キ　中学校部活動の充実
ク　小学校高学年からの教科担任制など、小中学校の円滑な接続による小中一貫した教育の推進
ケ　いのちの教育の推進
コ　児童・生徒の意見を踏まえ、現状に合った校則の見直しを実施

② 学校施設及び安心・安全機器の整備充実
ア　学校維持管理運営費の増額
イ　児童急増・校地狭隘校における教育環境改善の着実な推進
ウ　老朽校舎の建て替えと施設の整備充実
エ　学校のバリアフリー化（段差の解消やエレベーター等の施設整備）の充実
オ　防火シャッター・エレベーター・プール排水口など危険防止対策の継続的な取り組み強化
カ　学校園の高架水槽の衛生管理強化と完全直結給水など給水設備の改善
キ　学校トイレの改修及び洋式化の推進
ク　小中学校の校庭緑化などの推進
ケ　特別教室及び給食調理室への空調機の設置

③ 生きる力、個性を伸ばす教育の推進
ア　問題行動（暴力行為等）を生まない学校・学級づくりの推進
イ　いじめ防止及びいじめの早期発見、早期対応の推進
ウ　不登校が生じない魅力ある学校づくりと不登校児童生徒に対する多様な教育機会の確保の推進
エ　いじめ・不登校・問題行動（暴力行為等）の解決に向け、関係機関と連携した学校支援施策の推進
オ　フリースクールネットワークの充実及び補助制度の創設
カ　人や自然とのふれあい、モラルの向上をはじめ生命を大切にできる教育の推進
キ　体験型・参加型の学習の充実と個性を尊重する教育の推進
ク　児童・生徒一人ひとりの学習・生活実態の把握と、きめ細かな学習支援の充実
ケ　児童・生徒の習熟の程度に応じた指導や小学校専科指導の取組推進
コ　30人以下の少人数学級の推進
サ　地域やボランティアなどの人材を活用した学習支援・放課後学習の充実
シ　学校司書の充実と学校図書館の活性化
ス　子どもが利用しやすい子ども図書館の整備や移動図書館の充実
セ　帰国・来日等の児童・生徒に対する教育の拡充及び外国にルーツを持つ親に対して、読み書きなどの習得をサポート
ソ　男女の人権を尊重する性教育・ＨＩＶ感染者に関する教育等の充実
タ　ＩＣＴを活用した学ぶ力を育てる教育内容の充実
チ　ＩＣＴ教育の円滑実施に向けた学校支援体制の強化
ツ　ＧＩＧＡスクール構想で整備した１人１台の学習者用端末を効果的に活用した教育の推進
テ　大型提示装置等のＩＣＴ機器を活用した視覚・映像を使った新しい授業の展開
ト　職業観の醸成、キャリア教育の推進
ナ　地域の実情を踏まえ、区や地域と連携した実践的な防災・減災教育の推進
ニ　イエナプラン教育（縦割り教育）の導入
ヌ　学び直しの機会を保持する夜間中学の充実と天王寺・文の里夜間学級の統廃合案の撤

回

④ 英会話ができる英語教育の充実

ア　ネイティブ・スピーカーを活用した実践的英語教育の推進

イ　実力ある英語教員の育成のため、ＴＯＥＩＣ、ＴＯＥＦＬ、英検などの受験を促進し、その成果を評価につなげる仕組みづくり

ウ　英語暗唱大会（市長杯）への積極的な参加を推進

エ　小学校低学年からの英語音声に慣れ親しむ活動の推進

⑤ 力ある教員の育成

ア　教員の資質向上のため大阪市総合教育センター（仮称）を活用した取り組みの推進

イ　採用前研修・初任者研修をはじめ、資質向上のための教職員研修の強化

ウ　学級経営や生徒指導の力量を高めるため、ロールプレイングの手法を用いた研修の充実

エ　教員の指導技術向上のため、デジタルコンテンツの開発・配信の推進

オ　授業力向上のため、授業公開・研究を伴う校内研修の充実

カ　力ある人材を広く集める工夫を凝らした採用試験の実施

キ　全教員を対象に発達障がいを主とした特別支援教育の研修の実施

⑥ 副校長や教頭補助員・ワークライフバランス支援員の全校配置など、教頭への支援体制の強化

⑦ 教員の「働き方改革」の推進

ア　スクールサポートスタッフ、地域との連携強化のためのスクールソーシャルワーカーをはじめとしたコーディネーターの配置

イ　学校の出退庁時間の設定

⑧ ブロック化による学校支援の強化

⑵ 教育委員会改革について

① 教育委員と教師の直接対話、率直な意見交換を通して支持・支援する関係の構築、現場発の教育改革の実践

② 学校への予算執行権・編成権の委譲

③ 開かれた教育委員会にするため、教育委員会会議のネット中継の開催

⑶ 子ども優先社会・教育のための社会づくりについて

① 学校・家庭・地域と企業が一体となって子どもの夢を育てる「子ども条例」を制定

② 学校を支える家庭・地域の教育力の向上施策を推進

③ 家庭教育・親子ふれあい事業の推進

ア　市内施設を利用した親子無料体験プラン等の実施

イ　親子がふれあい、子どもが安心して遊ぶことのできる遊具の充実と公園整備

④ 社会全体で心豊かな子どもを育成する施策の推進

ア　学校・家庭・地域・企業が一体で子どもの健やかな成長と夢を育てる施策の充実

イ　子どもたちに大阪が誇る文化や産業の担い手から学ぶ機会を提供する体験プログラムの作成

ウ　市内の生涯学習関連施設等の潜在力を最大限に活用した体験事業の実施

エ　芸術文化青少年育成事業のさらなる拡充

オ　文化・芸術関係団体・スポーツ等の関係者の協力のもと、新たな人材バンクの創設

カ　地域のボランティアを活用し、読書運動・読み聞かせ運動の推進

キ　児童いきいき放課後事業の指導員の待遇改善と人員の確保

ク　児童いきいき放課後事業の活動内容の充実と活動時間の延長

ケ　障がい児の支援や活動内容の充実に関する指導員の研修や交流等を通じた児童いきい

き放課後事業の推進
コ　フリースクール連携推進事業の創設
サ　習い事・塾代等助成制度の検証及び充実

⑤ 地域子育て支援・子どもの健全育成施策
ア　区役所に教育相談窓口を設置及び学校支援体制の強化
イ　スクールカウンセラーの各小学校への配置の充実
ウ　スクールソーシャルワーカーを大幅に増員
エ　こども相談センターの教育相談窓口の時間延長、土・日の実施
オ　地域が協賛の子ども国際交流の推進
カ　要保護児童対策地域協議会の体制強化

⑥ 地域・家庭・学校が一体として指導する子どもの安全施策
ア　自転車の安全な乗り方や交通ルールの順守の指導
イ　不審者から身を守るためのＣＡＰ（体験学習）を大人（守る側）の視点で実施推進
ウ　いじめ・児童虐待などを早期発見するためのネットワークづくりの推進

⑷ 子どもの貧困対策について

① 「こどもサポートネット事業」の着実な実施とアウトリーチ型支援の推進

② 支援が必要な子どもの発見とライフステージに応じた支援体制の構築
ア　乳幼児健診時の情報を共有し、必要な支援へ繋げるワンストップ窓口の設置
イ　３歳児健診の際、就学前教育の就園先アンケート等を実施
ウ　幼稚園・保育所の教職員と行政・地域の連携が図れる体制の構築
エ　中学生を対象とした「子ども自立アシスト事業」を高校生・若年層にも活用とさらなる拡充
オ　中退した高校から連絡を受けた中学校が、行政・地域につなげる体制の構築
カ　高校中退者を対象に再チャレンジのため、学習ボランティア等の個別指導の実施
キ　就職希望者への指導としてコネクションズおおさか・しごと情報ひろばを積極的に活用

③ 行政と地域が連携した体制の構築
ア　コミュニティソーシャルワーカーを中学校区に１名配置
イ　スクールソーシャルワーカーを常勤採用とし処遇改善
ウ　スクールソーシャルワーカーの拡充
エ　地域の子どもを見守る体制を整えるため、地域福祉コーディネーターを常勤採用として配置

④ 小学校を拠点とした居場所の提供
ア　児童いきいき放課後事業終了後、また土・日・祝日に、地域福祉コーディネーターを中心に運営
イ　児童いきいき放課後事業へ食材・おやつ等の支援
ウ　教師ＯＢ・学生ボランティア等が相談事の解決、学習意欲の向上や学習習慣の定着等を行う

⑤ 各区図書館の機能充実
ア　開館時間の延長
イ　自習等で使えるフリースペースの確保

⑥ 行政機関・社会福祉協議会・学校・医療機関等の連携により、必要とする家庭へ食料支援

⑦ フードバンク活動との連携推進

⑧ こども食堂やこどもの居場所の安定的運営に向け、「こども支援ネットワーク事業」の充実とニーズを踏まえた支援

⑨ 児童扶養手当制度の毎月支給

(5) 特別支援教育について

① 発達障がいのある児童・生徒への支援体制の充実
② 特別支援教育のための教職員及び特別支援教育サポーターの増員
③ 発達障がい支援のための巡回相談及び小中学校への専門家チームの派遣の充実
④ デイジー教科書の活用推進
⑤ ルビ付教科書の導入
⑥ もと市立特別支援学校における市独自のサービス水準の維持・継承
⑦ 小中学校で学ぶ医療的ケアの必要な児童・生徒への看護師の配置
⑧ 将来の自立に向けた職業教育の充実

(6) 幼児教育について

① 認定こども園等幼保連携の推進と幼稚園の預かり保育の充実
② 保育所・幼稚園・小学校の交流を含めた連携強化
③ 市立幼稚園の３歳児保育の拡充とトイレの洋式化の推進
④ 私立幼稚園への助成拡充
⑤ 地域における子育てセンターとしての幼稚園の積極的活用
⑥ 保育・幼児教育センターにおける就学前教育の充実

(7) 若者施策について

① 「大阪市こども・子育て支援計画」の推進
② 大阪市独自の婚活支援事業を推進
③ 若者の起業支援策の充実
④ 結婚新生活支援事業の創設
⑤ 若者を支援する総合的な雇用施策の充実
　ア　インターンシップ制度の充実、社会人講師の招へい推進
　イ　若年者の職場体験事業やきめ細やかな相談事業（キャリアカウンセリング）の推進
⑥ 青年芸術家の支援・育成、一流芸術家とのふれあいの機会拡充
⑦ 若者文化・新スポーツ・アーバンスポーツを支援する施策の充実
⑧ ライセンスを発行し、公共空間を無償で開放する「ストリート・アーティスト」事業の推進
⑨ 覚せい剤等の薬物乱用防止の啓発
⑩ 性的マイノリティに対する正しい理解と啓発

(8) 大阪公立大学の活性化について

① 教育研究施設の整備・充実とともに、アクティブラーニングの推進や英語教育の強化など全学的な教育改革の一層の推進、教育研究環境のさらなる充実
② 人工光合成研究のスケジュール通りの進捗に加え、健康科学研究（抗疲労研究、先端予防医療研究など）や都市防災研究などの、重点的な都市科学研究の推進
③ 企業の技術革新や新産業創出に向けた産学連携及び大阪産業技術研究所、大阪健康安全基盤研究所及び環境科学研究センター等本市の研究機関等との連携強化や、市政の課題解決に資する研究活動による都市シンクタンク機能の強化
④ 学生と地域住民等も含めた産学官民連携の取り組みの推進
⑤ 市民のニーズにあわせた多様な学習機会を用意し、開かれた大学教育の推進
⑥ グローバル人材の育成や海外の教育・研究機関等との国際交流の促進及び10月入学の実施の検討や英語による授業の拡大など留学生の受け入れ環境の充実による国際力の強化

(9) 生涯学習等について

① 生涯学習センター・生涯学習ルーム事業の効果的活用

② インストラクターバンクを活用した事業の推進
③ 様々な理由により読み書きや日本語の会話に不自由している人々を対象とした識字・日本語教育の推進
④ ビジネスマンが気軽に利用できるビジネス支援図書ルーム（仮称）の設置

(10) スポーツの振興について

① 総合型地域スポーツクラブの育成
② 地域スポーツの指導者確保や資質向上のための養成・研修の充実
③ 大阪市オーパス・スポーツ施設情報システムの利便性の強化
④ 学校体育施設の地域への開放推進と夜間照明・クラブハウス設備の拡充
⑤ スポーツ優秀選手によるスポーツ教室の拡充（健常者・障がい者とも）
⑥ スポーツ優秀選手に対するサポートの充実（健常者・障がい者とも）

(11) 芸術文化振興条例に基づく芸術・文化の保存と振興及び観光資源への転換について

① 新進の芸術家の育成と活躍の場の提供
② 国内はもとよりアジア等海外の若者を惹きつける大阪発の芸術・文化発信と交流ネットワークの形成（ファッション・音楽・芸能・アートなど）
③ 映像文化振興のための施策推進
④ 上方伝統芸能などの保存・振興と人材育成、助成拡充
⑤ 既存の市民公共施設などで空きスペースや建物を活用した文化施策の展開
⑥ 美術館など市民文化施設の開館時間の延長と文化活動の拠点としての活用
⑦ 地方独立行政法人による大阪市ミュージアムビジョンの実現
⑧ 大阪城公園の観光拠点としての魅力向上及び大規模公園における民間活力導入の推進
⑨ 芸術活動の振興と発展を図るため、大阪市芸術活動振興事業助成金の継続と拡充
⑩ 難波宮の世界文化遺産登録への推進
⑪ 埋蔵文化財収蔵施設の整備充実

Ⅳ　都市再生と大阪経済の活性化

(1) 人・もの・情報が交流する国際都市の創造

① 既存の施設（資源）を活用した集客観光策の展開
② 姉妹・友好都市等との交流の推進、外国領事館の積極的な誘致、海外事務所の機能強化、及びそれらを通じた大阪の魅力発信
③ 世界最高水準の収容人員１万人規模の会議を可能とするＭＩＣＥ施設を含む統合型リゾート（ＩＲ）を核とした国際観光拠点の形成
④ 観光客・ビジネス客の利便性を図るため、宿泊施設の増床や観光エリア政策のさらなる充実
⑤ 居住外国人のための、区役所の総合相談窓口の充実
⑥ アジア等諸外国とのビジネス提携と民間交流の積極的な推進
⑦ 「大阪市多文化共生指針」及び同行動計画に基づく多文化共生施策の推進

(2) 都市再生に向けた重点的な施策・事業の推進

① 「都市再生緊急整備地域」での民間による都市開発の促進、並びに「大阪駅周辺・中之島・御堂筋周辺地区」「夢洲・咲洲地区」における「国際戦略総合特区」、「特定都市再生緊急整備地域」の制度を活用した事業の推進
② 新しい価値を生み出す科学技術の振興と大学等との連携の推進
③ 大阪・関西が強みを有し、今後成長が見込まれる「環境・エネルギー」や「健康・医療」、「ＩＣＴ」などの成長産業分野の重点的な育成・振興、特に中小企業の潜在力をいかした参入促進に係る取り組みの推進

④ 新大阪駅周辺地域のまちづくりの推進
⑤ 大阪産業技術研究所や大阪公立大学など市内外の研究機関における産学官金連携の強化と中小企業への技術移転の促進
⑥ 特許など知的財産の活用を促進する支援策の強化
⑦ 集客力向上のため、外国語対応表記をはじめ案内機能を充実させ、集客拠点間の回遊性を強化
⑧ 大阪の最新情報の発信や進出有望企業等の発掘などのプロモーションの実施による国内外企業や大学・研究機関等の誘致の推進
⑨ 大阪都市魅力創造戦略に基づき、欧米豪をはじめ幅広い国・地域からの観光客誘致策の強化
⑩ 森之宮地区等におけるまちづくりの推進
⑪ 文化施設が集積する中之島の特性を活かした取り組みによる文化力や都市魅力の向上

(3) 中小企業の活性化と新しい都市型産業振興策の推進

① 「大阪市中小企業振興基本条例」に基づいた、市内中小企業の実態把握や中小企業振興施策の総合的な推進
② 大阪信用保証協会など関係支援機関と連携し、厳しい経営環境にある市内中小企業や創業者などへの資金調達の円滑化を推進
③ 大阪産業創造館でのビジネスマッチングによる販路拡大、新事業創出・経営革新支援、次代を担う経営者の育成や創業促進のための人材育成など総合的な支援の充実
④ 高度な技術力を持つ製造業や商品企画力・広告宣伝力等を持つクリエイターの集積を生かした多様なネットワーク化の推進による付加価値の高いものづくりへの支援
⑤ 都市の活性化や生活の質の向上につながるデザイン関連分野における創業支援や人材育成の充実
⑥ 大規模小売店と地域社会の調和あるまちづくりの推進
⑦ 地域商業の活性化に向けて、商店街や小売市場などが地域団体等と連携するなど新たな魅力づくりに向けた取り組みへの支援
⑧ ＢＰＣ（ビジネス・パートナー・シティ）や姉妹都市、海外事務所等の国際ネットワークの拡充と、その一層の活用による国際ビジネス活動支援や観光プロモーションの促進
⑨ 中小企業の海外展開にかかる市場動向やニーズに対応した「売る」視点からの販路開拓支援策の充実

(4) 雇用施策の推進について

① 市民のニーズに応じた雇用関連情報の提供や、求職者と求人のミスマッチの解消など雇用施策の積極的な推進
② 既存産業の強化、新産業の育成、企業誘致の推進及び観光など集客機能の強化による雇用の創出・確保
③ 就職氷河期世代の就労支援としての雇用創出
④ 「就職に向けた支援が必要な人」に対して、「しごと情報ひろば」や区役所での無料による職業相談・紹介事業の充実

(5) 消費生活の安定について

① 中央卸売市場の整備推進
②　仲卸業者への経営指導による経営相談等の強化
③ 消費者センターの相談事業などの市民への周知徹底と機能拡充による消費者被害の未然防止

Ⅴ　ゆとりある住まいと快適な環境づくり

(1) 魅力ある都心機能の整備

① うめきた地区等における魅力ある都市環境の創出をめざした官民連携によるエリアマネジメントの推進
② うめきた２期区域のまちづくりの推進
③ 関西国際空港のハブ空港としての機能強化
④ リニア中央新幹線の大阪―東京間、北陸新幹線の大阪までの早期全線開業
⑤ ユニバーサルデザインタクシーの30％以上の普及促進に向けた補助制度の拡充等、交通バリアフリー化の推進
⑥ ＪＲ・南海新今宮駅のエレベーター設置の推進、及び再整備の促進
⑦ 阪急淡路駅周辺の連続立体交差事業の推進
⑧ 大阪外環状線の建設に引き続きＪＲ関西本線の連続立体交差事業の早期実現
⑨ なにわ筋連絡線（大阪～十三）、新大阪連絡線（十三～新大阪）の着実な整備の促進
⑩ 南海高野線（帝塚山～大和川）の連続立体交差事業の整備に向けた検討
⑪ 淀川左岸線（２期）及び延伸部事業の着実な推進及び阪神高速道路の更新・修繕の促進
⑫ 駅周辺整備及び駅周辺土地区画整理事業の推進（天下茶屋、淡路、京橋等）
⑬ 正蓮寺川等の総合整備及び天王寺大和川線の整備促進
⑭ ＪＲ大阪環状線や阪神高速道路高架下の有効利用の促進
⑮ 不法占拠地の解消推進
⑯ ＪＲ阪和貨物線の跡地についてのＪＲ西日本との協議と用地の有効活用
⑰ 自動運転技術の開発促進による交通観光の改善

(2) 住環境整備と住宅事業の推進

① 密集市街地における住環境整備
　ア　民間老朽住宅建替支援事業の推進
　イ　細街路整備の促進
　ウ　まちかど広場整備の推進
　エ　生野区南部地区や西成区、福島区北西部地区などの総合的な整備の推進
　オ　地域特性に応じた重点的な事業の実施
② 空家対策の自治体の取り組み強化
　ア　空家等対策計画の着実な推進
　イ　空家対策に対する補助金制度の創設
　ウ　空家の取得に係る不動産取得税の免除及び固定資産税の一時減免制度の導入
③ 土地利用動向等を踏まえた地域地区の見直し
④ 都心部に住宅確保のため容積率の緩和や空きオフィスの住宅転用支援事業の推進
⑤ 住まい情報センターにおける住情報の提供・相談機能の充実
⑥ 高齢者・障がい者・外国人の民間住宅へのスムーズな入居に向けた保証制度など、仕組みづくりの検討
⑦ 良質な公共住宅の整備と多様な市民ニーズへの的確な対応
　ア　市営住宅の建て替えや耐震化、全面的改善、中層住宅へのエレベーター設置など市営住宅ストック総合活用計画の着実な推進
　イ　市営住宅の共用部照明のＬＥＤ化など、計画補修・一般補修の充実
　ウ　市営住宅の浴槽設置の本格実施
　エ　市営すまいりんぐ・特定賃貸住宅の入居促進
　オ　市営住宅における若者単身者向け住宅の供給の拡充
　カ　市営住宅における高齢者・障がい者向け住宅の供給の拡充

キ　高齢者、ひとり親家庭、障がい者並びに親子近居住宅募集の推進
ク　市営住宅敷地内の防犯施策と附帯駐車場の一般活用の推進
ケ　入居者の高齢化が進む市営住宅の共益活動に対する積極的な支援

⑧ 新婚・子育て層に対する住宅施策の推進
ア　分譲住宅購入融資利子補給制度の推進
イ　民間賃貸住宅の有効活用の促進
ウ　市営住宅への入居促進

⑨ 地域魅力創出に向けた歴史的建築物等の修景の促進
⑩ 快適で環境にやさしい建築物の誘導を行う評価制度の推進
⑪ 分譲マンションの適切な維持管理の促進と円滑な建て替えの支援
⑫ ワンルームマンション建設・管理における駐輪・駐車・ごみ対策などの指導推進

(3) ベイエリア地区の整備

① 「国際コンテナ戦略港湾」の実現に向けた施策の推進による国際競争力の強化
② 港湾・海岸整備事業の着実な実施
ア　天保山客船ターミナル整備等ＰＦＩ事業及びクルーズ客船の母港化及び誘致推進
イ　安全・安心な社会基盤を再構築するため、岸壁・防潮堤など老朽化の進む港湾・海岸施設について、「大阪市公共施設マネジメント基本方針」に沿った維持管理・更新の積極的かつ集中的な実施と必要な財源の確保
ウ　環境保全対策の実施

③ 港湾におけるテロ等に対する保安対策の充実
④ アクセスの改善や、企業誘致など（夢洲・咲洲地区の活性化に向けて－中間とりまとめ－）の短期的な取り組みの着実な実施
⑤ 埋立地における早期の未利用地の分譲・有効活用
⑥ 大正区鶴浜地区のまちづくり計画の推進
⑦ 南港ポートタウンの環境改善
⑧ 在来臨海部の規制緩和による土地利用の促進
⑨ 築港地区の埋立計画の推進を含め魅力的な集客観光拠点の創出及び居住促進につながる中長期的なまちづくり計画の推進

(4) 花・緑あふれるまちづくり

① 「新・大阪市緑の基本計画」に基づく緑の保全と創出
② 緑の集積した「都市の森」「地域の森」づくりの推進
③ 街路樹の定期的な剪定や根上の対応を実施し景観保全の推進
④ 民間活力による公園の維持管理
⑤ 通過型公園から滞留型公園への転換促進
ア　ライトアップで夜も親しめる公園整備と緑化推進
イ　公園の池水浄化、せせらぎ再整備等の推進
ウ　身体障がい者用を含め公園内のトイレ設置と清掃の充実
エ　公園内にメロディ付き太陽電池時計や防犯カメラの計画的設置と砂場の保全や遊具の安全点検など環境整備の拡充
オ　リハビリ等もできる健康広場のある公園の建設推進
カ　ドッグラン施設の整備
キ　インクルーシブ遊具の導入

⑥ 市民参加による花と緑のネットワークづくりの推進
ア　街路及び公共施設、ターミナル等への重点的な緑化推進
イ　敷地や屋上等民有地緑化の推進

ウ　児童遊園の整備補助の拡充
エ　地域のアイデアを生かした公園整備の推進
⑦ 毛馬桜之宮公園の整備推進
⑧ 天王寺動物園における、ソフト面とハード面の両面で動物福祉の観点に重点を置いた魅力向上
⑨ 新たなスケートボード場の整備

(5) 安心・安全で快適な地域社会の実現について

① ＩＣＴ活用など利用者のニーズに即した歩行者案内標識の適切な維持管理
② 歩行者案内標識における地図の適切な更新
③ 青色防犯パトロールの充実
④ 犯罪・事故防止のための防犯カメラの設置推進や防犯灯の設置倍増及び電気料金の全額補助
⑤ 犯罪被害者等の支援に関する条例に基づく支援施策の推進
⑥ 自転車の安全利用の促進
⑦ 自転車ヘルメット購入補助制度の構築
⑧ 地域の利便性向上に向けたシェアサイクルの全市的連携と普及促進
⑨ 共同住宅等における防犯対策の推進
⑩ 動物愛護施策のさらなる推進
⑪ 不妊・去勢手術費助成など、まち猫施策の拡充
⑫ 安全上や生活影響上で課題を抱える老朽家屋対策の充実

(6) 安全で快適な道路整備について

① 都市計画道路の早期整備
② 交通渋滞の緩和を図るため、鉄道との立体交差化を促進（阪急電鉄京都線・千里線、ＪＲ関西本線など）
③ 通学路の安全対策、幹線道路を中心とした交通事故抑止対策の推進
④ 幹線道路を中心とした自転車レーン・自転車道などの走行環境の整備促進
⑤ バリアフリー法に基づく道路・歩道橋対策の推進
⑥ 生活圏を広げるために河川への人道橋整備を拡充
⑦ 路面温度を低減する舗装や低騒音舗装などによる道路環境対策の促進
⑧ 道路・橋梁・地下空間などの耐震化の促進及び中長期的なアセットマネジメントの推進
⑨ 最新技術を活用した効率的・効果的な維持管理の推進
⑩ データやノウハウを活用した道路陥没未然防止の取り組み
⑪ 区画線の管理基準および維持管理計画の策定による、安全・安心な区画線の維持補修

(7) 美しいまちなみの創造

① 河川沿いに緑豊かな遊歩道を建設
② 大阪の伝統と革新が生み出す世界的ブランド・ストリートの実現をめざした御堂筋の活性化と魅力向上を図る施策の推進
③ 中之島地区などでの魅力あるイルミネーションイベントの充実、文化的公共建築物や水辺空間のライトアップ
④ 河川の堤防や歩道橋の美化等、都市環境整備の推進
⑤ 老朽化した道路・公園等の更新・維持管理は「大阪市公共施設マネジメント基本方針」沿って確実に実施するとともに、必要な事業費については特別な予算枠を創設
⑥ 御堂筋将来ビジョンを踏まえた、御堂筋の歩道拡幅等、道路空間再編の取り組みを推進
⑦ 大阪の南の玄関口であるなんば駅前空間の広場化に引き続き、なんさん通り（南北）の空間再編の実現に向けた、官民連携による取り組みの推進

(8) 駐車・駐輪対策の推進

① 公共駐車場の営業時間延長と利用促進
② 警察が設置するパーキング・チケット発給設備の設置協議（道路占用）に引き続き対応していくこと
③ 放棄自動車対策の強化と自動車リサイクル法の適正な運用
④ 民間公募による駅前レンタサイクル事業の推進
⑤ 中心市街地や鉄道駅・バス停周辺での自転車駐車場の整備促進及び地域との協働による放置自転車対策の強化
⑥ 民間駐車場における自動二輪車の駐車スペースの拡充など、自動二輪車の駐車対策の強化
⑦ 観光バスの乗降場と駐車場の確保の推進

(9) 豊かな「水の都」の創造

① 道頓堀川や安治川など河川を利用した水上交通網の整備や水辺のにぎわいづくりの推進
② 府市連携による平野川・寝屋川・第二寝屋川等の水質改善・浄化の強化

(10) 浸水対策事業の推進

① 淀の大放水路の抜本的な浸水対策の促進
② 枝線管渠のネットワーク化・貯留施設の整備や他事業連携によるグリーンインフラの活用などによる局地的な浸水対策の推進
③ 下水道法改正を踏まえ、気候変動による降雨量の増加を考慮した新たな浸水対策計画の早期策定
④ 寝屋川北部・南部地下放水路の早期建設

(11) 下水道事業の推進

① 公共用水域の水質保全を図るため、合流式下水道の改善対策の推進
② 高度処理施設の建設促進、処理水の広範な有効活用
③ 老朽化した施設の計画的な改築・更新事業の早期の実施による災害に強い下水道の整備推進
④ 下水処理場と周辺の環境調和を図るための緑化及び臭気対策施設の整備等の処理場周辺環境整備の推進
⑤ カーボンニュートラル・脱炭素社会の実現に向けて省エネ・創エネを図るための下水道資源の有効活用
⑥ クリアウォーターＯＳＡＫＡ株式会社による安定した質の高い下水道サービスの持続的な提供並びに、下水道トータルシステムとして培ってきた経営資源を活かした国内外への事業展開の推進

(12) 環境対策の推進

① 「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく「大阪市地球温暖化対策実行計画」の着実な推進
② 市民や事業者、ＮＰＯとの協働による積極的な温暖化対策の推進に向け「なにわエコ会議」などの活動支援の充実
③ 緑のカーテン・カーペットや雨水などを利用した打ち水、公共建築物等への国産木材の利用など、ヒートアイランド対策の実効ある推進
④ 環境教育の一層の推進
⑤ 自動車環境対策の推進
　ア　自動車交通環境対策の着実な推進
　イ　電気自動車の公用車への導入、電気自動車用充電施設の設置による民間への普及促進
⑥ 土壌汚染対策、フロンガス対策及び浮遊粒子状物質対策の強化・推進
⑦ ダイオキシン類対策の強化と支援制度の拡充

⑧ 交通流動の最適化や阪神高速西大阪線等の公正妥当な料金など、国道43号等の環境改善対策の推進
⑨ ＰＭ２．５の数値について市民への適時適切な情報発信
⑩ 姉妹都市提携関係にある上海市とＣＯ２排出量の削減等気候変動対策についての提携・覚書を締結すること
⑪ 2050年の脱炭素社会「ゼロカーボン　おおさか」をめざした取り組みの着実な推進

(13) 廃棄物対策の推進とまちの美化推進

① 循環型社会の構築に向けた取り組みの推進
ア　３Ｒ 発生抑制(リデュース)・再使用(リユース)・再資源化(リサイクル) ＋Renewable 再生可能（リニューアブル）の推進
イ　ごみ減量のためのアクションプランの確実な推進に向けたボランティア活動の支援
ウ　分別収集における適正排出に向けた啓発・指導の促進
エ　プラスチック使用製品廃棄物の一括回収の実施に向けた検討
オ　海洋プラスチックごみ問題の解決や食品ロスの削減に向けた啓発
カ　古紙・アルミ缶の持去り対策の強化
キ　「家電リサイクル法」に即した適正排出の促進
ク　産業廃棄物処理対策の推進
ケ　事業系ごみの減量化・資源化施策の拡充
② 資源回収に関する市民啓発の推進、補助の充実
③ ハト・カラスなど鳥害対策の強化
④ 高齢者・障がい者に対するごみ収集支援（ふれあい作業）の充実
⑤ まちの美化推進のための清掃・啓発の強化
⑥ 路上喫煙の市内全域禁止に向けた取り組み推進
⑦ ＰＣＢ廃棄物の適正処理の推進
⑧ 大規模災害発生時における災害廃棄物対策の充実

(14) 防災・救命対策の推進

① 災害時の初期初動体制の充実強化や、消防・警察・医療機関などが連携した救急体制の整備強化
② 災害時に備えた民間企業、団体等とのさらなる協定の推進
③ 装備のグレードアップや関係機関との連携強化など危機管理体制の充実強化
④ 防災アプリを活用した多言語による情報発信の充実
⑤ 雑居ビル等の消防法規制対象建築物の実態把握、消防法違反対象物の是正指導など防火安全対策の強化
⑥ 市民の災害対応力の強化
⑦ 一般家庭に対する防火・防災指導体制の強化
⑧ プライベートの空間を確保できるよう、トレーラーハウスやテントを活用した避難所の運営体制の整備促進
⑨ 災害応急対策の充実と市民啓発の推進
⑩ 災害対策の中枢機能を担う消防署所の整備促進及び消防職員の研修等の充実による人材育成
⑪ 救急救命士の養成など救命救急業務の充実強化及び市民ニーズに対応した救急相談業務（＃７１１９）への体制強化
⑫ ＡＥＤ（自動体外式除細動器）の使用方法など応急手当普及啓発の推進及び設置場所情報の一元化
⑬ ＡＥＤのコンビニエンスストアへの設置推進

⑭ 大規模公園へのソーラー充電式照明灯の設置検討
⑮ 避難行動要支援者の個別避難計画作成の推進

Ⅵ　安全・快適な交通事業の推進

① 安全・快適に利用できる交通施策の推進
ア　構造物の耐震化・津波浸水対策等防災・震災対策の充実
イ　エレベーターの２ルートの整備などバリアフリー化の推進
ウ　プラットホームからの転落防止を目的とした可動式ホーム柵などの整備促進
エ　低公害車など環境にやさしい車両の整備
オ　シェルター化の推進、テント、ベンチの増設などバス停留所周辺の整備・安全対策
カ　痴漢防止キャンペーンの効果的実施
キ　車椅子やベビーカーを利用しやすい環境づくりの推進
ク　授乳室や授乳スペース等、子育て世帯が利用しやすい環境の整備
ケ　駅ナカなど駅構内の有効活用の促進
② 利用者の利便性向上策の推進
ア　国際都市・観光都市にふさわしい案内表示の充実
イ　無線ＬＡＮ・携帯電話など、ＩＣＴサービスのさらなる拡充
ウ　地下鉄各駅の駐輪対策
エ　バス路線については、安易に廃止するのではなく、利用者の目線に立って整備
オ　利用しやすい車両やトイレの美装化などの推進
カ　個人情報の管理を徹底し、駅改札の顔認証システムの導入
キ　ＡＩを活用した新しい移動手段であるオンデマンド交通の全区展開
③ 鉄道事業者等が連携した広域的なＭａａＳの構築
④ 国・府などの地下鉄建設のための補助制度の拡充と補助金の確保及び鉄道駅バリアフリー料金制度を活用した更なるバリアフリー化の拡充
⑤ 障がい者割引の相互乗り入れ対応システムの導入とＩＣカード化
⑥ 相互乗り入れを念頭に置いたシームレスな料金の設定
⑦ 地下鉄第８号線延伸をはじめ、市内外への地下鉄網の整備促進
⑧ いまざとライナー（ＢＲＴ）社会実験の着実な実施
⑨ 資産のさらなる有効活用

Ⅶ　健全な公営企業の推進

① 水道事業の着実な経営改善の推進
ア　委託化の推進など、高コスト体質の改善
イ　資産有効活用の積極的な推進
② 安心・安全で良質な水の安定供給
ア　給・配水管の計画的な早期整備と鉛管対策の着実な推進
イ　水道施設の耐震化や災害発生時の応援受け入れ態勢の確立など、防災対策の充実による総合的な危機管理体制の強化
ウ　水質管理体制の充実とそれに必要な検査設備の整備並びに放射性物質監視体制の継続
エ　中高層住宅への直結給水の普及拡大
オ　貯水槽水道の衛生管理対策の強化
③ 浄水発生土の有効利用の促進
④ 官民連携による海外水ビジネスの推進
⑤ 水道スマートメーター導入による水道ＤＸの推進

◆自由民主党・市民クラブ大阪市会議員団

令和６年度大阪市予算編成に関する要望書

新型コロナウイルス感染症による厳しい状況が緩和されつつあるものの、感染症の影響を大きく受けた業種、そこで働く方々など、市民生活や経済への影響は依然として続いている。

数年続いたコロナ禍の影響により、日々の生活様式や社会活動も大きく変貌し、今、まさに我々に求められていることは、ポストコロナ社会への転換である。平穏な日常を取り戻していくための下支えとなる政策が極めて重要であり、再び経済を成長軌道へと導くためにも中小企業支援をはじめとする経済対策を多角的かつ具体的に打ち出していく必要がある。

また、ロシアによるウクライナ侵攻や、激化するイスラエルとパレスチナの紛争などの影響により、世界規模で不確実性が高まり、エネルギー価格や物価の高騰による影響が、公共工事費用の増加、業務委託単価の上昇などに顕著に表れている。さらに民間での人材獲得競争が過熱する中において、教員、技術職員、専門職をはじめとする職員の人員不足の問題もまた顕著になっており、各現場での負担感が大きくなっている。こうした課題に対して真正面から向き合い、来年度予算で相応の措置を講じていく必要がある。

一方、2025年日本国際博覧会については、日本の最先端技術の発信、さらには大阪の魅力を世界中に発信する機会ととらえ、関西全体の経済の底上げにつながるよう、国・府・経済界及び公益社団法人2025年日本国際博覧会協会と一体となって、市民や企業をはじめ、来阪される方々にとって素晴らしいものとなるよう、開催の成功に向けて取り組まなければならない。

昨今においては、インバウンド需要はコロナ前のような活況を取り戻しつつあり、住民・企業をはじめとした、大阪が持つ豊かな歴史・文化や人々の多様な魅力、都市のポテンシャルを生かす絶好の機会である。大阪を元気にし、にぎわい創出に取り組むとともに世界に誇る魅力あふれる都市を創り上げることを目指すべきである。

令和６年度の予算編成におかれては、大阪の再生・成長に向けて取り組むべき方向性を明らかにし、市民生活に目を向け共に歩んで行くため、以下の点について強く要望するものである。

１．2025年日本国際博覧会の開催に向けた取組について

①　国・府・経済界及び公益社団法人2025年日本国際博覧会協会と一体となった取組、万博のレガシーとする観点も十分に踏まえた設計を推進する取組

大阪・関西の発展につながる2025年日本国際博覧会の開催に向けて、市民をはじめ、来阪される方々にとって素晴らしいものとなるよう、国・府・経済界及び公益社団法人2025年日本国際博覧会協会と一体となって取り組むとともに、万博を契機として大阪に新たな産業が生まれ、地域経済の活性化に繋がるよう、努められたい。また、万博の開催に際しては環境への配慮が適切になされ、万博の理念であるＳＤＧｓの達成に貢献していくことが大切であり、万博会場で使用された資材・設備等については、リユースやリサイクルなど、万博のレガシーとしていく観点も十分に踏まえて協会による設計が進められるよう取り組まれたい。

②　会場建設費の一層厳格な執行管理とコスト縮減、インフラ整備などの関連事業費について更なる費用負担が生じないように取り組むこと

想定を上回る物価上昇を主な要因として、会場建設費が２回目の増額となったが、増額は今回が最後となるよう、市としても博覧会協会による会場建設費の執行状況の定期的な公表内容を適切に確認するなど、協会と密に連携し、協会による一層厳格な執行管理とコスト縮減が確実に進められるよう取り組まれたい。また、万博開催に必要な道路等のインフラ整備についても、適正な経費負担の観点の下、当初計画から大きく上振れすることがないよう、かつ、本市として過度な経費支出とならないよう、慎重に検討・協議を行うと共に、事業費が想定を上回らないよう取り組むこと。

③　国際観光・物流拠点としての夢洲を中心とした臨海部でのインフラ整備の推進及び万博の成功に向けたソフト事業や規制改革の積極的な推進

万博を契機に都市格の向上、経済の発展につなげるため、国際観光・物流拠点として夢洲を中心とした臨海部でのインフラ整備を着実に進められたい。また、コスト縮減に努めながら淀川左岸線（２期）事業をはじめとする万博のアクセス向上に資する整備を推進し、安全性の向上、にぎわい・魅力の向上に資する整備等についてもインフラ整備計画に基づき着実に取り組まれたい。さらに、国のアクションプランも踏まえ、万博の成功に向けて必要なソフト事業や規制改革についても、積極的に推進されたい。

④　夢洲周辺の円滑な車両交通と来場者輸送、海上アクセスの整備実現

万博会場建設の工事車両や万博来場者の円滑な輸送が可能となるよう、また、物流や廃棄物運搬などに影響を及ぼさないよう対策を講じること。特に万博開催に伴う会場周辺や地元地域における交通への影響が懸念されることから、経済活動や市民生活へ影響を与えないよう、2025年日本国際博覧会協会と連携して必要な対策を適切に講じられたい。また、多様な輸送手段の確保という点から海上アクセスは重要であり、クルーズ客船などのニーズを十分に把握したうえで、整備実現に向けた検討を進められたい。

⑤　万博におけるシニア層の入場料負担軽減

子どもの無料招待など、若い世代への来場を促そうという施策と同様に、今回の万博のテーマに照らし、シニア層の方々に健康で長生きをしてもらうためにも、万博に来場しやすくなるような施策を検討するべきであると考える。

開催地である大阪市として、万博におけるシニア層の入場料負担軽減策を検討されたい。

２．教育再生について

（１）小中学校

①　学校選択制の効果的見直しを含めた検討

課題等の現状の把握と効果検証を行い、施策の見直しや廃止を含めて検討すること。また、いじめにより心身の安全が脅かされているような悩みを持っている児童・生徒について、引き続き、指定校変更ができる制度の弾力的運用に努められたい。

②　学校配置の適正化

保護者や地域の関係者等の理解が得られるよう丁寧な説明と議論を行うこと。また、学校跡地の活用については、防災や地域コミュニティの拠点としての機能を考慮するとともに、周辺地域の状況も踏まえ、まちづくりの観点から慎重に検討されたい。

③　教員不足の解消について

小中学校の教員が不足し、複数年にわたりクラス担任がいないことにより、学級崩壊が発生するなど、教育現場の人員措置の対応は喫緊の課題である。また教頭職の事務負担が非常に大きいことから、管理職希望者が減少し教頭不足問題が発生しており、その解消に努められたい。また、公募校長制度の見直しも含め検討されたい。

加えて、スクールサポートスタッフや教頭補助などの人材をさらに増やし、教育現場の負担感を軽減させるなど、働き方改革の取組を加速させることで、教職に対するブラックイメージを払拭し、学校の教員として働きたいと思う人を増やしていくことを検討されたい。

④　きめ細やかな指導の充実

全国学力・学習状況調査等の結果を踏まえ、児童・生徒の学力向上に資するため、小学校専科指導や習熟度別少人数授業など、きめ細やかな指導の充実を進めるとともに、そのために必要とされる優秀な教員を確保されたい。また、全ての学習の基盤となる言語能力等をさらに培い、子供たちが主体的・対話的で深い学びに向かう力の育成に努められたい。

⑤　全国学力・学習状況調査の学校ごとの結果公表に関する対応

学校選択制の導入とも相まって、序列化や過度な競争等の弊害が生じた際には、速やかに見直しを図ること。また、公表は平均正答率だけでなく、多面的な分析結果等のデータも公表すること。

⑥　大阪府公立高等学校入学者選抜における大阪市独自方針の廃止

大阪府内で同じ選抜を受験するにもかかわらず、府内統一ルールに加えて、評定に関して大阪市だけが独自の方針を設けることで、反対に不公平が生じている。直ちに大阪市独自の方針を廃止されたい。

⑦　学校図書館支援への取組

学校図書館をより一層活用し、子供の読書活動を促進するために、図書購入費を増額する等蔵書の計画的な整備や開館時間の確保等、読書環境の充実に向け、図書館司書の専門性を生かした学校図書館支援の取り組みを進められたい。

⑧　教育環境の充実

子供たちの教育環境を充実させ、安心・安全な学校生活を送れるよう、老朽化した校舎・講堂兼体育館の改築及び補修整備（校舎美装、便所の洋式化・美装、プールの改修、給水設備の整備、床の張りかえ）については、速やかに実施するとともに、学校緑化を推進されたい。また、校舎等の改築にあたっては、従来の発想にとらわれず、特色ある学校づくりに向けた工夫を講じられたい。

⑨　全小学校の体育館へ空調機を早急に設置

学校の体育館は、大阪北部地震や平成30年台風第21号などに伴う、避難所や避難場所として活用され、災害時において重要な役割を果たしているところである。現在、国の緊急防災・減災事業債を活用し、令和４年度に市内全中学校の体育館への空調機設置を完了したが、地域住民の主たる避難所である全小学校の体育館にも、教育環境の整備の観点からも早急に空調機を設置されたい。

⑩　給食調理業務・学校環境整備業務の見直し

給食調理員の給食調理業務について抜本的な見直しを図り、また、管理作業員の学校環境整備業務についても、地域の力を得るなどして見直しを図られたい。

⑪　食に関する指導の充実

「食育基本法」や「第３次大阪市食育推進計画」を踏まえ、小学校段階からの食に関する指導の充実を図られたい。また、安全・安心な中学校給食の提供や、給食を生きた教材として活用し、小学校から中学校の９年間を通した食育を進めていくためにも、現在実施している学校調理方式を十分検証して、より安全・安心な給食が提供できるようにされたい。

⑫　障害児の卒業後の社会参加を促進

職業教育・進路指導の充実を図られたい。

⑬　特別支援教育の充実

府へ移管された特別支援学校においてこれまで実施してきた市独自事業については、市単費として継続実施されるとともに、小中学校における特別支援教育の充実を図られたい。

⑭　医療的ケアが必要な児童・生徒への支援など

本市が他の市町村と等しく大阪府の施策による支援が受けられるよう措置を講じられたい。

⑮　いじめ・不登校など直面する課題への取組

「いじめ」や「不登校」、さらに「発達障害」など学校教育が直面する課題について教育相談事業の充実をはじめとした十分な対策を講じられたい。とりわけ「いじめ」問題については、「大阪市いじめ対策基本方針」に基づき、道徳教育をはじめとした学校教育全体を通して小学校低学年の段階からいじめを許さないことを徹底し、いじめを生まない学校づくりを進めるとともに、いじめに至るまでの初期の段階で適切に対応することを徹底されたい。あわせて、いじめ問題が生じたときには、速やかに教育委員会に報告し、解決に向け連携して取り組むことの周知徹底を図られたい。また、「不登校」については、不登校児童生徒数が全国と比してもかなり高い数値であることを喫緊の課題とし

て認識し、その改善に向け、状況の分析を進め、より効果的に学校を支援する施策の充実を図るとともに、不登校特例校の設置など児童生徒の教育の機会の確保について十分な対策を図られたい。

⑯　エレベーター設置事業の推進

障害児の学校生活の充実と開かれた学校づくりのため、学校へのエレベーター設置事業を一層推進されたい。

⑰　「大阪らしさ」を生かした教育を推進

授業及び特別活動において、知識・技能を有する社会人の活用を充実させるとともに、地域・区の歴史や伝統・文化の教材化等を進め、郷土大阪を大切にする心を育むため、「大阪らしさ」を生かした教育を推進するなど、教育改革を着実に推進されたい。

また、体験を重視した教育活動を通じて、郷土を愛し、「公共」の精神を涵養する教育を進めるなど、児童・生徒の心の教育の充実を積極的に図られたい。

⑱　国際理解教育の推進

ネイティブスピーカーを活用した小学校からの英語教育、帰国・来日した児童生徒の教育の充実など、国際理解教育を推進されたい。

⑲　教職員数に対する国への働きかけ

国において「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」の一部改正が行われ、小学校全学年で35人学級の段階的実施が行われることとなったが、子供たちのさらなる学力向上・豊かな人格形成に向けた取り組みを検討すると共に、同法に基づき、教職員数を機械的に削除することがないよう国に働きかけられたい。

⑳　学校協議会への配慮

学校協議会は、保護者や地域住民等の主体的な参加を促進するものであることに鑑み、条例で定められた役割を安易に拡大することなく、保護者等に過度な負担や責任を負わせるものとならないよう十分に配慮して運営すること。

㉑　さらなるＩＣＴの活用

学校教育におけるＩＣＴ活用については、充分な検証及び国の動向を踏まえ、日々進歩する機器や安定的な通信環境の確保に加え、学校間に格差が生じないよう教員の研修の充実についても、着実に取り組まれたい。

また、児童生徒一人一人が端末を用いて、家庭でもオンライン学習に取り組むことができるよう、家庭にインターネット環境がない児童生徒に通信費込みのモバイルルーターを貸与するなど、十分に活用できる環境の実現に向けて引き続き取り組むとととともに、教員が負担なく活用できるよう支援をすすめられたい。

㉒　国歌斉唱・国旗掲揚への取組

全校園において学習指導要領の趣旨に則り、国旗と国歌の意義を理解し、これを尊重する態度を育てるために、教科等の指導とともに、卒業式や入学式及び運動会等の学校行事においても指導の充実を図るよう取り組まれたい。

公共の施設である学校においては、日々国旗が掲揚されるように努められたい。また、修学旅行においては、歴史的・文化的な観点から、教育的効果の高い場所を訪問するよう取り組まれたい。

㉓　大阪市歌の取組

郷土を愛する心を育むために、学校行事などにおいて、大阪市歌に親しむ取り組みを進められたい。

㉔　人権教育（学習プログラム）の取組

道徳が教科化されたことをふまえ、個別的な人権課題の解決に向け、子どもたち自らが考え、自他の生命と尊厳を互いに尊重し合いながら、人権を守る実践行動へとつなげることのできる人権教育（学習プログラム）に取り組まれたい。

㉕　スクールソーシャルワーカーの適切かつ効果的な配置

こどもの貧困対策関連事業「大阪市こどもサポートネット」において各区に配置されているスクールソーシャルワーカー（SSW）について、適切かつ効果的な配置となっているかを検証し、実情に応じてSSWを増員する等、課題を抱えた児童生徒や家庭に対する支援の充実に取り組まれたい。

㉖　部活動の地域移行について学校現場や地域の実情に合わせて実施

国は令和５年度から３年間で休日の部活動を段階的に地域へ移行するスケジュールを決めているが、生徒数にあった質の高い指導者の人数確保、また保護者への理解など学校現場や地域の実情に合わせて取り組みを進められたい。

（２）高等学校・専修学校

①　高校生に対する奨学金制度の充実

②　大阪市立デザイン教育研究所の存続

企業等との連携プロジェクトなど特色ある教育活動を行い、これまでデザイン界に有為な人材を輩出している。その伝統と実績は顕著であることから、市立の高等学校が府へ移管された後もこれまでの特色ある取り組みを一層深化・充実させながら、引き続き存続されたい。

③　市立高校の府への移管に伴う土地・建物等の無償譲渡について再度府と協議を行い、適正な対価を府から受けとることを求める

（３）大学

①　魅力ある大学の実現

②　グローバル人材の育成など国際力の強化

③　地域で活躍する専門性の高い社会人の育成

④　人工光合成研究などの研究力の強化

これまで培ってきた高いブランド力を発展させ、海外の学生・研究者との交流促進や英語教育等の充実によるグローバル人材の育成など国際力の強化や、将来の社会をリードし、地域で活躍する専門性の高い社会人の育成、人工光合成研究などの研究力の強化を図られたい。

（４）生涯学習

①　生涯学習を推進及び施設の活用

総合生涯学習センターのもと総合的に生涯学習を推進するとともに、交通至便で市民が気軽に学べる市民学習センター等生涯学習施設の活用を進められたい。

②　生涯学習機会の充実

大阪の持つ歴史的・文化的資源を活用し、科学体験・自然体験などを通じて大阪のよさを再発見するための生涯学習機会の充実を図られたい。

（５）スポーツ

①　スポーツ推進委員の検討

業務に負担感を感じている委員もいることから、地域の実情も踏まえ、委嘱のあり方や報酬などについて検討されたい。

②　舞洲のスポーツレクリエーションゾーンの活性化

舞洲のイベントやアクセスに関する情報発信など、来訪者の視点に立った利便性向上の取り組みを進められたい。

また、舞洲のスポーツレクリエーションゾーンの活動について、2025年日本国際博覧会開催中も滞りなくできるよう必要な対策を講じられたい。

③　障がい者スポーツ振興への取組

障がい者スポーツの振興を図り、社会参加を一層促進されたい。

また2021年に開催された東京パラリンピック競技大会の開催を契機として、障がい者スポーツセンター等を活用し、さらなる障がい者スポーツの振興に取り組むための具体的な方策を示すとも

に、老朽化する長居障がい者スポーツセンターの建替えにあたっては、利用者のニーズを踏まえ、利便性や機能面の向上が図られるよう努められたい。

④　スポーツを通じた都市魅力の発信

活力ある高齢社会の実現、観光・文化の活性化等に寄与する国際総合競技大会「ワールドマスターズゲームズ2027関西大会」の成功に向け、積極的に取り組まれたい。

また、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に続き、今後開催される、ワールドマスターズゲームズ2027関西大会といった世界的に注目を集めるスポーツイベントが開催されることから、これを好機と捉え、市民のスポーツ振興をさらに進めるとともに、スポーツを通じた都市魅力の発信に努められたい。

３．青少年の健全育成と子育て施策について

人口減少、合計特殊出生率のさらなる低下に歯止めをかけるため、出産は家庭内の個別の事情であるとはいえ、保育所待機児童の解消をはじめとする、安心して子供を産み育てることが可能な社会的環境づくりに重点的に取り組み、以下に掲げる項目の充実に努められたい。

①　妊婦健診の保険適用

女性が安心して子供を産むことができるよう妊娠・出産は病気ではないという通説を乗り越え、妊婦健診を保険適用とされたい。

②　出産にかかる費用の原則無料化に関する国への要望

③　子供を健やかに産み育てられる環境整備を推進

「大阪市こども・子育て支援計画」に基づき、子育て家庭の養育者が孤立して、子育てに対する不安感や負担感を抱え込むことのないよう、保護者や子どもが交流し、仲間づくりや子育てに関する情報交換ができる地域子育て支援拠点事業等整備など、子育て家庭のニーズに応じ、子供を健やかに産み育てられる環境の整備を推進されたい。

④　保育を必要とするすべての子供の入所枠確保

民間保育所の新築や増改築、認定こども園、地域型保育事業所等の施設整備に加え、保育人材確保等により、総合的に待機児童を含む保育を必要とするすべての子供の入所枠確保を図られたい。

⑤　民間保育所等に対する助成の充実

多様な保育ニーズに対応できるようさらに民間保育所等に対する助成の充実も図られたい。

⑥　保育士等の必要な財源措置がなされるよう国に対する要望

保育士等の処遇改善を図り、必要な財源措置がなされるよう引き続き国に対して要望されたい。

⑦　１歳児の保育士配置基準を５対１の基準へ

児童の安全確保の観点から、平成24年度まで大阪市が行っていた５対１の基準に戻されたい。

⑧　面積基準緩和措置の解消

必要となる保育所等の入所枠を早期に確保し、面積基準緩和措置の解消を図られたい。

⑨　計画的な保育所の民間移管

急激に進めるのではなく、待機児童の現状を鑑み、公立保育所の果たす機能・役割を明確にして、計画的に進めること。

⑩　私立幼稚園の設置許認可等に関する権限移譲に対する国への要望

⑪　私立幼稚園に要する財源を税源移譲による措置に対する国への要望

⑫　市立幼稚園の維持継続

特別な支援を要する幼児のセーフティーネットとしての機能を果たすため、維持継続されたい。

⑬　３歳児保育の拡充

未就園児クラスが実質的に需要の高まる中、３歳児クラスを実施している園で抽選もれし、入園できない児童が多いことなどを考慮し、３歳児保育の拡充を図られたい。

⑭　一時預かり事業（幼稚園型）制度の充実

⑮　幼児教育・保育の質の向上に向けた取組

保育・幼児教育センターにおいて、就学前施設の保育士・教職員等に対する研修・研究を充実するなど幼児教育・保育の質的向上に取り組まれたい。

⑯　子育て層向け住宅施策の推進

若い世代が住む活力あるまちづくりを進めるため、家賃補助制度などの新婚世帯向け住宅施策や、子育て安心マンション認定制度、分譲住宅購入融資利子補給制度、民間賃貸住宅に対する支援などの子育て層向け住宅施策を一層推進されたい。

⑰　少子化対策に関して検討

少子化対策の重要性が増す中、講座や交流会など、結婚を願う独身男女の出会いのきっかけづくりについて、本市の関与を検討されたい。

⑱　児童虐待ゼロを目指した政策の推進や機能強化

虐待の予防及び早期発見から虐待を受けた児童の保護及び自立支援まで、児童を虐待から守るための総合的な施策を推進されるとともに、その中心となるこども相談センターの機能強化や児童虐待防止地域ネットワークの充実を図られたい。

⑲　こども医療費助成の所得制限の廃止

少子化社会の中、安心して子供を生み育てることができ、子供たち一人ひとりがいきいきと輝き、伸びやかに育つ環境を創出することは非常に重要である。このような次世代育成支援の観点からは、すべての子供に等しく医療を提供すべきであり、現在大阪府下においても堺市をはじめ、42市町村が乳幼児医療費助成の所得制限を設けていない。

よって、大阪市においてもこども医療費助成の所得制限を廃止されたい。

⑳　放課後児童の健全育成について活動内容等の充実強化

放課後児童の健全育成については、すべての児童を対象とした児童いきいき放課後事業といわゆる学童などの留守家庭児童対策事業の利用実態を踏まえ、活動内容等の充実強化に努められたい。

㉑　医療的ケアの必要な児童の育成支援に対して関係局との連携

医療的ケアの必要な児童の放課後の過ごし方について、保護者や本人の意向に沿えるよう受け入れ態勢を整備し、保護者、医療機関、教育機関、放課後等デイサービス事業所、いきいき活動室や放課後児童クラブなどが連携して児童の育成支援を行うよう、関係局が連携して取り組まれたい。

㉒　留守家庭児童対策事業の是正や補助の拡充

児童数が19名と20名では補助金に大きな格差があることから、その是正や耐震対策費等への補助の拡充を検討されたい。

㉓　塾代助成事業の効果検証及び事業の再構築を含めた検証

学力や学習意欲の向上、個性や才能を伸ばす機会を提供するとともに、子育て家庭の経済的な負担を軽減して可処分所得を増やし、地域経済の活性化につなげるという、当初の目的が達成できているかどうかの効果検証を行われたい。ついては、事業内容及び事業実施者に対する監査機能を早急に整えるとともに、より効果的な事業内容となるよう改善に努め、効果検証の結果によっては事業の再構築を含めた検討を行われたい。

㉔　幼児教育・保育の無償化にかかる事務経費の恒常的な措置に対する国への要望

㉕　こどもの貧困対策のための施策を推進

「大阪市子どもの生活に関する実態調査」の分析結果等から見えた課題の解消に向け、「大阪市こどもの貧困対策推進計画」に基づき、こどもの貧困対策のための施策を推進すること。

㉖「大阪市こどもサポートネット事業」の適切な推進

学校における教員等の「気づき」から、支援が必要とされた児童・生徒とその世帯が、区役所（保健福祉センター）や地域の支援に適切につなげられるよう推進されたい。

さらに、社会全体で支える取組みとするため、経済団体、教育機関、地域団体などとも連携・協働されたい。

㉗　ヤングケアラーに関する施策の推進

成長や学業の途上にあるヤングケアラーに支援の手を差し伸べることは喫緊の課題である。教育現場、地域、福祉・介護・医療等の現場においてヤングケアラーを発見し、相談及び適切な支援に結びつけるための施策を推進されたい。

㉘　こども相談センターにおける職員体制の充実

児童福祉法に基づいた児童福祉司や児童心理司等の配置基準を満たすことや一時保護所の増設等を踏まえ、職員数を大幅に増やさなければならない。また、児童福祉司等の職員は、専門的な知識や技術を要する相談や子ども一人ひとりに応じた支援に対応しなければならないことから、高い専門性が求められ、資格を有するだけでなく現場経験を積みながら丁寧に人材を育成していく必要がある。

このようなことから、こども相談センターにおける人材確保と人材育成にあたっては、計画的な職員配置を実施し、講習や研修の充実ときめ細やかなＯＪＴを行い、職員体制の一層の充実に取り組まれたい。

４．福祉施策の向上について

（１）福祉施策における新型コロナウイルス感染症拡大防止対策

①　事業者が福祉サービス等を提供できるよう感染防止対策等にかかる経費の継続した支援

介護サービス事業者・障がい福祉サービス事業者・保護施設が新型コロナウイルス感染等による緊急時に福祉サービス等を提供するにあたり、継続して提供できるよう、通常の福祉サービス等の提供時には想定されない、マスクやアルコール消毒液などの衛生物品購入にかかる経費や、事業継続に必要な人員確保にかかる必要経費など、感染防止対策等にかかる経費について継続した支援を図られたい。

また、現在実施している無症状の施設・事業所従事者に対するＰＣＲ検査については、継続されたい。

②　生活困窮者からの相談対応できる体制確保

新型コロナウイルス感染症の５類以降後においても、住まいや就労に関する課題を抱えた生活困窮者からの居住、雇用、給付金等の相談が、コロナ前と比較して大幅に増加しているため、増加する相談に対応できるよう体制を確保されたい。

（２）総合的な福祉施策の推進

①　複雑多様化する市民の福祉ニーズに的確に対応した支援の諸制度拡充

社会福祉の基礎構造改革、介護保険制度、障害者総合支援法など福祉にかかわる諸制度は、近年めまぐるしく変革を続けている。真にサービスを必要とする市民に必要なサービスを提供できるよう、受益と負担との関連に配慮しつつ、複雑多様化する市民の福祉ニーズに的確に対応するとともに、サービス利用者を支援する諸制度の拡充を図られたい。また、「大阪市地域福祉基本計画」、「大阪市こども・子育て支援計画」及び「大阪市障がい者支援計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画」並びに「大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、各施策を着実に推進されるなど、総合的な福祉の推進を図られたい。

さらに、障がい者や高齢者をはじめとするすべての市民が安心して快適に行動できるよう「ひとにやさしいまちづくり」の整備を積極的に推進されたい。

②　「大阪市地域福祉基本計画」に基づく総合的な地域福祉の推進

「大阪市地域福祉基本計画」に基づき、各区の実情に応じた取組を推進するとともに、市民が自ら福祉サービスを適切に利用できるよう、情報提供、権利擁護、苦情解決などのシステムの充実を図り、総合的な地域福祉を推進されたい。

③　各相談支援機関と地域が一体となった総合的な相談支援体制の充実

複合課題を抱えた要援護者等に対し的確に対応するため、区役所が調整機能を発揮し、各相談支援機関と地域が一体となった総合的な相談支援体制の充実を図られたい。

④　福祉人材確保・ボランティア活動の育成支援及び地域福祉・活動の停滞を招かない施策展開

増大する福祉ニーズに対応するため福祉人材確保施策とともに、ボランティア活動の育成支援策を講じられたい。また、大阪市社会福祉協議会並びに、各区社会福祉協議会や地域社会福祉協議会との役割分担のもと、事業のあり方と実施体制などが地域福祉・活動の停滞を招かないような施策展開に努められたい。

⑤　地域医療構想調整会議の進捗把握及び住民など広範囲な意見の反映

地域医療構想の実現に向けて、地域医療構想調整会議の協議や取り組み状況を定期的に把握し、進捗に応じて施策を改善されたい。併せて、地域医療構想調整会議において保険者の意見を聴くだけでなく、被用者保険加入者をはじめとする住民など広範囲な意見を反映されたい。

（３）障がい者福祉

①　サービスの利用促進・サービス提供基盤の確保及び障がい児支援事業者の質の向上

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」に基づく障がい福祉サービスの利用促進及びサービス提供基盤の確保に努めるとともに、「児童福祉法」に基づく放課後等デイサービス事業などの障がい児支援事業者の質の向上に努められたい。

②　サービス報酬体系などにかかる必要な改善について国への要望

市の実情を踏まえ、利用者が安心して適切なサービスが受けられるよう、サービス報酬体系などにかかる必要な改善について、国に対して要望すること。

③　在宅福祉施策の充実

地域における自立生活の推進のため、グループホームの整備など在宅福祉施策の充実を図られたい。

④　就業支援の充実及び障がい者就労支援事業所等への発注

障がいのある人が、障がい特性や能力に応じた多様な働き方ができ、地域で自立して暮らせるよう、職場定着も含めた就業支援の充実を図ること。

また、「障害者優先調達推進法」の趣旨を踏まえ、障がい者就労支援事業所等に対する発注に積極的に取り組まれたい。

⑤　ライフステージに応じた乳幼児期から成人期までの一貫した支援の充実

「発達障がい者支援室」による関係局の連携強化や、ライフステージに応じた乳幼児期から成人期までの一貫した支援の充実に努められたい。

⑥　「大阪市こころを結ぶ手話言語条例」を踏まえた支援の充実

⑦　障がい者差別解消支援地域協議部会の機能を発揮

障害者差別解消法を実効性あるものとするため、障がい者差別解消支援地域協議部会が運営されているが、相談事例の収集や分析、情報交換などを行い、相談事案に対して適切な対応ができるよう関係機関と連携した取り組みを進めるなど、引き続き地域協議部会の機能を十分に発揮されたい。

⑧　虐待への体制整備及び事業所への虐待防止にむけた研修を徹底する指導強化

障害者虐待防止法施行以降、大阪府の相談・通報・届け出件数が全国の中でも多く、中でも養護者による虐待が非常に多い。障がい者の緊急避難の場所の確保や虐待を行った家族等への支援を行う体制を整備するとともに、福祉サービスのあり方や支援体制を整備されたい。また、障がい福祉サービス事業所等におけるすべての役職員に対し、虐待防止にむけた研修を徹底するよう指導を強化されたい。

（４）高齢者福祉

①　第９期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に沿った介護拠点の建設促進

団塊の世代が2025年にはすべて75歳以上となり、介護が必要な高齢者が急速に増加していくことや、本市はひとり暮らし高齢者数が全国で最も多いことなどから、第９期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に沿って、特別養護老人ホーム、認知症高齢者グループホームや小規模多機能型居宅介護拠点の建設を促進するとともに、特別養護老人ホームにおける多床室のプライバシー確保のための改修に取り組むなど介護基盤の充実を図られたい。

②　リハビリテーション利用サービスの制度充実について国への要望

リハビリテーションの利用者が、医療から介護に移行しても、ニーズに沿ったサービスを一貫して受けることができるよう、制度の充実について国に対して要望されたい。

③　一般介護予防事業の充実及び介護予防に関する地域包括支援センターの充実

介護が必要な状態になることを予防する観点から、要介護認定で「自立」と認定された高齢者に対する一般介護予防事業の充実を図られたい。また、より身近なところで介護予防のマネジメント及び総合相談等を行えるよう地域包括支援センターの充実を図られたい。

④　介護保険事業について効率的・効果的な運営ができる所要の措置

⑤　おおさか介護サービス相談センターの苦情解決及び市民への広報・啓発の充実

「おおさか介護サービス相談センター」が利用者・事業者から中立的な立場で苦情解決を図れるよう努めるとともに、市民への広報・啓発の充実を図られたい。

⑥　成年後見制度の利用促進に向けた専門職団体等との連携した取組

増え続ける認知症高齢者等の権利擁護を図るため、成年後見制度のより一層の利用促進に向けて、専門職団体等とも連携しながら取り組みを進められたい。

⑦　認知症高齢者等に対する事業の推進及びサポーター養成等の取組

認知症行方不明者数が年々増加する中、認知症高齢者等見守りネットワーク事業などの地域で支える仕組みをさらに推進するとともに、周囲の人が適切な対応を取ることで歩き回って道がわからなくなるといった認知症の二次的症状の予防につなげるため、認知症サポーターの養成や各種研修等に取り組み、より一層の正しい知識の普及・啓発を図られたい。

⑧　人材の定着を図る支援制度の検討及び介護労働者の処遇改善について国への要望

介護人材の専門性の向上及び人材の定着を図るとともに、復職や新たな担い手を目指す人への支援制度を検討されたい。また、労働条件の不満による離職を防ぐために、介護労働者の処遇改善を確実に実現するよう国へ要望されたい。

⑨　敬老優待乗車証交付制度について乗車ごと50円負担を求めない

（５）生活保護

生活保護については、保護費が令和４年度決算において前年比14億円の減と、11年連続で前年度決算額を下回ったものの、未だに不正受給が後を絶たない事や貧困ビジネス及び医療扶助の問題が残っており、市民の制度への信頼が揺らいでいる。

このような中、現行の生活保護法の下においても実施可能な適正化策に引き続き取り組まれたい。

①　新たに生じる課題や改善点について国への要望

生活保護法に則して適切に保護を実施するとともに、新たに生じる課題や改善点については、具体的事例を示しながら国に改善を要望されたい。

②　人件費・事務費を含め全額国庫負担とする国への要望

生活保護の実施にあたっては、ケースワーカーをはじめとする人件費・事務費を含め、全額国庫負担とすることを国に要望されたい。

③　住所不定者の相談を受けた自治体が実施責任を負う原則を徹底する国への要望

④　貧困ビジネスへの適正な法規制と対策に要する費用を財源措置とする国への要望

貧困ビジネスの着実な実態把握に努め、その介在の排除に向け積極的に取り組むとともに、適切な法規制と必要な対策に要する経費への国による財源措置等の要望や現物給付の拡大にも引き続き取り組まれたい。特に民間住宅家賃の代理納付については、被保護者への安定した住居の提供（供給）と、住宅扶助費の適正な執行につながるものであるので、各実施機関や被保護者に対してさらなる周知徹底を図られたい。

⑤　不正請求対策等、医療扶助の適正化に対する引き続きの取組

高齢者専用住宅等が増加する中、高齢者を対象とする不適正な医療や訪問診療を装った不正な診療報酬請求などの社会問題が顕在化してきており、平成24年の市会において可決された意見書を踏まえ、一部自己負担の導入、過剰な医療を客観的に審査できる仕組み・基準の設置を国に要望するとともに、不正請求対策等、医療扶助の適正化に引き続き取り組まれたい。

⑥　生活保護申請者の住まいの確保について現状や法律を踏まえた活用

現在、大阪市内の民間賃貸住宅には空き住戸も多く有効活用が図られていない状況となっている。これらの住戸の中には、比較的低額な家賃の住戸もあることから、生活保護申請者の住まいの確保にあたっては、こうした民間賃貸住宅の状況や住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律を踏まえ、最大限活用するよう努められたい。

⑦　雇用・労働施策や社会保障制度全般のあり方を含めた抜本的な改革について国への要望

年金との不整合などがモラルハザードを引き起こしている実態に鑑み、雇用・労働施策や社会保障制度全般のあり方を含めた抜本的な改革を国に要望されたい。

⑧　生活困窮者自立支援制度の強化及び財源確保について国への要望

生活保護に至る前の自立支援策の強化を図る生活困窮者自立支援制度について、直ちに一般就労が困難な方への支援として中間的就労の支援が重要であるが、就労準備や就労訓練の支援メニュー利用者が少なく、生活・暮らし相談が中心となっている。相談初期におけるアセスメントの強化と重層的な支援体制の構築に向けて、支援員を適正に配置されたい。また、出口支援となる就労訓練事業に取り組む事業者への支援を行うなど、生活困窮者自立支援事業の推進体制を強化されたい。また、「生活困窮者自立支援制度」が実効あるものとなるよう、国に対して必要な財源の確保について要望されたい。

⑨　雇用状況の改善に向けた国・府と連携した職業相談や職業紹介事業の推進

若年者をはじめ障がい者、ひとり親家庭の母や高齢者など就職に向けた支援が必要な人への就業を支援するため、国・府と連携しながら職業相談や職業紹介事業の推進を図るとともに、生活困窮者自立支援制度と連携して取り組まれたい。

⑩　生活保護受給者の市営住宅の入居に関する実態把握及び適正化について国への要望

公的支援の重複による過剰な支援となるケースもあり、その実態を調査し、国に対して適正化を働きかけたい。

⑪　生活保護の葬祭扶助の支給額見直しについて国への要望

最近の物価高騰への対応の一つとして国へ生活保護の葬祭扶助の支給額の見直しを要望されたい。

（６）ホームレス・あいりん対策

①　自立支援事業に対する財政措置の確保などについて国への要望

ホームレス問題及びあいりん対策は、一地方公共団体の取り組みだけでは解決し得ない都市問題であることから、「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」が制定され、法に基づく基本方針が国により策定されており、今後とも、ホームレス・あいりん対策を総合的に推進するため、国に対して自立支援事業に対する財政措置（10/10補助）の確保、さらに、全面的に公的扶助に頼ることなく、自らの意思で自立して生活できるように支援する観点から実効性のある特別就労対策事業等について引き続き検討し、実現するよう要望されたい。

②　全庁的なホームレス対策の推進及び総合的な就労対策の推進

地域住民が良好な環境の中で暮らせる地域社会とするため、全庁的なホームレス対策の推進に向け、相談体制の強化や自立支援センター及び保健医療対策の充実も図るとともに、公園や道路の機能の正常化に向けた実効性のある施策の推進に努められたい。特に、ホームレスの自立にあたっては就労支援が重要な問題であることから、行政機関、経済団体、労働団体で構成される「大阪野宿生活者（ホームレス）就業支援協議会」や国の委託事業である「大阪ホームレス就業支援センター」を通じて、新たな就労先の開拓など、総合的な対策を一層推進されたい。

③　地域の活性化や環境改善及び安全安心なまちづくりにつながる取組

西成特区構想プロジェクトのまちづくり・再開発整備施策の推進に向けては、国・府・市など関係機関で連携しながら、あいりん総合センターの諸施設の建替工事の進捗状況も見据え、駅前の活性化を含む将来のまちづくりなどについて、地域住民や関係者の方々の声をしっかり汲み上げながら、地域の活性化や地域の環境改善及び安全安心なまちづくりにつながるよう取り組まれたい。

④　年末年始における施設入所援護、あいりんシェルター等について効率的・効果的となる事業の見直し

あいりん地域事情を踏まえた総合対策の推進、並びに環境改善及び安心・安全なまちづくりに向けて取り組まれたい。

また、年末年始における施設入所援護、あいりんシェルター等については、今日の実情を踏まえ、効率的・効果的な事業となるよう見直しを図られたい。

（７）国民健康保険

①　財政健全化を図るために給付費適正化の推進

②　効率的・効果的な収納率向上の取組により保険料収入を確保

③　医療保険制度の一本化など抜本的な改革について国への要望

国民健康保険の財政健全化を図るために給付費の適正化を推進するとともに、被保険者間の負担の公平性を確保する観点からも効率的・効果的な収納率向上の取り組みを行い、保険料収入を確保するなど収支の均衡を保つよう努められたい。

また、「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」が施行され、国民健康保険の財政基盤強化策として国の追加公費が投入されるとともに、平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となり国保運営の中心的な役割を担うことで制度の安定化を図ることとされたところであるが、引き続き、国保の都道府県単位化にとどまらず、医療保険制度の一本化などの抜本的な改革を国に強く要望されたい。

５．健康と環境について

（１）保健・医療施策

①　地域保健行政の充実強化

がん検診などの健康診査事業の拡充をはじめとする生活習慣病対策の強化や市民の健康づくりを進めるとともに、高齢社会に対応した介護老人保健施設の整備促進、保健・医療面からの在宅高齢者対策などを推進されたい。

②　その他の感染症に関する対応

結核事情を改善するため、ＤＯＴＳを中心とした結核対策の推進を図るとともに、今後発生が危惧されている新型インフルエンザ、ウエストナイル熱等の新興・再興感染症等やエイズ、O157、ノロウイルスなどに対応し得る総合的感染症対策を推進されたい。また、市民が安心できる医療提供体制を確保するために、医師、看護師等の人材を確保するとともに、必要な病床数の確保に最大限努められたい。

さらに、ワクチン接種についても希望する市民が速やかに接種できるよう、体制の整備をおこなうこと。

③　健康危機管理事象への対応

新興・再興感染症や大規模食中毒などの健康危機管理事象に備え、危機管理室との連携を強化し、健康危機管理体制の一層の充実を図られたい。

④　「すこやか大阪２１」の着実な推進

着実な推進を図られたい。併せて、多くの市民へ現状・課題を周知し、健康づくりへの意識向上へ向けた啓発活動を強化されたい。

⑤　公衆浴場の固定資産税の減免措置

公衆浴場に関わる補助の対象を、利用実態を踏まえ実効性のあるものとすること。同時に、公衆浴場の固定資産税の減免措置については、実態の検証を行った上で、減免率を戻すことも検討すること。

⑥　保健所の充実強化

今後の大規模感染症の発生等に備え、１保健所と24区保健福祉センター体制のもと、双方の機能分担・連携により効果的な感染症への対応や保健衛生事業が実施できるよう、高度な保健行政を目指して保健所の充実強化を図られたい。

（２）医療体制

①　夜間・休日の医療体制の強化

夜間・休日の精神科を含む救急医療体制及び夜間の歯科救急医療体制の充実を図られたい。

②　総合医療センター等の医療機関の強化

市民が安心して適切な医療を受けられるように、総合医療センターや十三市民病院・大阪公立大学医学部附属病院、弘済院附属病院を含め医療面での機能分担を明確にするとともに、各病院間の連携を深めるなど、ソフト面でのネットワーク化を図られたい。

③　認知症医療等の強化

弘済院が培ってきた認知症医療・介護機能を継承・発展し、認知症施策の拠点となる新施設（病院・介護老人保健施設・研究施設）の整備に着実に取り組まれたい。

新施設は、先進的な認知症研究に取り組んでいる公立大学法人大阪が運営することとなっており、大阪市からの財政措置は基本協定書において、弘済院等の運営に係る所要額を目安としているが、開設当初は病院等の稼働率が安定しないことから、別途、財政措置を考慮されたい。

④　小児・周産期医療等の強化

住吉市民病院がこれまで担ってきた、重症心身障がい児者医療型短期入所やレスパイト入院、特定妊婦の受け入れなど医療機能等の継承状況について、継続して検証されたい。

新施設で小児・周産期医療を提供できることとなったとしても、病院が開設されるまでの間、医療空白が相当期間生じることのないよう、跡地での暫定診療所の運営など、十分な対策を講じられたい。また、地元説明会など地域住民に丁寧な説明に努められたい。

⑤　府市共同住吉母子医療センターの政策医療にかかる交付金の精査

これまで住吉市民病院が担ってきた医療機能を確実に継承することが前提であり、その執行にあたっては、妥当性についてしっかりと検証すること。また、交付額についても、単に府市折半することなく、十分に精査を行い、市民への説明責任を果たすこと。

⑥　地方独立行政法人大阪市民病院機構の体制強化

引き続き一層の経営健全化に努め経営基盤の確立を図り、これまで担ってきた救急医療、精神医療などの政策医療についても充実を図るなど、将来にわたって安心・安全な医療を継続して提供し、その役割を果たすとともに医師・看護師等の人材の確保に努められたい。

⑦　南港地区への医療施設等の誘致

南港ポートタウンの地域医療対策も含めベイエリア地域については、2025年日本国際博覧会の開催を見据え、府の医療計画の基準病床数が課題ではあるが別枠となるように、地域の実情にあわせて、総合的な医療施設等の誘致に取り組まれたい。

⑧　大阪公立大学医学部附属病院の経営健全化

大阪公立大学医学部附属病院は教育・研究機関としての性格をあわせもっているが、医療機関として引き続きの経営健全化を図るとともに、特定機能病院として、より一層高度で先進的な医療を提供し、先端予防医療を推進されたい。また、老朽化した医療機器や施設を計画的に整備されたい。

（３）食の安全

①　中央卸売市場の活性化

値決め市場の性格を持つ西日本の中核的拠点であり、より一層の生鮮食料品等の安定供給に努められたい。また、中央卸売市場を取り巻く環境が厳しい状況にあることから、現状の市場環境の課題を精査し、運営面においても、場内業者の経営状況に十分配慮し、必要に応じて指導・監督を行いつつ、取引方法の改善合理化の促進、市場当局自身のより一層の管理運営の効率化を図るとともに市場の活性化に努められたい。

②　南港市場の市場機能向上

消費者や生産者から信頼される安全で安心な質の高い食肉流通の拠点施設として、設備等の老朽化やＨＡＣＣＰ型管理手法などさらなる衛生水準の高度化にも対応できる施設整備を進め、市場機能の向上に努められたい。

③　輸入食品の安全性確保

輸入食品の安全性確保のため国に対して対策の強化を要望するとともに、大阪市においても検査を強化されたい。

（４）環境・エネルギー戦略

①　カーボンニュートラルを目指した取組

2050年のカーボンニュートラルを目指し、脱炭素化・地域のレジリエンス強化にもつながる再生可能エネルギーの普及拡大や需給調整力の強化などによる新たなエネルギーシステムの確立を目指して積極的に取り組みを進められたい。

太陽光発電や風力発電などあらゆる再生可能エネルギーや、コージェネレーションなど　の分散型電源、蓄電池などの導入拡大に向け補助制度を再開するとともに、水素など新たなエネルギー源の研究・開発、帯水層蓄熱の活用を積極的に推進し、それらの事業を通じて、地域分散型エネルギーシステムの確立を図られたい。また、臨海部を環境・エネルギー産業集積のモデルエリアとし、自立分散・地産地消型エネルギーマネジメントシステムの構築については、継続性のあるものとして取り組まれたい。

さらに、中小事業者の省エネルギー設備や再生可能エネルギー設備の導入を支援する施　策に取り組まれたい。

また、カーボンニュートラルを推進し、市民の意識を向上させるために、ＥＶ車両等の購入時の補助制度を本市においても導入されたい。

②　「大阪市地球温暖化対策実行計画」などの推進

2050年の温室効果ガス排出量実質ゼロをめざす「大阪市地球温暖化対策実行計画」に基づき、太陽光発電や電気自動車の普及、公共施設などへの省エネ・省CO2技術の導入などによる地球温暖化対策を積極的に推進されたい。また、ヒートアイランド対策や大気汚染対策等、具体的な施策を引き続き推進されたい。

さらに、「おおさかヒートアイランド対策推進計画」や「大阪市生物多様性戦略」などにより今日的な環境問題や生物多様性保全への対応を引き続き図られたい。

③　自動車交通環境対策などの推進

道路管理者との連携のもと局地汚染対策を継続して推進するとともに、ハイブリッド自動車・電気自動車・燃料電池自動車をはじめとする次世代自動車の公用車への導入、及び普及促進を図り、広域的対策についても引き続き推進されたい。

電気自動車等の普及促進のため、充電インフラの充実を図られたい。また、民間施設における充電インフラの整備についても促進に努められたい。

地球温暖化対策のほか、災害時の活用も想定し、廃棄物発電による電力を活用したＥＶごみ収集車の導入に取り組まれたい。

国道43号等幹線道路における道路環境の改善に向けた対策の充実を図られたい。

④　環境対策及び健康対策を推進

アスベストによる市民の不安を解消するため、民間施設対策をはじめとする環境対策及び健康対策を推進されたい。また、解体等工事に伴う飛散防止について規制強化された改正大気汚染防止法等に基づく取り組みを推進されたい。

（５）廃棄物対策

①　各種施策の推進

３Ｒ（抑制（リデュース）・再使用（リユース）・再生利用（リサイクル）＋Renewable（リニューアブル））の推進等廃棄物の減量化に向けた施策、とりわけ本市ごみ処理量の約６割を占める事業系ごみの減量に向けた取り組みをより一層推進されるとともに、市民団体の減量・リサイクルに向けた主体的な取り組みを促進するため、必要な施策を講じられたい。

環境に配慮した循環型社会の構築を目指し、海洋プラスチックごみ問題の解決や食品ロスの削減に向けた啓発などに取り組むとともに、ごみの適正処理に努められたい。

これら各種施策の推進にあたっては、今日的な財政事情を十分勘案し、民間活力を導入した効率的な事業運営を図られたい。また、その際にも大規模災害時の対応を含め市民サービスの維持に支障がないように留意されたい。

②　不法投棄防止に関する市民啓発

「家電リサイクル法」の円滑な推進を図るため、廃家電品の適正な排出のための必要な施策を講じるとともに、不法投棄防止のため一層の市民啓発に努められたい。

③　ＰＣＢ廃棄物に関する必要な措置

高濃度ＰＣＢ廃棄物の処分期間（令和２年度末まで）は既に経過しており、中間貯蔵・環境安全事業株式会社（ＪＥＳＣＯ）の受入終了後に発見された場合等については、国における対応方針が明確になるまで、適正な保管を行うように指導を徹底されたい。

④　持続可能な大阪湾圏域広域処理場整備事業（フェニックス計画）の推進

抜本的な制度改善に取り組むとともに、適正な廃棄物処分のために同計画を早急に推進されたい。

⑤　大阪広域環境施設組合との連携

一般廃棄物の処理責任は大阪市にあることから、一般廃棄物の中間処理や最終処分などについては、一部事務組合と連携し適切な実施を図られたい。

⑥　公衆衛生に対する災害発生後の対策

南海トラフ地震などの巨大地震等の発生後の公衆衛生の確保、復旧復興には、大量に発生するがれき等の災害廃棄物の迅速かつ適正な処理が重要なことから、十分な対策を講じられたい。

（６）その他

①　まちの美化推進

まちの美化を引き続き推進するため、市民と行政が一体となって市民運動を盛り上げるよう積極的に取り組むとともに、空き缶・たばこのポイ捨て防止や不法投棄対策の強化拡充を図られたい。

また、多くの市民、特に子供たちに深刻な影響を与える路上喫煙（いわゆる「歩きたばこ」）については、条例施行から15年あまりが経過し、国においては健康増進法の改正が行われ、大阪府におい

ても大阪府受動喫煙防止条例が制定されるなど、受動喫煙に対する意識や社会情勢が大きく変化するなかで、受動喫煙防止対策のより一層の推進を図るとともに、2025年の路上喫煙の市内全域での禁止に向けて、市民・関係者の理解も十分に得ながら、実効性のある路上喫煙防止対策に取り組まれたい。

②　斎場運営や体制構築等

高度な技能や対市民サービスが必要となることを踏まえ、指定管理者の業務水準の確保・向上を図るためにも、瓜破斎場の直営での事業実施を継続されたい。

建築・改修から長期間が経過し老朽化した斎場施設について、建て替えを含めた検討の結果を踏まえ、将来的な火葬件数の増大にも対応可能な体制の構築に取り組まれたい。

災害時の遺体安置及び火葬について、大規模災害時には多数の遺体の発生が予想され、その対応に課題が生じることから、安置所の設置場所や、遺体の火葬に関わる備品のあり方を検討されたい。

６．女性が活躍できる社会について

①　市民・事業者・行政が一体となって男女共同参画を推進

男女共同参画社会の実現を目指した大阪市男女共同参画推進条例に基づき策定された基本計画に沿って、総合的な施策の充実を図り、市民・事業者・行政が一体となって男女共同参画を推進されたい。

②　女性の活躍促進施策の全庁横断的な推進

本市がこれまで長年にわたり、ともに歩んできた女性団体の果たしてきた役割を尊重し、支援をしつつ、「すべての女性が輝く社会」の実現を目指した女性の活躍促進施策の全庁横断的な推進についても積極的に取り組まれたい。

③　妊娠・出産・育児・介護期に離職することなく安心して働き続けられる環境整備の促進

④　女性の管理職への登用促進

⑤　男性の育児休業等の取得の促進

⑥　ＤＶ被害者を支援するシステムの充実

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する取り組みの効果・検証を行うとともに、被害者の視点だけではなく、加害者への対策についても検討を行い、ドメスティック・バイオレンス（ＤＶ）被害者を支援するシステムの充実を図られたい。

７．安全・安心のまちづくりと社会インフラの整備について

（１）生命・財産を守るためのインフラ整備の推進

①　橋梁や高架道路、河川護岸の補強工事など耐震対策の推進

市民生活の安全確保のため、道路、橋梁、河川、下水道などの都市基盤施設の適時・適切な維持管理に努めるとともに、橋梁や高架道路、河川護岸における耐震性向上のため、補強工事などの耐震対策を早急に進められたい。

②　常に安定した給水が確保される信頼性の高い水供給システムの確立

浄・配水場や基幹管路の機能停止は大規模な断水を引き起こし、市民生活に多大な影響を及ぼす恐れがあることを十分に認識したうえで、管路耐震化の促進をはじめ基幹施設の耐震性強化に積極的に取り組むとともに、幹線ネットワークの強化や停電対策の充実等により、平常時・非常時の双方においてより安定した給水が確保される、信頼性の高い水供給システムの確立に努められたい。

③　「災害に強いまちづくり」を推進

南海トラフ巨大地震や上町断層帯地震など東日本大震災を踏まえた防災対策の一層の充実を図るため、現在、本市で取り組んでいる津波避難ビル指定及びそれを活用する対策を進めるとともに、民

間ビルも含めた地下街、地下駅における浸水防止対策の促進を図るなど、さらに積極的な施策の展開を図り「災害に強いまちづくり」を推進されたい。

④　危機管理機能の強化を図り市民生活の安全確保

あらゆる危機事態から市民を守るため、産官学が集まる大都市としての強みを活かし、企業や大学の持つ技術や知見を結集させた最先端の災害対策に取組むなど、危機管理機能の強化を図り、市民生活の安全確保に万全を期されたい。

⑤　若い世代の参加する防災訓練が実施される取組の推進

地域における自主防災組織の育成や連絡体制の強化、支援を必要とする障害者・高齢者等を視野に入れた災害時の効果的な活動が即時にとれる体制の整備を図るため、地域活動協議会等の地域活動団体が主導し、次代の担い手となる中学生等の若い世代の参加する防災訓練が市内各所で実施されるように取り組みを推進し、区内での一体的取り組み、さらに市全体で取り組めるよう努めるとともに、コロナ禍においても対応し得る備蓄物資の配備など災害応急対策を充実されたい。

⑥　災害時の情報伝達機能の充実、初期初動体制の強化

大規模災害発生時等の初期活動を迅速かつ的確に実施するため、防災拠点の効率的な運用とともに、情報通信システムの再整備等、災害時の情報伝達機能の充実、初期初動体制の強化を図られたい。

⑦　自衛隊を含めた総合的な防災訓練の取組

市民の生命・財産を守るべき基礎的自治体として防災能力を高めるとともに、市民の防災意識や地域の自主防災力の向上を図り、さらに大規模災害時に人命救助や救護活動に万全を期すためにも、市民・行政・防災関係機関はさることながら、今後自衛隊も含めて、より一層総合的な防災訓練の取り組みに努められたい。

⑧　災害時に向けた自衛隊との交流・連携

大震災等の災害時に遅滞なく自衛隊の救援活動が行えるよう、大阪市地域防災計画に基づく施設の提供、災害派遣計画や防災情報に関する意見交換、市内の地域防災訓練への積極的参加等、日頃から自衛隊との交流・連携を図られたい。

⑨　防災活動、避難活動が容易となる安全性の高い都市の形成

災害発生時に被害の拡大を防ぎ、防災活動、避難活動が容易となる安全性の高い都市を形成するため、ヘリポートの整備、広域避難場所の確保、公共施設（区庁舎等）の耐震強化、避難路や避難場所となる道路・街路及び公園の整備を進められたい。都市の不燃化促進、耐震診断・改修補助制度の積極的な活用等による木造住宅やマンション等の耐震性・防災性向上、多くの市民が利用する大規模な建築物等の耐震化に対する支援など、災害に強いまちづくりを推進されたい。

⑩　災害に強い港づくりのさらなる推進及び防災対策の強化

東日本大震災を教訓に、南海トラフを震源とする地震・津波シミュレーション結果を踏まえて、防潮堤の耐震強化を含む地震・津波対策の充実に向け、国に対して国直轄事業による耐震対策の実施を求めるなどにより、災害に強い港づくりをより一層推進されたい。また、平成30年台風第21号により大きな被害を受けたことから、より勢力の強い台風を想定した港湾における防災対策の強化を進められたい。

⑪　広域的な大規模災害発生に備えた消防力強化に向けた取組

消防職員の教育訓練施設である高度専門教育訓練センターにあっては、教育訓練の内容及び施設のさらなる充実強化を目指すとともに、府内の代表消防本部である大阪市が中心となって府内消防本部の連携・協力をより一層推進し、広域的な大規模災害発生に備えた消防力強化に向けた取り組みを進められたい。

⑫　適切な避難行動について啓発や地域における訓練への支援強化

地震や津波、勢力の強い台風による河川氾濫や高潮など災害の種別により適切な避難行動は異なるため、災害の種別に応じた適切な避難行動がとれるよう、特に災害発生リスクの高いエリアに居住する市民などに対し、啓発や地域における訓練への支援の強化を図られたい。

⑬　水害発生を想定した治水施設の整備

⑭　「市民防災研修推進プラン」に基づく市民の年齢層に応じた研修や訓練の体系的な推進

⑮　特別査察隊をはじめとした査察体制を強化

雑居ビル等の複合用途防火対象物の実態把握を図り、消防法令違反対象物の是正指導を一層徹底されたい。

⑯　消防器具機材の整備及び時代に即応した高度情報化の推進

⑰　救命救急業務の充実強化及び応急手当普及啓発の推進

傷病者の救命効果を高めるため、救急救命士の処置拡大に伴う教育体制の整備など救命救急業務の充実強化を図るとともに応急手当普及啓発の推進に努められたい。

⑱　救急相談業務の充実

⑲　感震ブレーカー設置の普及啓発及び補助制度の導入

大規模災害時には通電火災が多くみられ、その被害軽減には感震ブレーカーの設置が大変有効である。普及効果を高めていくため、普及啓発に加え、補助制度の導入を検討されたい。

⑳　発達障害児・者等への、避難所等における支援

障害の特性から、大勢の人がいる環境にいることが苦痛で、避難所の中にいられないなどの状況が発生することが想定される発達障害児・者等への、避難所等における支援を図られたい。

㉑　災害時の避難におけるペットの取扱いに関する対策

いまやペットは心の支えとなっており、ペットを切り離した避難を考えることは難しい一方、衛生面等でトラブルになることもあることから、災害時の避難におけるペットの取扱いに関する対策を図るとともに、他都市の事例も踏まえ、ペット避難所に関する調査・研究も行われたい。

㉒　地域集会施設の耐震安全性の確保に対する支援策の拡充

地域コミュニティの活動拠点である地域集会施設が、災害時においても地域住民にとって重要な役割を果たしていることを踏まえ、施設の耐震安全性が確保されるよう支援策の拡充に努められたい。

㉓　いわゆる「自宅避難者」に対する避難所での支援

ライフラインが途絶した状態で自宅での生活をされる、いわゆる「自宅避難者」に対しても避難所で生活をされている方々と同様の支援を図れるように啓発されたい。

（２）道路・交通

①　都市計画道路に必要な予算の確保及び早期建設に努めること

「都市計画道路の整備プログラム（平成28年９月）」を着実に進捗されたい。

天王寺大和川線については、その整備事業を計画的かつ着実に実施されたい。

また、津守阿倍野線、木津川平野線など密集市街地における防災・減災対策の推進に資する都市計画道路の整備を促進するとともに、桜島東野田線など早期供用を目指す路線について整備を推進されたい。

さらに、豊里矢田線については、４車線供用に向けて、引き続き整備を図られたい。

②　交通渋滞の緩和、広域道路ネットワークを形成に向けた事業の推進

阪神高速道路については、道路交通の渋滞緩和など大阪都市圏の都市活動を支える重要な都市基盤施設であり、既に、大阪・兵庫地区で約258㎞の広域の高速道路ネットワークが形成されている。現在、大阪地区では淀川左岸線（２期）及び延伸部約13㎞が事業中である。

このような中、大阪都市再生環状道路の一部を構成する淀川左岸線（２期）及び延伸部区間については、市内の交通渋滞の緩和、広域道路ネットワークを形成するものとして、事業の着実な推進に努められたい。特に淀川左岸線（２期）は、２０２５年の万博開催時に新大阪駅、大阪駅等から会場へのアクセスルートとして活用することにより、シャトルバス等の時間短縮や定時性の確保につながるなど、万博来場者の快適なアクセスに大いに貢献するものであることから、事業リスクを管理しなが

ら、万博時にアクセスルートとして暫定的に利用できるよう、早期整備を図られたい。事業費について縮減に努めるとともに、国にあらゆる支援を求めていくこと。

また、供用中路線の更新、修繕の促進に努められるとともに、阪神圏の高速道路における管理主体を超えたシームレスな料金体系の導入に向けて取り組まれたい。

さらに、14号松原線については、喜連瓜破付近で橋梁架替え工事が実施されているが市民生活に大きな影響がないよう、工事区間周辺の渋滞緩和に努められたい。

③　市民ニーズに沿った鉄道関係の踏切対策等への早急な検討

阪急電鉄京都線・千里線の立体交差事業を早期に完成させ、学研都市線（京橋駅付近）、阪和線（杉本町～大和川）、南海高野線（帝塚山～大和川）等の立体交差事業の早期着手に努めるとともに、開かずの踏切やボトルネック踏切などの緊急対策踏切について、抜本対策の検討を早急に進められたい。また、現在、スポーツ広場として暫定利用している南海天下茶屋車庫跡地については、天下茶屋駅周辺のまちの活性化に繋がる活用方法となるよう検討されたい。

また、平成18年４月に廃止となったＪＲ大阪臨港線の跡地（港区南市岡～福崎）について、市民の要望に沿う活用方法を早急に検討されたい。

さらに、平成21年３月末で廃止となったＪＲ阪和貨物線の跡地（ＪＲ阪和線杉本町駅～同関西本線加美駅）については、ＪＲ西日本と引き続き協議を進めるとともに、早急に整備検討案を作成し、平野区、東住吉区、住吉区と連携し、地域の意見を踏まえながら、用地の早期有効活用を図られたい。

④　交通渋滞の解消、安全かつ円滑な交通を確保する交差点の立体交差化等の整備

⑤　市民の快適な歩行空間の提供及び交通安全対策の整備

市民を交通事故から守り、快適な歩行空間を提供するため、歩道設置、道路照明灯（幹線道路の歩道照明を含む）、防護柵などの交通安全施設の整備を進められたい。

特に道路の区画線（白線）の状態は非常に見えづらい箇所が数多く散見され、交通安全上非常に危険な箇所の要改善事案が年々積み重なっている状況であり、予算措置を検討いただきたい。

さらに、バリアフリー化や横断歩道橋の撤去に努めるとともに、コミュニティ道路（ゆずり葉の道）、歩道設置など通学路の安全対策、幹線道路を中心とした交差点形状の改良などの交通事故抑止対策及び自転車活用推進法に基づき、安全に配慮された自転車走行環境整備を拡充されたい。

⑥　道路の景観向上や通行の安全を図る違反屋外広告物対策の強化

⑦　幹線道路下における共同溝の設置を推進

⑧　電線類の地中化促進

⑨　低騒音舗装の整備など道路の騒音・振動対策への取組

⑩　道路・橋梁などにおける景観に配慮した整備

⑪　都市環境の向上を図る保水性舗装実施の促進

⑫　大規模ターミナルをはじめ民間鉄道を含む駅周辺で一体的な交通バリアフリー化の推進

誰もが、安全・快適に移動ができ、人々が集まり交流する活気とにぎわいのある大阪づくりのために、より一層の推進を図られたい。

⑬　大阪市高速電気軌道株式会社（Osaka Metro）及び大阪シティバス株式会社の適切な監理

株式会社化後の交通事業について、以下の項目の推進のため、大阪市高速電気軌道株式会社（Osaka Metro）及び大阪シティバス株式会社を適切に監理されたい。

- 市営交通事業を引き継いだ公的使命をふまえ、地元地域等に対して真摯に対応し、説明責任を果たしながら事業推進すること。
- 乗客サービスの向上のため、地下鉄については、駅舎の改装等利便性に努めるとともに、バスについても、バスロケーションシステム等バス停留所施設の整備促進に努めること。
- ひとにやさしいまちづくりとして地下鉄駅へのエレベーター等の設置など、施設面での整備を図るとともに、職員に対する教育訓練の充実を図るなど、ソフト・ハードの両面からバリアフリー化に努めること。

・ プラットホームからの転落防止を目的とした可動式ホーム柵の整備促進に努めること。
・ 地下駅等の浸水防止対策を早急に進めること。
・ 国土交通省の調査により、駅構内や車内など公共交通機関での暴力行為の発生件数は増加傾向にあるとされている。これら暴力行為の防止対策として、市民に対する積極的な広報・啓発活動を行うこと。また、今後国際観光拠点としてテロの脅威にさらされることも想定される中で、利用者がテロなどの悪意に対して脅威を感じることなく利用できるような防犯環境を整えること。
・ 将来にわたりバス運転手を安定的に確保するために、戦略的な方策を行うこと。
・ 不動産投資など本来の事業とは違う事業を行う際は慎重に判断し、市民や利用者に損害がないようにすること。

（３）駐車場・駐輪場

①　自動二輪車の駐車対策を推進

近年、違法駐車が問題となっている自動二輪車の駐車対策を推進されたい。

②　民間手法を取り入れた自転車駐輪場確保及び放置自転車対策の強化

自転車駐車場の整備にあたっては、民間手法を積極的に取り入れるとともに、民有地における自転車駐車場確保の推進に努め、官民協働した取り組みなどソフト面にも配慮した放置自転車対策を強化されたい。また、駅前における放置自転車対策を引き続き強化するとともに、中心市街地における実効性のある放置自転車対策や市民協働の取り組みなどにより放置自転車対策をより一層推進されたい。

（４）公園・緑化等

①　市民ニーズに対応した地域住民に親しまれ活用される公園づくりの推進

都市公園はうるおいある豊かな都市環境を形成する緑の拠点であり、市民のレクリエーションとコミュニケーションの場として、また、災害時の避難場所としてなど、さまざまな役割を持ち、地域の核となる重要な施設である。

公園の計画・整備においては、こうした公園の基本的な考え方や地域の特性にも配慮した計画を策定し、それを基本としながら、多様化する市民ニーズに対応し地域の住民により親しまれ活用される公園となるよう、例えば親子でのキャッチボールや高齢者のゲートボール等、球技もできる多目的広場を設置するなど、個性豊かな公園づくりを進められたい。

②　「新・大阪市緑の基本計画」に基づく公共緑化や民間緑化及び緑化の普及啓発の推進

「自然と人間の共生」という「国際花と緑の博覧会」の基本理念を継承し、花と緑あふれるまちづくりを進めるため、「新・大阪市緑の基本計画」に基づき公共緑化や民間緑化及び緑化の普及啓発を積極的に推進されたい。また、花博開催地である鶴見緑地においては、みどり豊かな特性を活かして持続的な魅力向上を図られたい。

③　都市公園等の緊急かつ計画的な整備及び指定管理者制度を活用した適正管理の推進

健康で緑豊かなうるおいのあるまちづくり及び災害に強いまちづくりを推進するため、都市公園等の緊急かつ計画的な整備及び指定管理者制度を活用して適正管理を推進されたい。ただし、指定管理者制度の活用に関しては常に検証作業を実施すること。

④　民間建築物の屋上緑化の推進

公共施設の屋上緑化モデルの実施などを通して、都市におけるヒートアイランド現象の緩和、良好な自然的環境の創出のため、民間建築物の屋上緑化を推進されたい。

⑤　計画的な公園の改修や遊具の安全対策など安全・安心な公園づくりの推進

既存公園の再生、活性化のため、市民ニーズに対応しながら、計画的な公園の改修や遊具の安全対策など、安全・安心な公園づくりを推進するとともに、環境にも配慮した良好な維持管理に努められたい。

⑥　公園の活性化や地域のにぎわいづくりにつながる民間活力の導入

公園の活性化や地域のにぎわいづくりにつながるように魅力ある施設の設置や利用者ニーズに応じたサービスの提供について民間活力の導入をされたい。

⑦　スポーツ施設の整備充実

市民が身近にスポーツを楽しめるよう、スポーツ施設の整備充実（例えば、ジョギングコース、フットサルやニュースポーツの拠点づくり、ナイター設備、全天候化など）を図るとともに、遊休地の活用も図られたい。

⑧　生産緑地農地の保全と緑地空間の確保に努めた都市型農業の振興

新たな農地制度の円滑な実施に向けて取り組むとともに、なにわの伝統野菜をはじめとする市内農産物の需要拡大などにより、市内の生産緑地農地の保全と緑地空間の確保に努め、都市型農業の振興を図られたい。

⑨　水辺の賑わいづくりや環境整備など河川に応じたまちづくりの推進

河川は、都市のなかの貴重なアメニティ空間であり、都心部を流れる道頓堀川及び東横堀川については、沿川のまちづくりと一体となった、水辺の賑わいづくりを推進されたい。また、住居系地域においてはゆとりやうるおいを感じることができる水辺空間づくりが求められており、住吉川等の環境整備を推進されたい。さらに、国の直轄管理の大和川、淀川においても、国・府・市が幅広く連携し、早期の環境整備、改善に取り組むとともに、河川敷を今後もスポーツ利用の場として利用できるよう、国への働きかけに努められたい。

⑩　「大阪パークビジョン」による民間を活用した有効活用の検討

港湾環境の保全及び改善について、常吉西臨港緑地等の臨港緑地が市民生活と直結する大切な施設であるだけでなく、「大阪パークビジョン」の観点からも、スポーツ施設等、民間を活用した有効活用を検討されたい。

⑪　児童遊園の運営管理に対する支援の継続及び推進

都市公園と同じような役割を果たしていることを踏まえ、地域による運営管理に対して、安全性の維持向上の視点から支援を継続、推進されたい。

⑫　公園草・樹木等の剪定等の適正な予算措置及び適切な維持管理

近年の人件費の上昇などにより実質的な作業量が減少することで除草面積が大幅に減少し、特に夏場は雑草が生い茂り遊べない状況が発生するなど、住民から困惑や要望の声が多数出ていることから、除草必要面積に面積当たりの最新委託単価を乗じるなど適正な予算措置をいただきたい。一方、公園樹等の樹木伐採は年間数千本に及び、急激な伐採、記念樹の誤伐採事案や住民への説明不足などから、住民理解が得られていない状況にあることから適切な対応を検討いただきたい。

⑬　天王寺動物園への財政的支援及び「世界に誇れる魅力ある動物園」の実現

令和３年４月に地方独立行政法人に移行した天王寺動物園については、設立団体である本市の責任を十分に踏まえ、社会教育施設としての役割を継続して果たしていくために、財政的支援をおこなうこと。また、日常的な運営経費だけでなく、園の魅力向上に必要となる獣舎整備費についても適切に措置することで、園内サービスの充実やホッキョクグマ舎をはじめとした獣舎のリニューアルを着実に進め、大都市大阪にふさわしい「世界に誇れる魅力ある動物園」の実現に努められたい。

（５）住宅

①　民間活力を活かした住宅建設を促進する各種融資助成制度の推進

②　災害に強い安全なまちづくりの推進

老朽住宅の建て替えや細街路整備・まちかど広場の整備の促進を図るとともに、生野区南部地区や福島区北西部地区、西成区等の老朽住宅密集市街地の総合的な整備を推進されたい。また、老朽住宅

密集市街地の地域の特性に応じ、区画整理手法や建替促進制度の活用など、重点的な事業を推進されたい。

③　全庁的・総合的な空家等対策の推進

東住吉区、西成区、生野区をはじめ市内で増加している空き家の中には、管理が不十分なことにより、放火など防犯・防火上の問題や、ゴミ投棄などの衛生上の問題のほか、老朽化による倒壊の危険性さえ見られるものもある。空家等対策計画に基づき、こうした喫緊の課題である特定空家等対策について重点的に取り組むとともに空家利活用改修補助事業等による空き家を活用したまちづくりに取り組むなど、全庁的・総合的な空家等対策を推進されたい。

④　歴史的建築物等の修景を促進した魅力ある居住地づくりの推進

地域の特性を生かしたまちなみづくりを進めるため、市域全域で、貴重なまちなみ資源である歴史的建築物等の修景を促進し、魅力ある居住地づくりを推進されたい。

⑤　高齢社会に対応したバリアフリー化など住宅施策の推進

民間による高齢者向け住宅の供給促進とあわせ、市営住宅におけるケア付住宅の建設やグループホームへの活用、階段室型中層住宅へのエレベーター設置等、高齢社会に対応したバリアフリー化など、住宅施策の推進に努められたい。

⑥　市営住宅における地域との交流促進とストックの有効活用

可能な限り集約化を図ることにより余剰地を確保し、民間活力も活用し、地域の実情を踏まえた活性化に資する施設の導入など、地域との交流促進に努められたい。また、子育て支援施設等の地域に役立つ施設の導入を図るなど、市営住宅ストックの有効活用に努められたい。

⑦　大規模マンション等における非常用給水栓の普及促進に向けた啓発

停電時等の断水に備え、非常用給水栓の普及促進に向けて積極的な啓発を図られたい。

（６）水環境・上下水道

①　合流式下水道の改善や高度処理施設の整備促進

快適で豊かな水環境の創出に向けて、住吉川等の水質浄化のため、合流式下水道の改善や高度処理施設の整備促進に積極的に取り組まれたい。

②　琵琶湖・淀川水系の水質保全対策の経費負担に対する慎重な対応

上流地域の排水規制、下水道整備の促進を関係団体に積極的に働きかけるとともに、経費負担に対し慎重な対応を図られたい。

③　下水道施設の計画的な改築・更新を進めつつ機能高度化などを図ること

良好かつ効率的に維持管理していくため、老朽化した施設の計画的な改築・更新を進められたい。また、改築・更新にあたっては社会の要請に即した施設とするため、コスト意識を前提に省力化や省エネルギー化、機能高度化を図られたい。

④　下水道施設の改築にかかる国庫補助制度の継続・維持に関する国へ要望

公共水域の水質保全や雨水排水など、都市機能の維持に必要な下水道施設の改築に係る現行の国庫補助制度の継続、維持に関して、国へ強く要望されたい。

⑤　河川及び河川施設の適時・適切な維持管理の推進及び新たな水防団員の確保につながる啓発活動への支援・協力

市管理河川の治水機能を持続的に確保できるよう、河川及び河川施設の適時・適切な維持管理を推進するとともに、国の直轄河川である大和川、淀川においては、治水・浸水対策が促進されるよう努められたい。また、全国的に水防団員数の減少・高齢化の傾向にある中、水防事務組合と連携し、新たな水防団員の確保につながるよう啓発活動への支援・協力に努められたい。

⑥　新たな浸水対策計画の早期策定及び浸水安全度の向上を図る下水道整備の推進

市内で今なお発生している浸水を防除するため、淀の大放水路等の抜本的な浸水対策を促進されたい。さらに、令和3年5月に改正された下水道法を踏まえ、気候変動による降雨量の増加を考慮した新たな浸水対策計画の早期策定に努められたい。

また、たび重なり発生している局地的な浸水についてもその原因を究明し、地域特性にあった対策として枝線管渠のネットワーク化・貯留施設の整備やグリーンインフラの活用などによる局地的な浸水対策を積極的かつ早期に進めるとともに、止水板設置助成制度の検討や降雨情報の活用など、浸水安全度の一層の向上を図るため、下水道整備を強力に推進されたい。

⑦　水道事業における安全で良質な水の安定供給

老朽管の更新や設備の適切な維持管理など水道施設の老朽化対策に計画的に取り組むとともに、水需要の減少が続く中での料金値上げ回避策などに真摯に取り組み、持続可能な水道づくりに努められたい。

⑧　工業用水道事業における適切な運営を担保する事業の管理者としての責任を果たすこと

令和４年度から実施しているＰＦＩ法に基づく公共施設等運営権制度を活用した「大阪市工業用水道特定運営事業等」においても、市は、工業用水道事業の適切な運営を担保するため、運営権者の業務実施状況及び財務状況を適切にモニタリングするなど、事業の管理者としての責任を果たされたい。

８．都市の再生とまちづくりについて

（１）社会基盤

①　うめきた２期区域について世界をリードするイノベーション拠点の形成に向けた官民連携による取組

比類なき魅力を備えた緑「みどり」の空間とイノベーションを生み出す中核機能の融合拠点の形成とそれを支える基盤整備（土地区画整理、公園整備）の着実な推進に取り組まれたい。加えて、「みどり」の空間を活用し、「ライフデザイン・イノベーション」をテーマとした新産業創出を推進するなど、世界をリードするイノベーション拠点の形成に向け、官民連携して取り組まれたい。

②　中之島西部地区についてグローバル拠点都市としての継続的なイノベーションが生まれる環境の構築

水と緑に恵まれたステータス性のある都心のビジネス環境や歴史性を生かした民間開発促進の条件整備を進め、国際的な業務・文化・学術・交流拠点の形成に努められたい。

内閣府より選定を受けた「世界に伍するスタートアップ・エコシステム拠点形成戦略」における「グローバル拠点都市」として、継続的にイノベーションが生まれる環境（イノベーション・エコシステム）の構築に取り組まれたい。

③　世界に大阪の都市魅力を積極的に発信、市内諸施設の有効活用による総合的な国際化施策

これまで構築してきた姉妹都市をはじめとする国際的な都市ネットワークに加え、新たに伸張著しく交流が期待できる都市や地域との協力関係を深めながら、幅広い分野での国際交流、国際協力を一層推進するとともに、これらを通じて世界に向けて大阪の都市魅力を積極的に発信するほか、市内諸施設の有効活用により総合的な国際化施策に取り組まれたい。

④　咲洲コスモスクエア地区について魅力あるまちづくりを早期に図りながら用地売却の適正処分

大型車の渋滞緩和やペデストリアンデッキの整備など地区の環境改善を進めるとともに特区地域における産業集積の促進及び産業の国際競争力の強化を目的としたインセンティブ制度を活用し、魅力あるまちづくりを早期に図られたい。また、用地の売却にあたっては、計画的なまちづくりを進めながら事業の資金収支を見極めた上、適正に処分を進められたい。

⑤　此花西部臨海地区、築港地区、弁天埠頭地区、鶴浜地区など在来臨海部の民間活力を導入した再開発の推進

市民に親しまれる港づくりを進めるとともに、地域の活性化や魅力あるウォーターフロントの実現のため、民間活力を導入し、此花西部臨海地区、築港地区、弁天埠頭地区、鶴浜地区など在来臨海部の再開発を推進されたい。

⑥　夢洲地区について市民生活や経済活動を支える物流機能のあり方について検討

府・市・経済界で取りまとめた「夢洲まちづくり構想」において、「国際観光拠点」と「国際物流拠点」のそれぞれの機能が最大限に発揮できるゾーニングを導入するとしており、市民生活や経済活動を支える物流機能のあり方についても十分に検討を進められたい。

⑦　もと焼却工場整備計画用地及び森之宮工場跡地について森之宮周辺地区のまちづくりの方向性を踏まえた有効活用

⑧　淡路駅周辺地区、三国東地区等の土地区画整理事業について新しい発想・手法での推進及び市内各地域の拠点となるその他のプロジェクトの推進

淡路駅周辺地区、三国東地区等の土地区画整理事業を推進するにあたっては、新しい発想・手法で事業を推進するとともに、市内各地域の拠点となるその他のプロジェクトの推進を図られたい。

⑨　関西国際空港について国際拠点空港として機能するよう国へ要望

中長期の航空需要を見据えた空港機能の強化により、国際拠点空港としての機能を十分に発揮できるよう、国に働きかけられたい。

⑩　リニア中央新幹線及び北陸新幹線の駅位置の早期確定や大阪までの早期全線開業実現に向けて国やＪＲなどの関係先への働きかけ

将来の日本の発展に必要な社会基盤であるリニア中央新幹線（東京都・大阪市間）及び北陸新幹線の駅位置の早期確定や大阪までの早期全線開業実現に向け、国やＪＲなどの関係先に強く働きかけられたい。

⑪　なにわ筋線・なにわ筋連絡線（大阪～十三）・新大阪連絡線（十三～新大阪）・中之島新線延伸など大阪の成長に資する路線について鉄道事業者との協議及び整備

令和元年７月に鉄道事業の許可を受けた「なにわ筋線」に加えて、「なにわ筋連絡線（大阪～十三）」、「新大阪連絡線（十三～新大阪）」及び「中之島新線延伸」などの大阪の成長に資する路線について、鉄道事業者とも協議を進めて、整備を図られたい。

⑫　都市基盤として必要な地下鉄の計画路線の整備について引き続きの取組及び地下鉄８号線の整備について大阪市として早期の完成

特に、現在の近畿地方交通審議会の答申路線となっている地下鉄８号線今里～湯里六丁目間の整備については、まずは当該区間におけるいまざとライナー（ＢＲＴ）の社会実験により需要の喚起・創出を図り、次期答申にも位置づけられるよう国に対して働きかけるとともに、大阪市として早期に完成されたい。

また、地下鉄７号線大正～鶴町間など他の路線の整備についても引き続き取り組まれたい。

⑬　国際コンテナ戦略港湾について国や関係会社と連携を図り早期の成果及びアジア諸港との連携強化

産業を支える物流インフラである港湾の国際競争力の強化を図り、産業の国際競争力の強化を目指す「国際コンテナ戦略港湾」について、国や神戸市、さらには阪神港の港湾運営会社である阪神国際港湾株式会社との連携を図りながら、東南アジアの各港との交流を含む様々な施策を展開し、早期に成果を挙げられたい。また、台湾の港をはじめ成長著しいアジア諸港との連携強化に取り組まれたい。

⑭　港湾施設の維持補修の充実と定期点検等に必要な財源の確保

大阪港の既存ストックの有効活用を図るため、港湾施設の機能向上と、予防保全による計画的・効率的な維持管理を行えるよう、維持補修の充実と定期点検等に必要な財源の確保に努められたい。

⑮　国際海上運送システムの信頼性向上を図る港湾施設の保安対策について推進

⑯　地域の実情に即した用途地域、容積率等の指定及び港湾活動の低下した臨港地区について適時見直し

⑰　土地売却に加え実情に応じて定期借地など多様な土地提供手法による土地の流動化を促進

⑱　国土交通省が進めるインフラ分野のＤＸについてコンテナターミナルのさらなる生産性向上

大阪港においても、新たな港湾情報システム「CONPAS」の導入に加え、リアルデータやAIを活用した新技術の導入など、コンテナターミナルのさらなる生産性向上に取り組まれたい。

（２）文化力

①　大阪城公園の検証や今後の難波宮跡公園の整備など魅力向上及び世界遺産登録への取組

大阪城公園から四天王寺に至るエリアを、市民に親しまれ大阪を代表する歴史ロマンあふれるエリアとして、大阪城公園の検証や今後の難波宮跡公園の整備など魅力向上に努めるとともに、世界遺産の登録に向けた取り組みを積極的に図られたい。また、豊臣石垣の公開など大阪城が本物の歴史文化の観光拠点となるよう、大阪城エリアの本来の魅力向上に取り組まれたい。

②　史跡指定区域である法円坂住宅跡地等の未利用地についての調査・研究

隣接する難波宮跡公園と歴史公園として一体的に整備することについて調査・研究されたい。

③　子供や青少年が芸術・文化に触れる場を創出

市民が生活の中で芸術・文化を楽しめるまちづくりを進めるため、芸術作品を鑑賞する機会の提供や公演等への支援など「芸術文化振興条例」に則った芸術・文化の振興を図るとともに、子供や青少年が芸術・文化に触れる場を創出されたい。

④　文化施設間の連携や既存施設の有効活用を図るなど効率的な文化事業の展開及び公園や区役所などの公共スペースを青少年の活動の場として支援

新しい感性に満ちたオリジナルな文化の創造や情報発信力を高めるため、文化施設間の連携や既存施設の有効活用を図るなど効率的な文化事業の展開を図られたい。

また、公園や区役所などの公共スペースを青少年の音楽活動などの練習場や発表の場として開放するなど、青少年の活動を支援されたい。

⑤　大阪が誇る芸術文化ブランドをさらに大きく育むこと及び市民・ビジターが伝統芸能を鑑賞する機会を提供

芸術文化活動に対する支援を充実し、大阪が誇る芸術文化ブランドをさらに大きく育むよう努められたい。また、伝統芸能の普及・振興を図るとともに、子供たちが伝統芸能に触れる場の提供や、観光メニューの創出など、市民・ビジターが鑑賞する機会をつくられたい。

⑥　Osaka Shion Wind Orchestra（旧　大阪市音楽団）に対する積極的かつ継続的な支援

当該法人の自主的な経営基盤の確立に向けた支援を講じられたい。あわせて、大阪フィルハーモニー交響楽団や文楽協会など大阪の誇る文化団体の取り組みを支えるため、ふるさと納税制度を利用した「なにわの芸術応援募金」の認知度向上に努めるなど、積極的かつ継続的な支援についても検討されたい。

⑦　大阪市ミュージアムビジョンに掲げる「都市のコアとしてのミュージアム」の実現及び本市の役割と責任を十分に踏まえた取組

本市の多様な博物館の、長年の活動実績を念頭に、取り巻く環境変化へ対応しつつ、今後目指すべき姿を提示した『大阪市ミュージアムビジョン』をもとに、大阪の知を拓き発信することで、人々が集い賑わう都市を実現し、大阪を担う市民とあゆむ、「都市のコアとしてのミュージアム」の実現に努められたい。また、社会教育施設としての役割や市民財産の確実な保全など附帯決議に基づき、地方独立行政法人の設立団体である本市の役割と責任を十分に踏まえ取り組みを進められたい。

（３）観光力

①　大阪ならではの魅力を活用したにぎわい創出、集客機能の向上につながるソフト施策の充実

大阪の活性化とさらなる集客力の向上につなげるため、これまで整備してきたハードや歴史的・文化的資産、例えば大阪のシンボルであり、世界的ブランド・ストリートとしての御堂筋や、道頓堀川をはじめとする「水の回廊」、水の都大阪の中心地域である中之島、日本三大祭りの一つである「天

神祭」など、大阪ならではの魅力を活用したにぎわいの創出、集客機能の向上につながるソフト施策の充実を図られたい。とりわけ観光庁における「観光立国」の実現に向けた施策と連携するとともに、国や関西広域連合並びに他の自治体との広域連携により、「大阪都市魅力創造戦略2025」に基づき、大阪の強みを生かした魅力を創出・発信するとともに、欧米豪をはじめ幅広い国・地域からの誘客促進に努めるなど観光施策の推進を図られたい。

②　歴史・文化資源など地域の特性を生かした美しく風格のある都市景観の創出

景観計画に基づき住む人や大阪を訪れる人々が大阪に美しさや魅力を感じて、快適に暮らし、活動できるように、民間の活力を生かしながら、集客の拠点となるエリアや都心のにぎわい空間などの景観の向上とともに、歴史・文化資源など地域の特性を生かした美しく風格のある都市景観の一層の創出を図られたい。

③　国内外の映画・テレビドラマ等の撮影の誘致及び宿泊・滞在型観光の推進

観光産業の振興を推進するにあたっては、大阪城・ＵＳＪ等の観光施設の集客効果を生かして、国内外における観光プロモーションを一層強化するとともに、大阪の知名度向上と集客力の強化に資するために、大阪フィルムカウンシルと連携し、国内外の映画・テレビドラマ等の撮影の誘致に努力されたい。また、これまで整備をしてきた施設などを活用したソフト施策に力を注ぎ、集客魅力の創出、安価で便利な周遊券の利用促進、観光案内機能の向上や観光バスの乗降場等の確保など外国人旅行者を含むビジターの利便性と周遊性を高め、宿泊・滞在型の観光を一層推進されたい。

さらに、水都大阪の「再生」から「成長」に向け、公民の力により、都心の水辺を生かした恒常的なプログラムの充実など、まちの魅力づくりに積極的に取り組まれたい。

④　観光プロモーションを担う大阪観光局について戦略的に観光集客を促進、大阪・関西の経済活性化に寄与

「観光地経営」の視点に立った観光地域づくりの舵取り役として、引き続き戦略的に観光集客を促進し、大阪・関西の経済活性化に寄与すること。

⑤　「ＯＳＡＫＡ光のルネサンス」等の集客イベントの充実などによる集客面からの魅力向上及び「まち歩き」等の「コミュニティ・ツーリズム」事業の推進

中央公会堂や再整備した中之島公園など中之島ゾーンの豊富な自然資源、歴史・文化資源をはじめ、世界からも高い評価を受けている文楽などの伝統芸能についての情報発信を一層強化するとともに、エコの観点にも配慮した効果的なライトアップや「ＯＳＡＫＡ光のルネサンス」等の集客イベントの充実などにより、集客面からの魅力向上を図られたい。

また、市民が主体となって魅力あるまちづくりに取り組む気運を高め、大阪ならではの観光資源を発掘するため、来訪者との交流を進める市民主導型「まち歩き」等の「コミュニティ・ツーリズム」事業の推進に取り組まれたい。

⑥　外国人旅行者の受入環境の充実及び「国際都市大阪」に向けた施策の拡充

外国人向け府域Wi-Fiの環境整備、ＱＲコードやＩＣＴを活用した多言語情報提供案内の普及促進など、外国人旅行者の受入環境の充実を図られたい。また、大阪府や経済団体と連携を密にし「国際都市大阪」に向けた施策を拡充すること。併せて外国人旅行者に日本の習慣などを広く周知し、マナー向上のための啓発活動を一層強化されたい。

⑦　宿泊税について観光施策の財源として本市の裁量で自由に使うことを府へ要望

大部分が本市内の事業者から徴収されるにもかかわらず府の財源となっている宿泊税について、本市の裁量で観光施策の財源として自由に使えるよう、府へ強く働きかけられたい。

⑧　良質な民泊を促進し観光地域まちづくりの推進及び特区民泊について新法民泊への移行も視野に入れた取組

民泊対策について引き続き違法民泊の取り締まりを行い、適法な民泊への誘導を進められたい。また、観光客の宿泊ニーズに対応しつつ、市民の安全・安心な生活がともに成り立ち、観光客と市民が調和する良質な民泊を促進し、観光地域まちづくりを推進されたい。さらに、民泊に関する様々

な課題に対しては、周辺住民の不安を解消するための方策を講じるとともに、当初の目的と役割を終えた特区民泊については、新法民泊への移行も視野に入れて取り組まれたい。

９．経済の再生と社会問題について

（１）中小企業・小規模事業者、芸術活動等の支援

①　支援機関等と連携を図り施策を総合的に推進及び支援機関のさらなる機能の充実

中小企業が地域経済において果たす役割の重要性を十分に認識し、「大阪市中小企業振興基本条例」に基づいて、国や他都市、経済団体、中小企業支援機関等と緊密に連携を図りながら、中小企業の健全な発展や市内経済の活性化に向けた施策を総合的に推進されたい。

そのため、中小企業総合支援拠点である大阪産業創造館や技術支援拠点である大阪産業技術研究所などの支援機関について、蓄積してきた企業ネットワークや支援ノウハウを生かし、さらなる機能の充実に取り組まれたい。

②　ものづくりにおける企業ニーズに応じたきめ細かな支援

ものづくりは、他の産業への波及効果も大きく、大阪経済の持続的な発展のために大きな役割を果たしており、その育成・支援は極めて重要である。

大阪市内においては、こうした基幹的な産業であるものづくりについて、西部臨海部や東部地域に代表される地場での集積があるが、それぞれ得意とする技術や製造する品目が異なり、集積する各企業間であっても、そのニーズは更に多岐に渡るものになっている。

こうした企業のニーズを的確にとらえ、区役所とも連携して、本市支援施策の浸透を図るとともに、企業の実態やニーズに応じたきめこまやかな支援を行うことが必要であり、地場の基幹産業の集積の力を大阪市経済の活性化に波及させていくことも重要である。

③　効果的な技能継承と後継者育成及び大学をはじめとする研究機関や支援機関の誘致

成長が見込まれるIoT・ロボットテクノロジー関連ビジネスをはじめ産業の発展には、情報の収集や人材育成は不可欠である。そのため、中小企業や教育訓練機関に対して、若年技能者への実技指導や講師派遣を幅広く行い、効果的な技能の継承と後継者育成を行われたい。加えて、大学をはじめとする研究機関や支援機関の誘致に努められたい。

④　中小企業の資金調達が円滑化するよう大阪産業創造館などの中小企業支援機関と連携

中小・地場企業の経営基盤の強化や開業支援に向けて、為替やエネルギー問題などの社会経済情勢、中小企業等の資金需要などを鑑み、大阪産業創造館などの中小企業支援機関と連携し、中小企業の資金調達の円滑化に努められたい。

⑤　下請取引適正化推進の啓発及び監督行政と連絡を図りながら適切な指導

中小企業の拠り所となる下請けかけこみ寺の相談件数が依然高い状況にある。中小企業労働者の労働条件改善は、公正な取引関係の実現が不可欠であり、下請二法や下請ガイドライン等を周知・徹底し、下請取引適正化推進の啓発等、監督行政と連絡を図り、適切に指導されたい。

⑥　市内本店優遇措置の効果検証及び措置の継続

大阪市発注工事において市内本店優遇措置を講じ、一定の成果をあげているとのことであるが、引き続きその効果を検証しながら優遇措置を継続されたい。

⑦　クリエイティブ関連産業の振興及び新たな支援策の推進や支援金の創設

大阪に多く集積するデザイン、コンテンツ、広告などのクリエイティブ企業のネットワークを拡大し、デザイン性や企画・販売力のある製品・サービスの開発に向けてものづくり企業との協働を促進するなど、クリエイティブ関連産業の振興に取り組まれたい。

また、文化芸術活動が制限される音楽家や芸術家などのアーティスト、クリエイター、文化活動に取り組む個人、団体等へ既存の支援スキームの拡大や、新たな支援策の推進、支援金の創設を構築されたい。

⑧　大阪産業技術研究所森之宮センターの設備・研究費の充実

大阪経済を担う新産業の創出が求められており、高度な技術力を産業振興に活かすため、特許など知的財産の活用を促進する支援策の強化をはじめ、大学や大阪産業技術研究所など研究機関が有する研究成果と地域の企業ニーズとをより効果的に結びつけ、事業化を目指すプロジェクトの創出を図るなど、関係部局が一体となった産学官の連携強化の取り組みに努められるとともに、大阪産業技術研究所森之宮センターの設備、研究費の充実に努められたい。

⑨　ものづくりの活性化に向けた区と連携した工業集積の維持・発展等を図る施策の充実

区役所等と連携し、地域の産業ネットワークづくりや市内の工業集積の維持・発展を図るための施策を充実されたい。

⑩　地域商業の活性化に向けた新たな取組などの支援

商店街や小売市場などが地域団体等と連携するなど新たな魅力づくりに向けた取組を支援するとともに、商店街の経営環境が厳しくなる中で、アーケードの維持管理や撤去に向けた支援を引き続き行われたい。また、商店街の空き店舗が地域活性化の拠点となるような利用方法を検討されたい。

さらに、大規模小売店舗の出店にあたっては、地域社会と共存が図られるよう、十分な対策を講じられたい。

⑪　大阪経済の活性化に向けた就労支援の充実及び介護・福祉分野の処遇改善助成金等の検討

その担い手となる若い世代や女性が能力を十分に発揮し働くことができるよう、就労支援の充実を図られたい。また、就業ニーズの高い介護・福祉分野の定着支援施策として処遇改善助成金等を検討されたい。

（２）科学技術の振興

①　「環境・エネルギー」「健康・医療」「ＩＣＴ」関連の３つの産業分野の育成・振興

都市の再生には経済の活性化が不可欠であることから、新しい価値を生み出す科学技術の振興を図るとともに、産学官連携を強化し、関西の優位性を生かしながら、今後の成長が期待される「環境・エネルギー」「健康・医療」「ＩＣＴ」関連の３つの産業分野の育成・振興に努められたい。

②　大阪公立大学について学部の枠にとらわれない研究活動の促進及び産学官連携・本市の研究機関との連携強化

人工光合成研究センターを拠点とした産学連携による人工光合成研究や、「うめきた」における抗疲労研究などの健康科学研究、都市防災研究等の一層の進展に向け、総合大学の利点を生かして学部の枠にとらわれない研究活動を促進されたい。また、共同研究の充実・強化や大阪公立大学が有する先端技術等を活用した新産業の創出など産学官連携の推進とともに、本市の研究機関との連携を強化し、都市シンクタンク機能を発揮されたい。

③　健康・医療関連産業分野について事業化支援の仕組みを充実・先進地域として目指すこと

事業化を支援する仕組みをさらに充実し、新商品・サービスの開発や産学官と連携を進めることにより、健康・医療産業の先進地域を目指して取り組まれたい。

（３）個性豊かで魅力ある地域

①　ＮＰＯ・企業等の社会起業家のソーシャルイノベーション創出への支援

大阪の地域資源を活かし地域社会の力を高めるために、社会課題をビジネス手法で解決するソーシャルビジネスへの理解を拡げるとともに、ＮＰＯ（民間非営利活動団体）・企業等の社会起業家への創業支援及びネットワーク化の促進を行うなど、ソーシャルイノベーション創出への支援に取り組むこと。

②　地域振興会や地域で活動する各種の地域団体の担い手や人材育成などの支援

地域コミュニティの活性化を図り多様化する市民生活の課題に対応していくために、住民自治の基礎的単位である町会組織を束ねる地域振興会や地域で活動する各種の地域団体が、長年にわたって地域社会の様々な課題について対応してきた大阪市の特性を踏まえ、区役所が中心

となって、それら活動の担い手や人材育成などの支援を行い、自律的、持続的に地域運営が図られるようにされたい。

③　町会のあり方や行政との関わり方など地域の実情を踏まえた根本的な解決への取組

地域の安全・安心を守る役割の一端を担っている町会について、加入率が低下している中、防犯灯の電気代が地域において大きな負担となっている。町会のあり方や、行政との関わり方など、地域の実情を踏まえた根本的な解決に取り組まれたい。

④　地域活動協議会について地域の実情にあった推進及びまちづくりに関わる中間支援組織等と区役所との連携によるきめの細かい支援

拙速を避け、画一的に仕組みを押し付けることなく、地域の実情にあったものとなるよう進められたい。あわせて、様々な活動団体が協働して取り組めるように環境を整えるとともに、まちづくりに関わる中間支援組織等と区役所との連携によるきめの細かい支援を図られたい。

⑤　地域集会施設等の固定資産税の減免を継続及び真に必要な整備の拡充

コミュニティづくりを推進するため、地域集会施設等への固定資産税の減免を継続されたい。また、現在の利用形態のままで、真に必要な地域集会施設の整備拡充に努められたい。

⑥　未設置の区民センター（東住吉区・東淀川区・住之江区）について早期に計画的な整備の実施

⑦　既存の区民施設について必要な建替えに向けた調査や計画策定の着手

機能向上を図り、その老朽化の現状や地域住民の長年の要望の声等に鑑み、必要な建替えに向けた調査や計画策定に着手されたい。

⑧　コロナによる指定管理者（市民利用施設）の負担軽減と安定的な管理運営

新型コロナウイルス感染症の影響により、市民利用施設の指定管理者の収入減少が生じる場合には、指定管理者の負担につながらないよう財源補填を行い、市民サービスの維持・向上、施設の安定的な管理運営に努められたい。

⑨　区ＣＭ制度の適切な運用の徹底とデジタル社会にふさわしい新たな区政運営を追求

区の実情や特性に応じた施策を総合的に展開することができる、区ＣＭ制度の適切な運用の徹底と、コロナ禍を乗り越えた先の、デジタル社会にふさわしい新たな区政運営を追求されたい。

⑩　部落差別撤廃にむけた取組の検討

平成28年12月に施行された「部落差別の解消の推進に関する法律」に基づいて、部落差別撤廃にむけた取り組みを検討されたい。

（４）消費者問題

①　関係機関と連携を図り消費者センター機能充実強化など消費者の利益保護

②　若年者の消費者教育の推進

③　高齢者の消費者被害防止の取組を推進

消費者被害を未然に防止するため、消費者保護条例の積極的運用と関係機関との連携を図るとともに、消費者センターの機能の充実強化、相談事業の市民への周知徹底などにより、消費者の利益保護に努められたい。

また、消費者の自立や倫理的な消費者行動や、成年年齢引下げを踏まえた若年者の消費者教育について、また被害の未然防止にもつなげるため、消費者教育を推進されたい。

さらに、消費者被害に遭いやすい高齢者を地域で見守る活動の支援など、高齢者の消費者被害防止のための取組を推進されたい。

（５）官公需における適正な賃金・労働条件の確保

厳しい経済情勢の中、官公需の減少に伴う労働者の仕事量減少が、労働者の生活に大きな影響を及ぼしている。官公需における品質の確保、地域における適正な賃金・労働条件の確保により、住

民福祉の増進を図るため、契約制度に関する国や他都市の動向も研究しながら、実効性のある対策を講じられるよう努められたい。

（６）雇用対策について

①　就職氷河期世代への実効性のある就労支援

就職氷河期世代には、希望する就職ができず、不本意ながら不安定な仕事に就き、また無業の状態にあるなど、様々な課題に直面している人が多く、収入が不安定なまま高齢化すると、社会保障費の膨張を招く恐れもある。国を挙げての取組みと連携し、就職氷河期世代への実効性のある就労支援に取り組まれたい。

②　改正育児・介護休業法、次世代育成支援対策推進法を踏まえた啓発活動

妊娠・出産・育児・介護期に離職することなく、安心して働き続けられる環境整備にむけて、改正育児・介護休業法、次世代育成支援対策推進法を踏まえた啓発活動に努められたい。

また、仕事と生活の調和推進の取り組みは、固定的な男女の役割分担意識が影響することから男性の働き方や意識改革と併せて両立支援の拡充を図られたい。

③　病気を抱える労働者が活躍できる環境整備

会社・主治医・産業医が患者に寄り添うトライアングル型のサポート体制の構築が求められている。働き方改革実行計画に基づく支援の強化と関係者のネットワーク構築で両立支援の充実を図られたい。

（７）個人番号カード（マイナンバーカード）の普及に際する安全確保

個人番号カード（マイナンバーカード）について、交付体制の充実強化はもとより、多目的利用の検討を進めるとともに、市民の個人情報の漏えい等が発生しないよう、より一層の情報セキュリティ対策に取り組まれたい。

10. 都市格の向上と大都市税財政制度について

①　大阪の強みやポテンシャルを活かした「国際金融都市」の実現に向けた取組

国や京阪神の各都市と連携し、スタートアップエコシステムにおけるグローバル拠点都市に選定された強みを最大限活用し、新しい発想や革新的な技術で成長産業を牽引するベンチャー企業を育成し成長させるための取組みを推進されたい。また世界から投資を呼び込むため、大阪の強みやポテンシャルを活かした、「国際金融都市」の実現に向けた取組みを積極的に進められたい。

②　今後新たな負担軽減措置の創設等、制度の根幹を揺るがす見直しは断じて行わないことを国へ要望

令和３・４年度税制改正において、土地に係る固定資産税の負担調整措置の特例が講じられたが、国の経済対策については、国税や国庫補助金などにより実施すべきであり、今後新たな負担軽減措置の創設等、制度の根幹を揺るがす見直しは断じて行わないことを国に求められたい。

③　政令指定都市制度の枠組みの強化・拡充や税財源の移譲による地方税財源の確保について国への要望

地方分権の確立に向け、住民に最も身近な基礎自治体である本市が、圏域の牽引役として機能し、複雑で多様な大都市固有の行財政需要に対応し、自立的な行政運営を推進できるよう、現在の政令指定都市制度の枠組みの強化・拡充や税財源の移譲による地方税財源の確保を国に求められたい。

④　地方税財政改革の推進について必要な地方財源総額の確保

地方税財政改革の推進については、今後大きくなる地方の役割を踏まえ、必要な地方財源総額の確保に努められたい。ついては、消費税、法人税を含めた複数の基幹税からの税源移譲により、国・地方の役割分担に応じた租税配分を実現し、歳入構造を地方税中心とすることに努められたい。

⑤　法人住民税の一部国税化を速やかに撤廃・法人住民税へ復元することを国へ要望

法人住民税の一部を国税化し、地方交付税として地方間で再配分する地方法人税は、単なる地方間の税収の再配分となる制度であり、受益と負担の関係に反しているため、速やかに撤廃し、法人住民税へ復元することを強く国に求められたい。

⑥　大都市税財源の充実強化に向けた要望活動への積極的な取組

都市の役割分担にふさわしい大都市特例税制の創設や消費流通課税の配分割合の加算など大都市税財源の充実強化に向けた要望活動にも積極的に取り組まれたい。

⑦　地方交付税の改革について臨時財政対策債による対応の廃止・基金の現在高を理由とした地方財源の削減を行わない・物価高騰や感染症対応などにより生じる財政需要に対応した地方交付税の増額に対する国への要望

臨時財政対策債による対応は速やかに廃止し、財源不足の解消は、地方交付税の法定率の引上げによって対応するよう国に求められたい。また、地方の保有する基金の現在高を理由とした地方財源の削減は決して行わないようあわせて国に求められたい。

なお、物価高騰や感染症対応などにより生じる財政需要に対応した地方交付税の増額を強く国に求められたい。

⑧　国庫補助負担金を廃止・所要額を全額税源移譲する国への要望

国庫補助負担金の改革については、国と地方の役割分担を明確にしたうえで、地方が担うべき分野については、国庫補助負担金を廃止し、所要額を全額税源移譲されるよう求められたい。

⑨　「大阪の再生・成長に向けた新戦略」に基づき選択と集中による積極的な展開

都市経営の観点に立ち、大阪経済圏の成長を図り、関西全体の持続的な成長・発展に貢献する都市としてあり続けるため、将来の税源の涵養が望める具体的な施策・事業について、「大阪の再生・成長に向けた新戦略」に基づき選択と集中による積極的な展開を図られたい。

⑩　「国際戦略総合特区」・「特定都市再生緊急整備地域」の制度を活用した事業の推進

都市の再生を図るため、「都市再生緊急整備地域」での民間による都市開発を促進する「大阪駅周辺・中之島・御堂筋周辺地区」及び「夢洲・咲洲地区」における「国際戦略総合特区」、「特定都市再生緊急整備地域」の制度を活用した事業の推進に取り組まれたい。

⑪　新大阪駅周辺地域について十三駅・淡路駅エリアも含めた官民連携した取組

国の三大都市圏を結ぶ「日本中央回廊」で西の拠点となる「新大阪駅周辺地域」について、都市再生緊急整備地域の指定を受けた新大阪駅エリアを中心に、十三駅・淡路駅エリアも含めて、官民連携した取組みを推進されたい。

⑫　産学官連携による知的創造活動の強化や成果の事業化・新ビジネスの創出を促進及び大阪の強みを活かした今後市場の成長が期待される産業分野への中小企業の参入の促進

特区制度の活用により、戦略拠点の形成に向けた取り組みを進めるとともに、本市として効果的な施策・事業に一体的に取り組むことが必要であり、産学官連携による知的創造活動の強化や成果の事業化・新ビジネスの創出を促進するなど、大阪経済の活性化に努められたい。また、「環境・エネルギー」や「健康・医療」をはじめ、大阪の強みを活かすことで今後市場の成長が期待される産業分野への中小企業の参入を促進されたい。

⑬　特区制度の活用によるロボット関連産業を活性化・人材不足の解消と医療・介護現場の環境改善に向けた重点投資

特区制度の活用により、新たな産業育成で医療・介護サービスの提供とともに、市場拡大が見込まれるロボット関連産業を活性化させ、この分野における慢性的な人材不足の解消と医療・介護現場の環境改善に向けて重点投資されたい。

⑭　大阪版ＢＩＤ制度のさらなる推進及び都市再生推進法人への税制支援制度等の整備について国への要望

魅力ある都市環境の創出に向け、官民連携によるエリアマネジメントとして大阪版ＢＩＤ制度の運用が開始されているが、さらなる推進に取り組まれたい。また、都市再生推進法人への税制支援制度等の整備が図られるよう国に求められたい。

⑮　創造的人材の育成・交流機能の強化を図る大学等との連携強化と立地の促進及び大阪府や経済団体等と連携した積極的なプロモーション活動の展開

創造的人材の育成・交流機能の強化を図るため、大学等との連携強化と立地の促進に取り組むとともに、雇用創出につながる内外からの企業誘致、投資の呼び込みを進めるため、大阪府や経済団体等と連携し、積極的なプロモーション活動を展開されたい。

⑯　大阪観光局と連携するなど戦略的なＭＩＣＥ誘致への取組

大阪の成長に資するよう、ＭＩＣＥ機能のさらなる充実を図り、大阪観光局と連携するなど、戦略的なＭＩＣＥ誘致に取り組まれたい。

⑰　「国際戦略総合特区」の制度を最大限活用する立地支援の充実

成長産業分野の事業所や工場などの立地・定着を促進するため、「国際戦略総合特区」の制度を最大限活用するとともに、立地支援の充実に努められたい。

⑱　統合型リゾート（ＩＲ）実現に向けた土壌汚染・地中障害物・液状化の土地課題について適切にかつ慎重な対応

ＩＲ事業用地としての適性確保の観点等から、市が土地所有者として負担することとしているが、市民負担となることがないよう、国際観光拠点（２期・３期）の開発への影響も考慮し適切に慎重に対応されたい。

ＩＲ誘致については、これまでも様々な議論がなされたが、国の１年にわたる審査を経て、この４月に区域認定の判断がなされた。国の認定に際しては、７つの条件が付けられいるが、ＩＲ事業を進めていくにあたり、これらの条件にしっかりと対応されたい。

地域との十分な双方向の対話、依存症対策の実効性、ＩＲの効果の推計にかかる精緻化、液状化、地盤沈下等にかかる対応検討などの課題が提示されているが、これらの課題解決に向けた具体的に取り組まれたい。

この間、ＩＲに関する基本合意書について、契約前の案の段階のものであり、公開できないというような説明がなされてきたが、ＩＲ関連協定等の締結後の現時点では、すみやかに公開するよう対応されたい。

⑲　スーパーシティ構想についてうめきた２期地区及び大阪・関西万博の会場となる夢洲での実現に向けた具体化

最先端技術を活用しつつ、複数分野にまたがる規制改革を進め、未来の暮らしを先行実現する「まるごと未来都市」であるスーパーシティ構想について、うめきた２期地区及び大阪・関西万博の会場となる夢洲での実現に向けた具体化に取り組まれたい。

⑳　ふるさと納税

本市においては、国が返礼割合の上限を３割とする中、独自の基準により取り組んでいるが、ふるさと納税制度における個人市民税寄附金税額控除による本市の市税流出額は年々増加している。そこで、返礼割合を国の基準である３割に合わせることで、本市の事業者が返礼品を出品しやすくなり、事業者の販路拡大、売上増やふるさと寄付金の増を活用した市民サービスの充実が期待できる。市民にとってより有益な制度となるよう、基準の見直しをされたい。

㉑　国の総合経済対策の取り組みについて

現下の物価高に苦しんでおられる低所得世帯に対する支援金をはじめ、地方公共団体が地域の実情を踏まえた独自の支援を行うことができる「重点支援地方交付金」を含んだ施策を本市においても、一刻も早く支援が必要な住民や、地域の福祉や医療を支える事業者等に対しても実施されたい。

㉒　「大阪市民の日」を制定

市民が、市の歴史や文化に触れ、大阪市への愛情と誇りを育む契機とするため、「大阪市民の日」を制定されたい。

11. 市民のための市政改革について

（１）継続すべき市政・区政改革

①　未利用地について一時貸付や定期借地制度等による積極的な利活用・売却等は地元及び議会に対しての説明責任・個々の土地の活用方針の再検討が要するものは分類の見直し

売却一辺倒ではなく、歳入確保の観点から、今後は一時貸付や定期借地制度による積極的な利活用を図られたい。また、売却等にあたっては、まずは地元及び議会に対し説明責任を果たされたい。さらに、未利用地を取り巻く状況の変化等により、個々の土地の活用方針の再検討が必要なものについては分類の見直しを図られたい。

②　もと学校用地の活用について教育関連施設の誘致を含めたまちづくりの視点で慎重な対応

これまでの学校と地域とのつながりに配慮し、教育関連施設の誘致を含め、まちづくりの視点をもって慎重に進められたい。

③　デジタル技術とデータを活用した業務のあり方そのものを改革するＤＸの取り組みを積極的に推進

国が全自治体に重点的な取組事項として示した「自治体ＤＸ推進計画」に基づき行政手続きのオンライン化や自治体情報システム標準化などの取り組みをはじめ、デジタル化の本来の目的である市民サービス・市民生活の質の向上並びに行政運営の効率化・高度化を実現するために、デジタル技術とデータを活用して業務のあり方そのものを改革するＤＸの取り組みを積極的に進められたい。

④　スマートシティの実現に向けた取組の推進

官民データ活用の推進に関する施策に積極的に取り組み、地域課題の把握及びその解決に向け、市民や民間企業と協働するなどしながら、スマートシティの実現に向けた取組みを進められたい。

⑤　市民が実感できる区役所改革の取組

地域住民に最も身近な行政機関である区役所について、暮らしに関わる相談等を一元的に受け付け関係機関・窓口に適切につなぐワンストップの仕組み、地域の産業振興や区民生活に密接な事項に関する権限の区への移譲など、市民が実感できる区役所改革に取り組まれたい。

⑥　区役所保険年金担当業務について利用する市民の立場に立った市民サービスの向上

市民の給付と負担の公平化を図るため、適正賦課及び効率的・効果的な徴収に努めるとともに、各種相談業務の増加に的確に対応した窓口業務については充実するなど、利用する市民の立場に立って市民サービスの向上を図られたい。

⑦　区役所窓口業務委託について安定的な窓口運営の維持に向けた幅広い観点からの見直し

委託経費が増嵩している状況を踏まえ、安定的な窓口運営の維持に向けて、幅広い観点から見直しを図られたい。

（２）真のあるべき改革へ（行き過ぎた改革への警鐘）

①　透明性を確保し計画性を持った財政構造改革の取組及び効率的な税務行政の推進

大阪の持続的発展が可能となるよう施策の選択と集中を図り、人件費、福祉費などあらゆる分野にわたって歳出の見直しに引き続き取り組み、受益と負担の明確化を図り、負担の公平の観点から適正な賦課・収納率向上への取り組みによる歳入の確保を目指して、透明性を確保しながら計画性を持って財政構造改革に取り組まれたい。

また、市民・納税者の利便性に配慮しながら、引き続き効率的な税務行政の推進を図られたい。

②　基礎教養や専門学識を有する良質な職員を計画的に新規採用

歳出の削減に向け、行財政の効率化を図り、基礎教養や専門学識を有する良質な職員を計画的に新規採用するとともに、生産性の向上とあわせ人件費総額の縮減に引き続き努められたい。

また、市政改革の推進にあたっては、市民への説明責任を十分果たしつつ、市民サービスの低下を来さないよう留意するとともに、中長期的な財政状況見通しとのバランスを考慮した計画的な実施に努められたい。

③　真に必要な市民サービスを確保する官・民の役割を踏まえた常に最も適切な者が担い手となる取組及び人事・給与制度の継続的な検証と改善への取組

本市の財政状況をふまえ、社会経済情勢の変化や多様化する市民ニーズに的確かつ効率的に対応し、真に必要な市民サービスを確保するため、官・民の役割を踏まえ、常に最も適切な者が担い手となるよう取り組まれたい。

また、改革の推進にあたっては公務員としての資質の向上や能力の再開発はもとより、その能力や実績がプラス面においてこそより的確に反映されるよう、人事・給与制度の継続的な検証と改善に取り組まれたい。

④　外郭団体について本市の人的・財政的関与のあり方の見直し

令和５年10月１日時点で15ある外郭団体については、本市の行政目的及び施策をより効果的かつ効率的に実施する観点を踏まえたうえで、本市の人的・財政的関与のあり方の見直しを図られたい。また、固有職員の勤務労働条件にできるだけ影響が及ばぬよう配慮されたい。

さらに、団体運営の効率化を図るとともに、団体の自立性の向上を図られたい。

⑤　市政運営に反映させたＰＤＣＡサイクルのさらなる推進

地方分権の時代に対応した行政システムを確立するため、区・局における施策の選択と集中の取り組みを一体的に示した運営方針を策定し、取り組みの進捗や目標達成状況について点検評価を行い、その評価結果を予算編成や次年度運営方針の見直しなど市政運営に反映させるようＰＤＣＡサイクルのさらなる推進に努められたい。

⑥　株式会社化された交通事業について適切な監理

我が会派から要望した１２項目の趣旨を含む基本方針を確実に実行または着手するよう、適切に監理すること。

とりわけ、バス事業については、大阪シティバス株式会社を本市とOsaka Metroがあわせて100％株を保有する会社として、公的関与を残した上でのグループ経営を図り、地下鉄の輸送サービスを補完し、市民の最も身近な公共交通インフラとして、地域の移動手段としての役割を果たすよう、不採算であっても必要な路線については、大阪市が一定の支援を行うとともに、事業者として、路線サービスを維持できるよう適切に監理すること。

⑦　水道事業について資産の有効活用や国等からの公共助成による収入の確保及び市民サービスの拡充

市政改革の中で自ら抜本的な経営改革を推進し、経営基盤の強化を図るため、より一層の経営の効率化に努めるとともに、資産の有効活用や国等からの公共助成の確保による収入の確保にも全力を挙げられたい。また、市民サービスについては、創意工夫を行い、拡充を図られたい。

⑧　大阪健康安全基盤研究所について地方衛生研究所としての機能を堅持・パンデミック時において対応できる検査体制の構築及び府から過度に負担させられることがないよう十分留意すること

市民の生命・健康に対する十分な議論が行われないまま、市立環境科学研究所の廃止が議決され、府立公衆衛生研究所と統合・独法化し、平成29年４月に地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所が発足されたところであるが、健康危機事象発生時に市民の生命・健康を守るという、本市の公衆衛生に対する責任を果たすべく、地方衛生研究所としての機能を堅持し、今後新たな感染症のパンデミックが発生した場合においても対応できる検査体制の構築に努められたい。また、大阪健康安全基盤研究所の一元化施設整備が進められているが、建設工事費だけでも110億円を超える多額の整備費用が見込まれている。財政状況の厳しい大阪府から、本市が過度に負担させられることがないように十分に留意されたい。

⑨　市特別顧問など職務権限を逸脱した過度な介入を行わせない

市長に委託された事項の調査・審議・助言であることから、特別顧問に職務権限を逸脱するような過度な介入を行わせないようにすること。

⑩　将来的な道州制の導入を視野に入れた関西州の州都を担う都市機能の充実強化

大阪市の将来像として、東京の後塵を拝する「副首都」ではなく、関西圏全域で首都圏に対抗する中での中核的役割を果たすことが求められる。首都圏に対抗する関西圏の母都市として、将来的な道州制の導入を視野に入れ、関西州の州都を担う都市機能の充実強化を図られたい。

◆自由民主党・市民とつながる・くらしが第一大阪市会議員団

令和６年度（2024年度）大阪市予算編成に関する要望書

新型コロナウイルス感染症の流行から４年が経過し、感染症法上において２類から５類に位置づけが変更されるなど、厳しい状況は緩和されてきていますが、企業活動や市民生活、経済への影響は依然として続いています。こうした中、ポストコロナ社会への転換期にある現在、社会経済活動への支援や市民生活を支えるためにも、大局的な視点に立った具体的で多様な施策を打ち出していく必要があり、傷ついた大阪を再生させるための市政が求められています。そして、その中心軸は市民であると考えています。

市民の皆さまが役所に求めるニーズは、ライフスタイルや価値観の多様化、また時々の社会経済状況などによって様々ですが、そうであるからこそ、その声ひとつひとつに耳を傾け、しっかり寄り添うことが、役所にとって一番大切な役割です。

我が会派としては会派名のとおり、市民にしっかりと寄り添い、その声に耳を傾けながら、時代に合ったしなやかな改革を市政にもたらすことを目指し、これまで大阪市で培われてきた歴史、伝統、文化を重んじながら、市民の暮らし・福祉の増進・地域の活動、大阪市の成長・発展のために、市政の諸課題に取り組んでまいりました。ぜひとも、令和６年度予算編成にあたり、以下重点項目として４項目、そのほか12項目について予算化されるよう要望いたします。

○　重点要望項目

＜１＞こども応援・すべての親子が安心してくらせるまちへ

（１）こども応援

大阪では５人に１人の子どもが「相対的貧困」状態にあると言われています。いろんな「しんどさ」を抱える子どもたちが、子ども時代を幸せに過ごし、社会の中で自分を活かして生きられる社会をつくることは、大阪の未来をつくることです。そのために、まずは学校の先生や保育士さんなど、子どもに関わる大人が元気に働ける環境をつくる必要があります。

疲弊している教育現場の多忙化を解消し、過剰なバッシングなどで新しいチャレンジがしづらくなっている今の状況を変える必要があります。

・学校をハブ（中心）に「教育」と「福祉」・「就労」・「まちづくり」をつなぎ、地域や社会と共に子どもたちの学び育ちをトータルにサポートすること。
・福祉と社会教育のコーディネートを担当する外部連携担当人材が学校を専任で支援するようにすること。
・小学校における 35 人を基準とした少人数学級編制を計画的に実施すること。
・学校を拠点にした豊かな教育環境／子どものセーフティネットづくりを推進すること。
・フリースクールへの補助や、居場所や子ども食堂など学校外での「小さいけれど大事な活動」が持続できるよう、小口でも継続的な財源を確保する「小さな取り組み応援」を制度化すること。
・支援の少ない中高生（ティーン）向けの「夜のたまり場」を設置すること。
・不審者の見極め、危険予知と犯罪の予防、トラブル時の最善の対応のため、警察ＯＢで編成する「わが町 子ども見守り隊」の設置を検討すること。

（２）すべての親子が安心してくらせるまちへ

社会では今、女性の活躍を後押しすることが求められています。家族のカタチも多様化した現在、すべての人が自分らしい生き方を選択できるようにするためにも、特に女性が困難を抱え込み、不利な境遇に陥ってしまうような条件や制度・慣習の見直しが必要です。

例えば母子家庭。大阪市では、母子家庭の８割以上が就業していますが、正社員として働く人は４割に満たず、平均年間就労収入は 229.2 万円です（大阪市平成 30 年調査）。公営住宅の優先入居などはあっても、子育て・家事・仕事に追われる母のニーズを十分に満たせず、劣悪でも都心部の住環境を選択することは少なくありません。また、生活保護の住宅扶助額（月約５万円）並みの家賃の住居に住める就労収入を得ることも困難な状態です。

・ひとり親世帯へのさらなる経済的な支援策を行うこと。
・ひとり親家庭には、家賃補助の仕組みづくりをすすめること。
・空家・空室リニューアルによって低廉な家賃の住居を供給すること。
・住居の安定を目指し、その上で就労支援を行い、住むことと働くことを重ね合わせた「パッケージ型制度」を構築すること。
・優先入居の対象となる公営住宅を用意する場合は、住宅支援のみならず、子育て支援など、ケアやコミュニティを意識した、包括的・総合的支援を提供すること。

＜２＞大阪成長戦略（文化の継承・下町成長・にぎわいづくり）

大阪市は全国一事業所密度が高い「商人のまち」です。18 万事業所があり、市内総生産は 20 兆円、従業員数は 221 万人（大阪市民は 80 万人）で周辺地域にも多くの雇用機会を提供する経済・産業の中核都市です。その分、昼間人口比率は高く、市民の購買行動の影響が小さい＝国内や海外の景気動向に影響されやすいまちです。

しかし、新たな需要となる万博・カジノに「成長戦略」を頼るだけでは、身近な地域経済は活性化しません。売上げは増えても利益は外資・大企業の本社に流れ、都心部と大阪南部、環状線外縁部でみられるような域内格差は広がる一方です。

不安定な経済に振り回されず、地域に入ったお金を地域内で循環・滞留させて地域経済を創り直すことが必要です。大阪には多様な歴史と文化、特色ある産業や地域資源があります。さまざまな困難とニーズを持つたくさんの市民が住んでいます。

・高い産業集積密度、消費地と生産地の接近、包容力のある市民気質を活かすこと。
・困りごとや地域課題から、都市生活産業を産みだすこと。
・身近な区政に住民参加型の産業振興部署を設置すること。
・個別企業から地域の特性に応じた産業支援への転換を推進していくこと。
・指定管理者や大規模な公共調達物件等の実施においても、地域の中小企業振興や地域課題解決などの視点を持った基準を設けること。
・女性や若年者、障がい者、外国人など多様な人材の成長、キャリア形成を継続的に支援できる人材に強い中小企業群・中小企業ネットワークづくりを推進すること。
・事業主や企業等を支援する経済戦略局と市民の就労・雇用を支援する市民局・福祉局等の関係部局が連携し、企業と市民を両面から包括的・総合的に支援できる体制を構築すること。
・地域の祭りや伝統文化を支援すること。
・大阪中之島美術館をはじめとする博物館群等を所管する地方独立行政法人大阪市博物館機構への支援をし、連携を図ること。

＜３＞老朽インフラ・市設建築物の維持管理・更新

大阪北部地震、度重なる災害で、大阪市の交通、生活インフラが脆弱であることへの不安が広がっています。大阪市では高度経済成長期に多くの市設建築物やインフラが整備されたために、学校や市民利用施設などの市設建築物で 30 年以上経過したものが（62.3%）占め、橋梁、地下鉄、水道などのインフラ施設についても、建設後長期間を経過した施設が多くなってきており、今後も、施設の維持管理や更新に必要な費用が、高い水準で推移することが想定されます。市設建築物の維持管理・更新費は、大阪市公共施設マネジメント基本方針によると、これまでの築 40～50 年の建て替えから築 65 年で建て替える長寿命化計画を前提としても、今後 30 年間の平均

で、年 909 億円と試算されています。また、インフラ施設（一般会計分）でも毎年 197 億円が必要とされています。

2015 年に大阪市公共施設マネジメント基本方針が定められて以降、中期的な財政収支見込では一定の額を見込んでおり、近年の予算ベースでは試算値を充足しているものの、今後も公共施設の維持管理・更新費は、高い水準で推移することが見込まれています。

一例として、水道管や取・浄・配水場といった水道施設の更新や耐震整備において、平成 30 年度から令和９年度までの 10 年間で必要となる事業費は約 2,600 億円と試算されています。

なお、40 年の法定耐用年数をこえた水道管は、令和４年度末現在で 52.4％です。

老朽化した市設建築物・インフラ施設も、ひとたび想定外の災害に遭遇すると「時限爆弾」となって都市生活を脅かしかねません。安全なはずの避難所が被災して機能しないことすらあり得ます。2045 年までに 20 万人以上の人口が減少する時代を迎えて、老朽化した市設建築物・インフラ施設の問題は避けて通れない重たいテーマです。

・市民ニーズや施設総量を見極めた優先順位を決め、複合化・多機能化による再編計画を適切にすすめること。
・民間活力の参入で持続可能な保全管理をすすめること。
・南海トラフ地震が３０年以内に発生する可能性が高いため、それに備えた耐震、耐水対策を早急に進めること。

＜４＞都市内分権をすすめるための審議会の設置

公募区長の導入とともに区役所が変わり始めたと市民は実感しています。区シティ・マネージャーとして一定の権限を持ち、区内の課題に向き合う区長が生まれてきました。

しかしながら、人口・産業の集中の結果、区相互間の人口比率で格差が生じ、人口・面積の大きな区では行政サービス水準の低下、各種施設利用の不便及び区役所の業務負担等の過重等が発生する一方で、人口・面積の小さな区では、一定の対象人口が必要な社会教育施設、社会福祉施設など行政サービスの提供に困難が生じ、区内諸団体の組織運営に支障が生じるなど、各区の間で行政サービスの不均衡が顕著になってきたため、その解消を図る必要があります。

・合理性や歴史性（区名も含め）を踏まえた議論のベースとなる考え方を取りまとめるため学識者や地域代表などからなる審議会を設置すること。
・さらなる、区の権限強化や予算拡充、住民自治の拡充を目指して、合区や地方自治法改正で設置が可能となった総合区の設置も含め基礎自治機能の充実についての検討を進めること。
・住民自治の拡充を目指すのであれば、統治する側からのトップダウン型の改革ではなく、そのプロセスにも住民が参画し、幅広く議論を行いながら進めていくボトムアップ型の改革として進めること。
・「合区」「総合区」については、その議論のプロセスにも幅広く住民の参画を進めること。
・地方自治法による地域協議会の仕組みの活用などすぐできる取り組みからモデル的に進めていくこと。

○ 要望項目

１．大都市における住民自治の拡充

（１）区役所と局の役割分担

・「ニア・イズ・ベターの徹底に向けた区・局の連携推進方針」に基づき市民に身近な行政機関として行政課題の発見に強みを持つ区役所と、専門的な知識・経験を持つ行政機関として行政課題の解決策の立案に強みを持つ局が、それぞれの強みをふまえた役割分担のもとで行政運営を図っていくこと。

（２）区政会議

・区民の声を区の将来ビジョンや運営方針に反映し、各区・各地域の実情や特性に即した施策

・事業を実施するために、現在の区政会議の進め方の改善、権限強化をはかること。
・権限強化の手法のひとつとして地域協議会の仕組みの活用など検討すること。

（３）地域活動協議会

①事務局

・地域振興会をはじめとする各種地域団体や企業、ＮＰＯ等、多様な主体が参画し、地域におけるさまざまな地域課題に取り組み、市民による自律的な地域運営が図れるよう、地域活動協議会の事務局体制の確立に向けて中間支援組織を活用すること。

②活動拠点

・地域集会施設の改修・建替えについて積極的に行うこと。

③スーパーコミュニティ法人

・雇用などが代表者の私的契約になり、多額の金銭の扱いが個人責任になる一方、ＮＰＯ法人などは地縁の自主組織となじまないなど、協議会型自治組織が抱える全国でも共通の課題がある。こうした課題解決に向けて、国への働きかけが行われている「スーパーコミュニティ法人」について、大阪市としても調査研究を行いその実現を目指すこと。

④地域活動への支援のあり方

・地域コミュニティを維持していくためには、地域活動協議会の声を日常的に聞き、抱える課題の収集や、取り組みの検証を行い、必要に応じて改善を図ること。

⑤補助金

・地域活動協議会の活動の負担にならない会計や補助金の仕組みの改善や補助金の増額を行うこと。

⑥地域振興町会の加入促進

・現在、町会の加入率の低下傾向が続き、地域活動の担い手の確保がますます困難になり、いざというときに共助の機能を果たせなくなるため、加入促進の取り組みを進めること。
・加入率の低い区と高い区の施策内容を精査して区長会議などに諮り、区の情勢を十二分に分析し、減少の歯止めをかける取り組むこと。

（４）施策の縦割りをつなぐ総合的な長期ビジョンの策定

・それぞれの課題分野、施策ごとの長期的な計画、取り組みをつなぐために基礎自治体としての長期的なビジョンを策定し、大阪市総合計画を策定すること。
・区レベルにおいては施策の縦割りをつなぐ区の将来ビジョンを区民の声を反映し策定すること。
・市民や地域をめぐる課題に対して、市民に寄り添い、その解決に向け、各部局が一体となって取り組むような組織づくりを様々な観点から進めること。
・今の、区 シティ・マネージャー制で都市内分権がどれぐらい進み、どういった課題があるのかの検証すること。

（５）「市民がつくるおおさか条例（案）」づくり

・「みんなのことを、みんなで決めてやっていく」市民自治と地域自治を推進するためのルールを書き込んだ「市民がつくるおおさか条例」づくりをすすめること。
・行政も、企業も、ＮＰＯ・団体も、大阪市に住む人、はたらく人も身近な区政に参加し、対等な関係で協働しながら、地域の課題解決に取り組む持続可能な市民自治の仕組みを、市民参加でつくりあげていくこと。

２．高齢者、障がい者、子どもなどの支援策の充実

（１）住民自治型の地域福祉の推進

①地域福祉ビジョンの策定と区の運営方針に基づいたＰＤＣＡの徹底

・様々な課題解決のためその課題別に対応した福祉施策、事業が縦割りに実施されているが、対象となる住民は同じであり、複雑・多様化、深刻化する課題に対応するには、連絡・調整を行いながら、地域の中で施策の総合化を図る必要がある。そのために地域福祉ビジョンを策定し、運営方針で実施のＰＤＣＡをしっかりと行うこと。

・関連施策を単に実施するだけなく、住民、専門職、関係機関、団体が参画し、協働できる協議会やテーブルを定期的に調整し、参画者が主体的に課題解決に取り組む住民自治型の地域福祉を推進すること。

・役所に担当窓口がない地域課題については、行政と医療・福祉関係者、地域関係者からなるプロジェクトチームを設置し、その解決を図ること。

②総合相談窓口のワンストップ化の徹底

・複雑・多様化、深刻化する課題に対応するために、専門分野ごとにたくさんの相談窓口があるが、自分が必要とする窓口にたどりつけない市民がいる。最初に受け付けた相談窓口は、ただ単に紹介するだけでなく、適切な窓口につないでいくワンストップ化の徹底を行うこと。

・障がい者グループホームの利用を必要とする人がスムーズに施設の利用調整を行えるよう、施設の空き状況をリアルタイムに把握することのできる仕組みの構築に向けた検討を進めること。

③地域包括ケアの深化・地域共生社会の実現

・高齢者、障がい者、子どもなど全ての人々が、一人ひとりの暮らしと生きがいをともに創り、高め合う社会「地域共生社会」の実現のため、対象者ごとの福祉サービスを「タテワリ」から「まるごと」へと転換すること。

・地域共生型福祉サービスの検証を進め、高齢者、障がい者、子どもなどの福祉サービスの総合的な提供の阻害要因を解消すること。

（２）専門性が高い事業の公募のあり方

・複雑・多様化、深刻化が懸念される福祉課題の解決に向けては、専門性の担保と継続的な支援体制の構築が不可欠であり、そのためには、サービスの担い手側の視点に立って、行政としての委託のあり方について改善が必要である。委託側の都合だけではなく、受託側の状況についても検証を行い、長期継続契約による複数年の契約の採用や、一部直営で行うこと。

（３）地域包括ケアシステムの構築と深化・推進

・各区における地域包括ケアシステムの深化・推進を図るために、地域包括支援センターが連携している地域の関係機関や区民からの意見が届くように地域包括支援センターの評価の仕組みの改善や各区地域包括支援センター運営協議会の運営方法の改善に取り組むこと。評価の仕組みの改善にあたっては、高齢者を支援する地区医師会や歯科医師会、薬剤師会、介護支援専門員連絡会、訪問介護連絡会などが評価できる仕組みとして評価シートの作成などの検討を行うこと。

・地域包括支援センターは、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、介護支援専門員、主治医、地域の関係機関等の連携、在宅と施設の連携など、地域において、多職種相互の協働等により連携するとともに、個々の高齢者の状況や変化に応じた包括的・継続的マネジメントを実現するため、地域における連携・協働の体制づくりや個々の介護支援専門員に対する支援等の行う役割をしっかり果たすこと。

・全ての高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けるために、空家や空き店舗なども活用し、より身近な地域での高齢者の交流の場の充実を図ること。

・平成 29 年４月から実施している、新しい総合事業における多様な担い手によるサービスの充実に向けては、小学校区ごとに組織された地域活動協議会が参画しやすい仕組みの構築を検討すること。
・大阪市の要支援要介護認定については 30 日以内にその結果を示せるよう、認定申請者の増大を想定した、事務受諾法人の選定、人員配置の見直しなどの対策を講じること。

（４）地域包括ケアシステム推進、地域福祉推進のための条例（案）の検討

福祉サービスの重点が施設から在宅に変わった分、サービス総量は増えましたが、個々のサービスに差が生じており粗雑なケアも目立ちます。また、生活課題が複雑・多様化し、複合化しており、ますます生活の現場に最も近い地域に移行し「地域で個人をどう支えるか」、また、そのための「仕組みづくりや地域づくり」が問われています。

・行政、市民、医療・介護・福祉専門職の役割を明らかにし、協働しながら地域づくりにつなげるための条例（案）を検討すること。

（５）生活困窮者自立支援制度

・各種支援制度の連携を図り、専門的な相談機関とも協働して寄り添い型支援を行うこと。
・若年者をはじめ、ひきこもりの方、障がい者、ひとり親家庭、高齢者など「就労に向けた支援が必要な人」に対して、地域企業と連携した「働きながら学ぶ」訓練付き就労（同制度の就労準備支援事業や就労訓練事業の推進など）の機会を、目標を決めて強化すること。
・前掲「＜２＞こども応援・すべての親子が安心してくらせるまちへ」、キャリア形成支援の機会が乏しかった女性、あるいは後掲３．(10) ひきこもり・ニート支援にかかわるキャリアのスタートがきれていない若者、セカンドキャリアを探すシニアにとって、めざす仕事や働き方を体験・訓練しながらキャリアを見通す支援を強化するため同制度の活用を進めること。
・多様な働き方を可能とする場の開拓と就労に向けた支援のために、区内の事業所から協力を得られるよう、インセンティブの導入などの仕組みづくりを進めること。
・生活保護に至る前の第２のセーフティネットとして、本市の実情に応じた実効性のあるものとなるよう、必要な財源の措置について国に要望すること。
・地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号の規定に基づき、公共調達する「役所の仕事」を訓練や支援の場として活用するように、随意契約が可能な認定就労訓練事業所を拡充するなど、優先調達を活用した就労支援を推進すること。
・仕事、住まいを失った人への相談体制の充実・強化すること。
・包括的な支援により自殺防止対策にとりくむこと。

（６）難病者支援

・各種難病に対する原因の解明、治療方法の確立について国に要望するとともに、患者とその家族に対し、日常生活上生じる様々な問題の軽減を図るための諸施策を実施すること。

（７）公営住宅福祉

・住宅困窮度が非常に高く、生活に配慮を要する方々が多く生活する公営住宅では、滞納等の情報を市民のＳＯＳのサインとしても受け止めるなど、地域包括支援センターや社会福祉法人、ＮＰＯ、居住支援法人など、身近な地域で活動する団体等と連携した生活再建の視点を踏まえた居住支援サービスの提供などに取り組むこと。
・高齢化した公営住宅の共用部の管理や草刈りなどを、住民の自治・互助任せにするのではなく、自治会支援など具体的な支援策を講じること。

（８）住宅確保要配慮者支援

・市民に身近な区レベルで実効性のある居住支援の仕組みづくりを大阪市住宅セーフティネット連絡会議で検討すること。
・居住支援法人の情報交換の場づくり支援を行うこと。
・居住支援協議会について大阪市としてどうあるべきかの検討をすること。

・現場で支援に取り組んでいる居住支援法人や、住宅確保要配慮者の研究をしている学識経験者へのヒアリングを行うこと。
・関係局の連携のもと居住支援にかかる情報共有や実態把握を進め、住宅確保要配慮者を取り巻く様々な課題整理に取り組むこと。

（９）ヤングケアラー

18 歳未満で、大人が担うような介護や家族の世話にあたる子どもは「ヤングケアラー」と呼ばれています。15～29 歳以下で家族の介護や世話をしている若者は全国で約 21 万人。（平成 29 年就業構造基本調査より）埼玉県は「ケアラー支援条例」を制定し、「ヤングケアラー」を支援する人材を育成するなど具体的な施策を進めるとしています。

・実態調査の結果に基づき、具体的な支援策の検討をすること。
・ヤングケアラーの負担等に配慮した家族介護支援の取り組みを促進すること。

（10）交通バリアフリー基本構想

・区の権限になっているため計画調整局の責任が曖昧になり 15 年もそのままになっていた交通バリアフリー基本構想の変更について、計画調整局と区と連携しながら、学識経験者、高齢の方や障がいのある方、交通事業者等の参画のもと着実に進めること。

（11）地域福祉計画について

・地域福祉計画の策定にあたっては、住民参加、参画という視点に真摯に向き合うこと。また、大阪市全体で評価を行うなど、各区の計画の格差をなくすような取り組みを行うこと。

３．次世代を担う子ども施策の充実

（１）すべての子どもの安心と希望の実現（子どもの貧困対策）

・ひとり親家庭の相談窓口に、子育て・生活に関する内容から就業に関する内容まで、ワンストップで相談に応じることができる体制を整備し、必要に応じて他の支援機関につなげることにより、総合的・包括的な支援を行う体制を整えること。
・生活習慣の習得・学習支援や食事の提供等を行う子どもの居場所への支援を行うこと。
・子どもの発達・成長段階に応じて切れ目なく教育と福祉を「つなぎ」、関係行政機関、地域の企業、ＮＰＯ、自治会などを「つなぐ」地域ネットワークの形成すること。
・性、生教育は、命の誕生や自己肯定感の向上、自分を大切にする、自分を守るという観点から、これからも一層、取り組むこと。また、国とも議論を進めること。
・福祉と教育がチームとしてつながり、課題に対応できるようスクールソーシャルワーカーの活用を十分に図り、教育と福祉の連携を進めること。また、区の子育て支援室等との連携がスムーズに進むよう、区でのコーディネート機能を充実させること。

（２）児童虐待防止

・すべての子育て家庭に対する支援を図る観点から、こども相談センター、各区の子育て支援室（家庭児童相談室）、男女共同参画センター子育て活動支援館、保育所における児童相談機能と相談体制の強化を図るとともに、きめ細かく相談窓口の周知・広報を行うこと。
・こども相談センターを中心とした関係機関の機能の充実や虐待防止地域ネットワークの充実を図るとともに、虐待通報から 48 時間以内の安全確認など即応できる体制を強化すること。
・大阪市における児童虐待による死亡事例のうち、０歳児の割合が 60％となっているなかで、虐待の未然防止や早期発見、保護者の孤立予防のためにも、１歳未満の子ども家庭に紙おむつの無償配布など、定期的に配達員・相談員などがアプローチできる支援策を講じること。

（３）産前産後ケアの充実

①産前産後ケア

・なぜ産後ケアが必要となっているのかその背景を明らかにすること。

・産前産後の切れ目ない母親への心身のケアや育児サポートの体制を引き続き充実させ、ひいては虐待リスク低減等の役割を果たせるよう努めること。
・産後ケア事業の周知を積極的に行い、真に必要な人に情報が届くように利用支援を行うこと。

②専門職としての助産師の配置の検討

・妊娠前から、妊娠期、そして出産（保健師は取り上げることはできない）、産後、と継続して関わる助産師がいる。産後の不安の原因でもあるおっぱい相談も助産師の範疇である。「母子」に特化した専門職として助産師職を母子支援に活かす取り組みの検討をすること。
・保健師の業務は多岐にわたりすぎているため、子育て支援の充実のために、保健師と連携しながら妊婦から産後までは助産師の活用を検討すること。
・コロナ禍においては、保健師が母子支援までは手が回らなかった課題がある。今後も起こり得ることも踏まえた対策を検討すること。
・保健師の業務は多岐にわたりすぎているため、子育て支援の充実のためにも、保健師と連携しながら、妊婦から産後までは、妊娠、出産、母乳育児に関しての専門職である助産師の活用と更なる連携について取り組みを進めること。

（４）里親制度の充実

・「チーム養育」では、里親と支援者の信頼関係の構築など、人と人との繋がりを大切にしたコーディネートが必要。子どもや里親に寄り添い、対話をしながら一緒にひとつひとつ課題解決に向けるフォスタリング機関の機能を充実させること。
・保育所利用を必要とする里親子が保育所入所を確実に行え、子育て世帯全般への支援メニュー等の必要な情報が里親子に確実に届くよう支援すること。
・児童相談所の本来業務であるフォスタリング業務の最終責任機関として、こども相談センターの体制を強化し、里親支援機関としっかりと手を携えて今後計画で定めている目標とする委託率に届くように、特に愛着形成に大事な時期である３歳未満児の委託率が上がるよう取り組むこと

（５）就学前児童の健全育成

①弾力的な保育環境の整備

・保育所居室の面積基準緩和及び１歳児の保育士等配置基準を早期に復元するとともに、多様な保育需要に応えるため、保育所の適正配置、施設の拡充整備に努めること。

②公立保育所・幼稚園の民営化計画の撤回と存続

・公立保育所・幼稚園は、就学前児童の健全育成のセーフティネットとして重要な役割を果たしており、原則民営化の計画を撤回すること。
・公立保育所で進められてきた再編整備計画については、保育の質を維持・向上させることを基本に市民・保護者の理解を得て公私間の調整を図ること。

③待機児童対策

・民間保育所の新築や既存施設の増築または分園整備、あるいは保育事業の充実などとともに保育士確保の推進等により総合的に待機児童の解消を図ること。

④企業主導型保育事業所

・大阪市内に設置された企業主導型保育園事業所 240 園(2022 年 10 月 20 日現在)の空き定員を有効に活用し、待機児童の解消を図ること。

⑤認可外保育施設

・届け出済み認可外保育施設が保育無償化の対象となったように、一定の水準を満たすと認められる認可外保育施設については、大阪市内の認可保育施設の保育士確保等を支援する各種事業・施策の対象に含めることを検討すること。
・企業主導型保育事業所を含め、増加している認可外保育施設の管理監督等にあたっては、必要な財源措置について国に要望すること。

（６）外国につながる子どもたちの健全育成

①就学前教育

・大阪市で保育施設を利用される外国人に向けて、制度概要等を説明する多言語動画のみならず、保育現場においても翻訳機器の活用など母語保障や適切な意思の疎通に配慮した環境整備に努めること。

・保育士と同等の能力を有すると判断される外国の保育・教育資格や学歴等を有する人材を、保育支援員等として、保育現場で活用できる取り組みを進めること。

②外国につながる児童生徒の受入れ・共生のための教育の充実

・きめ細かな日本語指導充実のための取り組みを充実させること。

・言語支援のみならず、母語・母文化の保障、多文化共生教育の推進などを目指した、ともに生きる取り組みにしていくこと。

（７）障がい児への就学支援

①障がい児就学

・就学にあたっては、本人、保護者の意向を尊重すること。

・学校施設の整備改善を図り、すべての障がい児の教育を保障すること。

・就労に向けた進路指導を充実すること。

・障がい児の学校生活を保障するため、介助等の支援に当たる人的配置の充実を図ること。

・障がい児の通学の付き添いへのサポートのために、登録型の付き添いサポーター事業を実施し、教育を受ける権利を保障すること。

②発達障がい児支援

・ＬＤ、ＡＤＨＤ等の発達障がいのある児童生徒に適切な指導・支援を行うため、教員等に指導内容や方法に関する助言を行う巡回相談の回数を増やす等の拡充を図ること。

（８）学校の施設整備と人材育成

①教育環境の改善整備

・老朽鉄筋校舎を改築し、プール、体育館、特別教室の整備充実（特に大規模校の特別教室の複数化）や給水設備の直結給水化を推進するなど、教育環境の向上に努めること。

②学校図書館の充実

・すべての学力の基礎となる読解力・記述力を培うため、全校一斉の読書活動など言語力育成の取り組みを進めるとともに、改正学校図書館法に基づき、学校図書館の活性化を図るため、学校司書を配置すること。

・引き続き地域住民による読書支援活動ボランティアの育成並びに小中全校への配置を推進すること。

・すべての小中学校において「学校図書館図書標準」を達成するなど、蔵書の充実を図ること。

・学校図書館と市立図書館との一層の連携を図ること。

③子どもの読書活動の推進

・図書館の週当たり開館回数を現状の小学校８回、中学校８．２回から今後、週 20 回の半分の 10 回目指すこと。

・地域住民ボランティアの参加による小学校の土日の図書室開放について検討すること。

・子どもの読書活動の推進は、地道に取り組むしかありません。しかしながら、第３次までの計画については、市民の皆さんや関係機関に充分に知られていません。市民の皆さんや関係機関に広げるために、取り組みをつくるプロセスに現場の保育士さんや市民の皆さんが参加参画す機会をつくること。

・各区にある「子どもの読書活動推進連絡会」を有効に活用し、計画の観点である、『人と本、人と人をつなぐ場の拡大』、『子どもの読書活動に関する普及・啓発』の取り組みを進めること。

④空調設備

・特別教室に空調を設置すること。

・すべての小学校体育館に空調を設置すること。

⑤欠席連絡

・長年、連絡帳や電話による欠席連絡で保護者と教職員双方に負担感があったが、欠席連絡アプリを導入することで、そうした課題を解決することができるため、教育現場のＩＣＴ化を進め、教育環境の充実に取り組むこと。

⑥指導が不適切である教員を対象のステップアップ研修

・教育委員会においては、研修生一人一人の状況を十分踏まえた上で、研修生が前向きに研修に取り組むことできるようサポートすること。

・信頼関係がない人間関係が固定化してしまうと、研修生が孤立する。研修生本人が安心して研修が受けられるよう、何か悩みがあったときに第三者に相談ができるような仕組みを検討すること。

⑦全小中学校へのスクールソーシャルワーカーの配置

・全小中学校に常勤のスクールソーシャルワーカーを配置し、自ら声をあげることのできないこども達も含め、こどもたちに寄り添った支援ができるよう、区役所をはじめ関係部局とも連携しながら広く取り組むこと。

⑧学校給食

・学校給食費無償化を継続すること。

・学校給食調理業務に関して、適正な履行を確保し、安全・安心で質の高い給食の提供が継続できるよう、業者を決定するにあたっては一般競争入札による価格競争のみならず、プロポーザル方式など、よりよい調達の実現に向けた検討を行うこと。

（９）学校配置の適正化の推進事業

①学校再編

・学校再編整備計画が策定・公表されている地域については、再編整備で何ができるのかなど具体的に示しながら、地域住民の皆さんからの発意を十分にくみ取って取り組みを進めていくこと。

②学校跡地活用

・地域の活動の拠点になっている学校の跡地活用については、地域にとっては、大変重要な話です。活用していくにあたり、地域住民の皆さんが主体になって関わることが重要であり、学校跡地活用の検討プロセスに地域住民の皆さんが参加参画できる取り組みを進めること。

・跡地活用は、今後の地域のまちづくりを大きく左右していくものである。単に価格重視にならないような工夫をすること。

③学校再編による新たな通学路の安全対策について

・子どもたちが新たな通学路を通うための安全対策は大変重要であり、保護者の声をしっかりと聴き、不安を生じさせない安全対策を行うこと。

（10）ひきこもり・ニート支援

・社会的自立に課題を抱えた青少年に対する支援の充実を図ること。

・不登校、ひきこもりなどコミュニケーションに課題を持つ青少年の居場所として、14 カ所の通所場所を削減するのではなく、社会と関わる力を育てる場所として、内容等の充実・整備を図ること。

・学校、こども相談センター、各区の子育て支援室など関係機関の連携で、中学校卒業後も途切れることなく社会生活デビューへと導く寄り添い型の支援策を講じること。

・不登校や中退などを経験した若者を含め、すべての若者が望む職業キャリア初期を順調に歩めるよう、就職後の定着支援や予期せぬ転職や転社に対応した、切れ目のない就労支援、キャリア支援に着手すること。

（11）児童扶養手当

・自立を妨げる要因になってしまう多額の返還金が生じないようにするため、児童扶養手当の受給要件については、新規認定時や現況届受付の際などに、受給者によく説明を行うよう取り組むこと。

（12）幼児教育の無償化

・幼児教育無償化を拡充すること。

（13）学校選択制

・2014 年度に導入された学校選択制は、2014 年度＝小学校が 5.1%・中学校が 2.9%から、2022 年度＝小学校が 10.3%・中学校が 7.0%と通学区域外への就学は漸増している。そのような中、低学力や荒れているといった噂や偏見により学校が忌避されるといった問題が生じており、中には児童・生徒の流出が続いている学校も見られる。また、教育熱心な保護者の強い意向によって子ども自身が選択できないことや、そもそも通学可能な範囲に選択可能な学校がないなどの課題があることも指摘されている。実態を把握し改善に取り組むこと。

（14）子ども見守り隊の編成

・不審者の見極め、危険予知と犯罪の予防、トラブル時の最善の対応をするため、警察勤務で磨いた巡回と職質スキルを有する警察ＯＢで編成する「わが町 子ども見守り隊」の設置を検討すること。

・現行の「子どもの見守り隊」は、平成 13 年の池田小学校、平成 17 年の寝屋川小学校の事件から端を発している。この２つの事件を契機として「大阪市安全まちづくり条例」が作成された。この問題は教育委員会事務局の問題だけでなく、この条例を所管した市民局とも連携し、区長会議で議論すること。

（15）通学路安全プログラム

・危険箇所については新たに発生するところもあるので、毎年安全点検を行い、何がどこまで進んでいるのかが把握、進捗管理し、子どもも保護者も安心できる通学路の安全対策をしっかりと進めること。

・ハード・ソフトの対策が完了できていない危険個所に対する対策を合同で検討し、具体的な方策を早急に講じること。

・交通管理者である大阪府警察本部との調整が難航する信号機設置などの交通規制にかかる安全対策について積極的に対応すること。

（16）こども食堂の拡充と支援

・地域の集会所や学校園の利用を可能とするこども食堂の運営を検討すること。

（17）子どもの見守り強化事業

・食事の提供や学習支援等の支援活動を行っている民間団体に対して、当該民間団体が支援活動を通じて実施するこども等の状況把握や見守りに係る活動費等を補助する子どもの見守り強化事業については、現場の声を継続的に聞き、課題の整理を図りながら、全市的な事業展開を進めること。

（18）子どもたちのスポーツ支援

・2025 年の大阪・関西万博に向け、スポーツを通じて、チームと地域、行政が一体となって、次世代を担う大阪の子どもたちが夢を持ち未来に希望を持てるような大阪を目指すこと。

・大阪市内で硬式野球ができる場所をもっと増やすこと。また、万博会場の跡地を活用するなど、整備の可能性を引き続き検討すること。

（19）塾代助成事業

・子育て世帯の経済的負担の軽減だけではなく、こどもたちの学力や学習意欲、個性や才能を伸ばす機会の提供を目的としているが、事業開始から約 10 年が経過した今、一度立ち止まり、本来の事業目的を見直すこと。

４．空家対策の取り組みの推進

（１）大阪市空家等対策計画の着実な実行

①区役所を拠点とした取り組み

・各区のアクションプランに基づき、区役所を拠点として、地域や専門家団体等と多様な連携を図り、空家等対策に取り組むこと。また、それに応じた予算措置を行うこと。

②特定空家等対策

・安全・安心なまちづくりの観点から、周辺の生活環境に悪影響を及ぼし、早急な対応が求められている特定空家等対策について、所有者の特定に重点的に取り組み、自主的な改善につながらないときは、命令・代執行による是正措置を行うこと。

③空家等の利活用

・空家等の活用を促進し、地域の活性化やまちの魅力向上に繋げること。そのために、住民の急速な高齢化や子どもの貧困問題などが大きな課題となる中、空家も活用しながら、子どもたち、高齢者等の居場所づくりを進めること。
・地域に貢献するのであれば空家を貸してもよいという所有者の方と、一定の「場所」を必要としていてもなかなか適当な場所が見つからないという団体・ＮＰＯ等をつなげるマッチングの支援を行うこと。こうしたマッチングは民間だけで解決することは難しいため、中間支援組織の支援など、公共が関与する仕組みを構築すること。
・空き家対策における固定資産税情報等を活用し、空き家所有者を発掘する観点から、固定資産税納税通知書等の送付時に大阪市が推進する空家利活用改修補助事業チラシを同封するなど、周知に努めること。
・利活用にあたっては、立ち上げ経費としてのリノベーションの設計費や改修費補助など支援施策を拡充するとともに、アーティストの拠点やものづくりの拠点、民泊への活用なども含めたメニュー化などさらに支援を拡充し利用しやすい施策にすること。
・空家の利活用に向けた支援策の創設などについては、大正区や住之江区などで推進している先進的な事業を拡充するなど、各区役所と関係局とが一層の連携を図りながら検討を進めること。その際、区長会議の部会も活用し検討すること。
・空き家の調査、把握について研究を進め、空き家のオーナーを特定し、成功事例集や補助制度の情報を空き家オーナーにダイレクトに伝えること。

５．災害に強いまちづくり

（１）災害に強いまちづくり

①住宅等の耐震化、防災化

・大規模な地震に備え、地下街、高層建築物、木造住宅、マンション、不特定多数が利用する大規模な建築物等の耐震性・防災性向上を促進すること。
・民間老朽住宅の建て替えを促進するための制度を推進すること。

②大規模災害時に備えたインフラ設備の強化

・下水道施設の最低限の機能確保や効率的に復旧を行うための行動計画の浸透や検証を継続し、市民の安全・安心を支える下水道事業の持続性の確保に努めること。

・防潮堤等の耐震対策、埋立地の浸水対策等の推進に向け、国に対し継続的な財政支援や国直轄事業による耐震対策の実施を求めるなど必要な財源を確保し、災害に強い港づくりをより一層進めること。
・災害時においても給水が速やかに確保できるよう、浄・配水場や給・配水管路等の水道施設の耐震化を進めること。
・南海トラフ地震が３０年以内に発生する可能性が高いため、それに備えた耐震、耐水対策を早急に進めること。

③防災行政無線

・災害時に必要な情報がすべての市民に確実に伝達できるよう、様々な方法の検討進め、情報伝達手段の多様化に取り組むこと。

④大規模感染症に備えた保健所体制の強化

・将来の大規模感染症に備え、保健所の職員を速やかに増強できるような体制の構築を進めること。

（２）効率的な減災対策

①地域防災機能の強化

・災害対策本部機能の運用充実を図り、同時に各区における自主防災組織の育成など、地域防災機能の強化を図り、地区防災計画を住民参加で策定し、効率的な減災対策を合わせて進めること。

②福祉避難所

・福祉避難所として協定を結んだ社会福祉施設への支援を行い、協定締結が遅れている状況を早期に解消すること。

③帰宅困難者対策

・大規模地震時に発生する帰宅困難者対策として、一斉帰宅抑制の呼びかけや情報提供など、民間企業・団体・地域等と行政がともに取り組む総合的な支援システムづくりを進めること。

④災害時の要援護者支援

・災害時の要援護者支援については、区の防災担当だけで進めるのではなく、地域保健福祉担当、区社協、消防などと情報共有し、当事者団体、社会福祉施設、事業者などで構成されている既にある地域福祉のネットワークと連携し、総合的な取り組みとして進めること。
・危機管理室が担当する災害時の避難行動要支援者の個別支援計画策定の取り組みと福祉局が担当する地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業の取り組みをどうリンクさせていくか両者でしっかりと連携協力を行い、各区役所における具体的な取り組みが円滑に行えるよう、役割分担を整理して支援すること。
・災害時避難所となる小中学校の体育館には、猛暑期や厳寒期においても災害弱者（高齢者等）への二次災害防止のセーフティネットとして空調機等を設置すること。

⑤平時からの要援護者支援

・災害時の要援護者への支援体制整備には、要援護者情報の平時からの収集・共有が不可欠であり、通常の福祉サービス利用時に、災害時の個別避難計画を盛り込む「災害時ケアプラン」策定を推進するために、報酬の上乗せなど必要な措置を講じること。

６．交通・水道・下水道事業

（１）交通政策

①総合交通政策

・少子高齢化を迎え、まちの形も変化する中、公共交通空白地、移動制約者の生活交通の確保、交通のバリアフリーなど今後の公共交通のあり方を検討し、局、区を横断して総合的なまちづくりの視点を持ち、施策を実施すること。

・都市における地下鉄、バス、民鉄、タクシー、車、自転車など役割分担を明らかにし、都市交通全体が最適となる「総合交通体系」のあるべき姿を示した「総合的な交通計画」を策定すること。
・持続可能な地域公共交通に向けて、ＡＩを活用したオンデマンド交通の導入を検討すること。

②地下鉄８号線の延伸

・地下鉄８号線の延伸（今里～湯里六丁目間）が、国の次期答申に盛り込まれるよう取り組みを進めていくこと。そのために、大阪市鉄道ネットワーク審議会の提言を踏まえ、ＢＲＴによる需要の喚起・創出、鉄道代替の可能性を検証するための社会実験を、市長のリーダーシップをもって、沿線のまちづくりの視点も入れて総合的に進めていくこと。

③Osaka Metro・大阪シティバス㈱の適切な監理

以下の項目の推進のため、Osaka Metro 及び大阪シティバス㈱を適切に監理すること。

○地下鉄

・市の行政施策とも連携しながら、市民・利用者への利益還元、社会的責任の遂行や社会一般への貢献により一層努めること。
・民営化のメリットを活かした、より一層の業務の効率化や地域と協働した魅力発信による利用促進、駅ナカ事業の展開などに取り組み、さらなる経営基盤の強化に努めること。
・浸水に対する安全対策の充実を図ること。
・バリアフリー化の推進にあたっては、地域住民や利用者、障がい当事者の意見を十分踏まえること。そのために、当事者が参画し協議できる場を定期的につくること。
・プラットフォームからの転落を防止するため、可動式ホーム柵の全駅設置を目指すこと。
・障がい者、高齢者など誰もが安心して利用できるように、地下鉄・ニュートラムの駅における２ルート目のエレベーター等の設置を図ること。
・地下鉄駅につながる民間ビルのエレベーターの場所が、地上からは分かりにくい現状がある。エレベーターの共通の表示の協力を求めていくこと。
・地下鉄駅の改装を計画的に進め、乗客サービスの向上に努めること。
・国際化に対応して、公共交通機関に外国語を併記した案内・表示を早急に充実させること。

○バス

・地域サービス系路線については、地域の実態や要望を踏まえ、地域に必要な移動サービスが確保できるよう努めること。
・市バス事業を引き継いだ大阪シティバス㈱において、バス事業者としての運行管理や経営体制の向上を図るなど、経営基盤の強化に取り組むこと。
・運転手の確実な確保・養成を行っていくこと。

（２）水道事業

①経営形態

・人口や水需要の減少により収入が減少する一方、老朽管の耐震化で支出が増加する状況の中、公営のままできる改革を進めること。

②広域連携・海外展開

・水源から給水栓までのトータルシステムの事業運営で培った技術・ノウハウを活用して、広域的な水道事業の基盤強化にさらに寄与していくこと。
・世界の水問題の解決に貢献するため、官民連携による海外展開を推進すること。

（３）下水道事業

・下水道は市民の安全・安心を担う重要なインフラ事業であることを踏まえ運営権制度導入にかかる課題については、慎重に議論を進めること。

７．文化、観光、経済振興

（１）文化・観光

①大阪中之島美術館の魅力向上の取組について

・これまで美術館に足を運んでいない方々や幅広い世代の方々に興味を持ってもらえるようなバラエティに富んだ取組をしていくこと。
・美術の振興にとどまらず、子どもの学習機会やにぎわいを創出すること。
・施設で行われるイベントだけでなく、近隣のイベントと連動することで、賑わいが広がり、大阪の活性化に繋がるよう、取り組むこと。
・ユニークベニューをはじめとする多様な活用を推進するとともに、万博開催前から様々な趣向を凝らしたイベントを開催することで大阪中之島美術館の認知度を高め、にぎわいづくりによるエリア活性化を更に推進していくこと。

②アーツカウンシル

・芸術文化の専門家で構成されるアーツカウンシルにより、府市文化事業の評価、企画、調査等に取り組み、都市魅力の向上や社会のための文化・芸術の活用など大阪にふさわしい文化行政を推進すること。

③伝統芸能

・文楽、能楽、歌舞伎等の伝統芸能の普及、振興、支援に取り組むこと。
・伝統芸能をはじめ身近な地域の資源を活用した観光メニューづくりを行うなど、市民、ビジターへの鑑賞の機会を提供する場の創出に努めること。

④観光客誘致

・「大阪都市魅力創造戦略 2025」に基づき、欧米豪をはじめ幅広い国・地域からの誘客促進に向け、来阪された観光客が十分楽しめる利便性の向上や受け入れ環境の充実に努めるとともに、大阪観光局の取り組みを支援すること。

⑤2025年大阪・関西万博

・万博の開催に向けて、実施主体となる（公社）２０２５年日本国際博覧会協会と連携して取り組みを進めること。
・万博開催に伴う会場周辺や地元地域における交通への影響が懸念されることから、必要な対策を適切に講じること。
・夢洲周辺の交通アクセスについては、万博来場者の円滑な輸送の確保とともに、物流などの経済活動や市民生活へ影響を与えないよう、2025 年日本国際博覧会協会と連携して必要な対策を適切に講じること。
・大阪・関西万博はゼロカーボン達成を推進していくうえで重要な機会となるため、来場者が脱炭素社会を体感でき、子どもたちが未来社会に対し夢や希望を持てるような万博にすること。
・万博を契機に都市格の向上、経済の発展につなげるため、国際観光・物流拠点として夢洲を中心とした臨海部でのインフラ整備を着実に進められたい。また、万博アクセスの向上に資する淀川左岸線２期事業については、コスト縮減に努めたうえで整備を推進し、そのほか、安全性の向上、にぎわい・魅力の向上の整備等に取り組むこと。
・最先端技術を活用しつつ、複数分野にまたがる規制緩和を進め、未来の暮らしを先行実現する「まるごと未来都市」であるスーパーシティ構想の実現に向けて、うめきた２期地区及び大阪・関西万博の会場となる夢洲でのその具体化に向けた検討を進めること。
・障がい者の方の交通アクセスについて、様々な交通手段を用いて来場できるよう積極的に支援すること。
・万博開催後の大阪パビリオンの活用について、子どもから大人まで日常的に楽しめ、末永く親しまれる場所として残すこと。

⑥大阪市音楽団

・長年本市の文化振興の一端を担ってきた歴史ある大阪市音楽団が来年 100 周年を迎えるにあたり、大阪市として何らかの支援を行うこと。

⑦地域の伝統行事

・大阪市全体で、地域の伝統行事をしっかりと支援を行うこと。

・地域の伝統や歴史文化を支援できるような条例制定を今後、検討すること。

（２）経済振興

①新たな産業の育成支援

・産業構造の変化に対応し、新たな雇用創出につなげるため、大阪に基盤があり、今後成長が期待される産業分野として「環境・エネルギー」や「健康・医療」、「ＩＣＴ関連」などの産業の重点的な育成に努めること。

②創業、協働支援

・創業予定者に対するコンサルティングをはじめ、総合的な創業支援策を実施すること。

・地域商業の活性化に向けて、空き店舗を活用し、商店街や小売市場などがＮＰＯ団体、芸術家、高校、大学、企業など地域団体と連携しながら新たな事業をつくりだす活動を支援すること。

・販路拡大や事業提携につながる多様なマッチングや交流事業を推進するとともに、目的別のセミナーやワークショップによる人材育成など、中小企業の経営力強化のための支援に取り組むこと。

③販路拡大

・海外ニーズに見合った「売れる製品」の開発や海外における販路拡大ができるよう、海外見本市等への出展をサポートするとともに、海外企業との商談会を企画・開催し、在阪企業へ商談機会を提供することで海外市場への参入を促進するなど、国際ビジネス活動支援の強化を図ること。

・デザイン性や企画・販売力を高めるクリエイティブ産業を創出・育成し、ものづくり企業などとのマッチングを通じて、高付加価値な新製品・サービス開発を促し、中小企業の取引・販路拡大を支援すること。

④統合型リゾート施設（ＩＲ）

・世界最高水準のＩＲをめざすのであれば、日本最大となる 20 万㎡の展示施設を建設し、アジアや欧米など世界をターゲットに多くの展示会等を誘致していくこと。

・新型コロナウイルス感染症の影響により、世界のＩＲ事業者も厳しい経営状況であるが、事業条件の遵守をはじめ、国が求めるＩＲ区域・施設に係る安全や健康・衛生の確保などについて、適切に事業者に求めること。

・2025 年大阪・関西の万博の開催に向けて、夢洲内での様々な工事が輻輳すると見込まれるが、万博の開催に悪影響が生じることを防止するため、関係先と十分に調整を図ること。

・ＩＲ事業用地の適正確保について、夢洲の土地課題対策に、港営事業会計から約 790 億を投入する件について、しっかりと市民への説明を尽くし、本市として、企業会計の管理に尽力すること。

⑤大阪港の物流とポートセールス

・大阪港が大阪・関西の経済活動や市民生活を支える重要な役割を担っていることに十分に留意し、「大阪港湾局」として大阪・関西経済の成長に向け、大阪港の物流機能をさらに強化すること。

・ＩＣＴの積極的な活用や、貨物量の増加に対応した適切な施設整備を進めていくこと。

・大阪港が、関西の産業の国際競争力強化と市民生活の安定に貢献し続け、ステップアップしていくために、ＩＴ化や脱炭素化への取組など、新たな課題に対応しながら、夢洲の物流機能の維持・強化にしっかり注力し取り組むこと。
・大阪港の物流面での利便性が損なわれることのないよう、土地需要への対応も含め、夢洲の物流機能を強化すること。

⑥食の安全

・中央卸売市場については、値決め市場の性格を持つ西日本の中核的拠点であり、より一層の生鮮食料品等の安定供給に努めること。また、中央卸売市場を取り巻く環境が厳しい状況にあることから、現状の市場環境の課題を精査し、運営面においても、場内業者の経営状況に十分配慮し、必要に応じて指導・監督を行いつつ、取引方法の改善合理化の促進、市場当局自身のより一層の管理運営の効率化を図るとともに市場の活性化に努めること。
・南港市場については、消費者や生産者から信頼される安全で安心な質の高い食肉流通の拠点施設として、設備等の老朽化やＨＡＣＣＰ型管理手法などさらなる衛生水準の高度化にも対応できる施設整備を進め、市場機能の向上に努めること。
・輸入食品の安全性確保のため国に対して対策の強化を要望するとともに、大阪市においても検査を強化すること。
・集荷機能・創荷機能の充実を図ること。
・なにわの伝統野菜やブランド肉の支援を図ること。
・食品ロス対策の取組の一つである、フードドライブは、食品ロスの削減だけでなく、日々の食事に困窮している家庭への支援になることから、なお一層取り組むこと。

（３）労働・就労

「働く」だけでなく「働き続ける」ことにも困難を抱える若者、女性から高齢者は市民の 25%（73 万人）を超えています。一方で大阪経済を支える中小企業も人不足は深刻です。

この働きたいと願う市民に、働けるチャンスを拓くことは、大阪市の一番の基本の成長戦略です。大阪府では「ハートフル条例」が平成 31 年 4 月より改正され、「①障がい者を障がい者等と対象を拡大」「②公契約を活用した就労支援の実現」「③中間支援組織を認定し、当事者支援と企業支援で就労支援を促進」し、府が民間に発注する業務に「はたらく支援の仕組み」を組み込む動きが始まり、東京都においても就労を希望する全ての都民への就労支援に関する「都民の就労の支援に係る施策の推進とソーシャルファームの創設の促進に関する条例」が令和元年 12 月に施行されました。

・本市でも、ＳＤＧｓターゲット１２．７「国内の政策や優先事項に従って持続可能な公共調達の慣行を促進」や対象を限定した属性別・対象別の就労支援のみならず、働く場である企業が「多様な人材」を受け入れられるよう人材対応型環境整備の支援も含めた包括・総合的に支援できる、「はたらく市民応援条例（案）」の検討や「就労支援総合ビジョン」などの策定を進めること。
・行政の「就労支援」と言われる活動や事業は様々で、共通した理解がない状態。就労支援は「福祉施策」でもあり「教育施策」でもあり「産業施策」でもあり「雇用施策」でもある。「就労」という切り口で、大阪市が行っている「雇用施策」「福祉施策」「教育施策」「産業施策」の現状と課題を明らかにして、それぞれの局や課がどの部分でどのような役割、機能を果たしているかを整理したうえで、必要な支援の全体像を明らかにすること。

８．適正なガバナンス・未来への投資

（１）適正な人員配置

技能労務職員については、市政改革プラン 3.1（市政改革プラン 3.0 の中間見直し版）」において、人員マネジメントの推進が掲げられ、市長部局で 400 人の削減が目指されています。

・今後、職員をゼロにするわけではないのだから、技術の継承の観点から課題を整理して、計画的に採用すること。
・突発的な事態や複雑化、多様化する市民のニーズにも柔軟に対応できるよう、専門職についても安定的な人員体制を構築すること。
・専門性が高い業務の委託も課題があり、委託した業務の評価ができない、受けてくれる民間事業者がいないなどの課題があるため、検証に取り組むこと。

（２）適正な公共調達

・指定管理者選定に際しては、応募者が１者（共同体含む）にとどまる施設が散見される。指定管理者制度のみならず、委託事業の公募においても、応募者が１者のみや入札不調・参加者不在とならぬよう、事業者・有識者等の意見を汲み取るラウンドテーブルを設置するなど、適正な業務内容や公募条件の設定に努めること。
・大規模な庁舎清掃等で実施している総合評価一般競争入札のみならず、SDGs ターゲット 12.7「国内の政策や優先事項に従って持続可能な公共調達の慣行を促進」するためにも公共調達を活用し、就労支援や環境、地域課題、人権施策等の社会政策の実現に努めること。

（３）進展のない未利用地・高架化工事

・未利用地の活用を進めること。
・朝夕のラッシュ時に開かずの踏切となっているＪＲ大和路線の高架工事を国と共に取り組むこと。

９．共生と人権

（１）国際人権都市大阪市の実現

大阪市は、「国際人権都市大阪」の実現を目指し、一人ひとりの人権が尊重される社会を実現することが一層必要だとする「人権尊重の社会づくり条例」を制定しています。

・多文化共生施策の推進に関する指針・行動計画等、昨今の社会情勢に鑑み必要となる個別の人権課題への対処については、こうした条例の考え方を踏まえ適切に実施すること。

（２）多様な人が参画できるルールの策定

本市は全国に先駆けてヘイトスピーチ条例を作りました。障がい者差別や部落差別の解消のための条例、民泊と住民生活の関係、156 ヶ国 15 万 396 人（2022 年９月末）の外国人住民を新たな隣人として受け入れることなど国際都市に変貌する大阪市に新しいルールが必要という提案もあります。

①「ヘイトスピーチ対処条例」の強化

・川崎市では、ヘイトスピーチなどの差別的言動を禁じる条例が 2019 年 12 月 16 日に制定されました。具体的には、「勧告」「命令」を行いそれにも従わない場合、個人の氏名や団体名称、住所などを公表するほか、刑事告発して 50 万円以下の罰金に処する内容になっている。大阪市においても現条例にもとづく取り組みや実効性を検証し、他市の取り組み等や条例制定の動きをヘイトスピーチ審査会等で議論し、現行条例の強化に努めること。

②部落差別解消推進法の具体化

鳥取ループ・示現舎「部落探訪」や「同和地区研究所」に代表されるように、インターネット上において「被差別部落の所在地」などが流布され、部落差別を温存・助長する行為が後を絶ちません。

・インターネット上でヘイト情報や部落差別情報が氾濫していることをふまえ、メディアリテラシー教育のみならず、学校現場における生徒への部落問題学習を推進すること。
・市の職員が部落差別に関する差別的な落書きを行った事実を踏まえ、自治体職員や学校園の教員などに対する部落問題研修を継続実施し、その効果を検証するなど、再発防止策を講じること。

・インターネット上における差別の法規制について国に対して要望すること。
・大阪市内や大阪市民等を対象とした、インターネット上における差別等の事実関係や事象を把握し、法務省などへ削除要請する「モニタリング活動」の実施を検討すること。
・法務省が実施している部落差別解消推進法６条に基づいた調査のみならず、大阪市の実情に応じた施策を講じるためにも、独自に部落差別やその生活実態把握に関する調査を検討すること。

③多様な人が参加参画できるプラットフォームづくり

・共生と人権を包括したような条例と、個別テーマの政策、条例が絡み合って、人が優しくなれる大阪市を発信するための仕組み（条例など）づくりに向けて、多様な人が参加参画できるプラットフォームづくりを進めること。

④住民投票における外国人住民の投票権

・住民投票を行う場合は、永住者など一定の条件を満たす外国人住民にも投票権を認めること。
・「大阪市廃止・特別区設置住民投票」で課題となった大都市法・大都市令関係法令の改正を引き続き国へ求めること。

⑤台湾有事に関する危機管理対応

・台湾侵攻がなされた場合の影響を想定し、本市においても危機管理対応の再点検を行い有事に備えるとともに、人道的な観点から積極的に避難民の受け入れを行うなどの取組についても検討すること。

10. スポーツ・芸術文化を楽しむ権利の保障

2021 年には東京オリンピック・パラリンピックが開催され、全国で障がい者スポーツや芸術文化振興が推進されています。また、高齢化社会を迎え、健康の維持促進の観点からも、日常的な生きがいとしてのスポーツや芸術文化活動は重要です。

・誰もがスポーツ・芸術文化を楽しめる権利を保障する観点から、障がい者や高齢者スポーツ・芸術文化活動の推進のために、講習会の開催や設備設置等の必要な支援策を講じること。
・そのために、あらゆる人々がスポーツを楽しめ、文化を通じていきいき活動できるよう、大阪市スポーツ振興計画や大阪市文化振興計画を着実に実行し、必要な支援を推進すること。
・大阪市と包括連携協定を結んでいる、セレッソ大阪（サッカー）、セレッソ大阪ヤンマーレディース（サッカー）、ＪＴマーヴェラス（バレーボール）、クボタスピアーズ（バレーボール）、オリックス・バファローズ（野球）、大阪エヴェッサ（バスケットボール）、レッドハリケーンズ大阪（ラグビーフットボール）、サントリーサンバーズ（バレーボール）の８つのチームが、大阪市を拠点としていることが意外と知られていない。わがまちのチームとして応援できるようなきっかけとなる身近なところで出会い、つながる取り組みを進めること。

11. 市民のくらしと緑化推進について

（１）公園の整備事業計画

都市公園はうるおいある豊かな都市環境を形成する緑の拠点であり、市民のレクリエーションとコミュニケーションの場として、また、災害時の避難場所としてなど、さまざまな役割を持ち、地域の核となる重要な施設です。

・公園の計画、整備においては、こうした公園の基本的な考え方や地域の特性にも配慮した計画を策定し、それを基本としながら、多様化する市民ニーズに対応し地域の住民により親しまれ活用される公園となるよう、例えば親子でのキャッチボールや高齢者のゲートボール等、球技もできる多目的広場を設置するなど、個性豊かな公園づくりを進めること。
・「自然と人間の共生」という「国際花と緑の博覧会」の基本理念を継承し、花と緑あふれるまちづくりを進めるため、「新・大阪市緑の基本計画」に基づき公共緑化や民間緑化及び緑化の普及

啓発を積極的に推進されたい。また、花博開催地である鶴見緑地においては、みどり豊かな特性を活かして持続的な魅力向上を図ること。

・健康で緑豊かなうるおいのあるまちづくり及び災害に強いまちづくりを推進するため、都市公園等の緊急かつ計画的な整備及び指定管理者制度を活用して適正管理を推進すること。

・公共施設の屋上緑化モデルの実施などを通して、都市におけるヒートアイランド現象の緩和、良好な自然的環境の創出のため、民間建築物の屋上緑化を推進すること。

・既存公園の再生、活性化のため、市民ニーズに対応しながら、計画的な公園の改修や遊具の安全対策など、安全・安心な公園づくりを推進するとともに、環境にも配慮した良好な維持管理に努めること。

・公園をはじめ市民利用施設等トイレについて、利用者が安心かつ心地よく利用できるよう、トイレのリニューアル時には男女別トイレとすること。

（２）「公園愛護会」「ふれあい花壇事業」「種から育てる地域の花づくり事業」

団塊の世代の退職後の居場所づくりが求められている。地域のボランティアで行われてきた「公園愛護会」「ふれあい花壇事業」「種から育てる地域の花づくり事業」は美化・保全活動の側面だけでなく、どれも年齢制限はなく、世代交流の場としても活用でき居場所づくりの一つとして再認識される事業である

①公園愛護会

・地域住民の「庭」であり、市民の共有の財産である公園の管理は、公園を設置している大阪市だけでなく、地域住民が「公園愛護会」を作り、日常的な公園の美化及び保全に関する活動として協力いただいている。大阪市では 70 年以上前から公園愛護会があり、長年継続されている。今後も公園の良好な環境の維持を図るとともに、地域住民のコミュニティ活動の場となるよう取り組むこと。

・また、公園愛護会活動が継続出来るよう、公園愛護会の交付金に加え、地域住民が交流事業を実施できるよう公園の維持管理に取り組むこと。

②ふれあい花壇

・「ふれあい花壇事業」は、「公園をきれいに」「わが町で花づくり」といった住民の要望に応え、公園の一角を地域住民に提供しこれまでに市内300か所以上の公園で取り組まれている。公園は、性別や年齢を問わず誰もが気軽に足を運べる場所であり、地域の交流の場として適している。市民のボランティア参加を促進するため掲示物や広報でさらなる周知を行うこと。

③種から育てる地域の花づくり事業

・「種から育てる地域の花づくり事業」では、市民が種から花を育て、その花を公園や区役所、学校などに植えることで、きれいで美しいまちづくりを進めている。技術支援や花壇づくり、花の育て方の相談、要望に十分に対応し、市と住民の協働による維持管理を行うこと。

（３）児童遊園への補助金

・児童遊園については、都市公園と同じような役割を果たしていることを踏まえ、地域による運営管理に対して、安全性の維持向上の視点から支援を継続、推進すること。

（４）公園のにぎわいづくり

・公園の活性化や地域のにぎわいづくりにつながるように魅力ある施設の設置や利用者ニーズに応じたサービスの提供について民間活力を導入すること。

・市民が身近にスポーツを楽しめるよう、スポーツ施設の整備充実（例えば、ジョギングコース、フットサルやニュースポーツの拠点づくり、ナイター設備、全天候化など）を図るとともに、遊休地の活用も図ること。

（５）街路樹

・街路樹の定期的な剪定、散水については、近年の予算が人件費の上昇などにより、実質的に減少した結果、実施の遅れが出ていることに対して、住民から困惑や要望の声が多数出ているところである。適正な予算措置の下、遅滞無く事業が実施されるよう、見直しを行うこと。

（６）都市型農業の振興

・新たな農地制度の円滑な実施に向けて取り組むとともに、なにわの伝統野菜をはじめとする市内農産物の需要拡大などにより、市内の生産緑地農地の保全と緑地空間の確保に努め、都市型農業の振興を図ること。

（７）水辺空間づくり

・河川は、都市のなかの貴重なアメニティ空間であり、都心部を流れる道頓堀川については、沿川のまちづくりと一体となった、水辺の賑わいづくりを推進されたい。また、住居系地域においてはゆとりやうるおいを感じることができる水辺空間づくりが求められており、住吉川等の環境整備を推進すること。さらに、国の直轄管理の大和川、淀川においても、国・府・市が幅広く連携し、早期の環境整備、改善に取り組むとともに、河川敷を今後もスポーツ利用の場として利用できるよう、国への働きかけに努めること。

（８）港湾環境の保全改善

・港湾環境の保全及び改善について、常吉西臨港緑地等の臨港緑地が市民生活と直結する大切な施設であることを踏まえ、除草や清掃、施設の補修など適切な維持管理に努めること。

12. 環境対策

（１）気候変動問題について

国際社会では、地球温暖化による影響の深刻化を「気候危機」と捉えるようになってきており、大阪市会では、気候変動の危機的状況を受け止め、「気候非常事態宣言」を決議(令和２年３月)しています。「大阪市地球温暖化対策実行計画」においても、2050 年の温室効果ガス排出量実質ゼロを達成した「ゼロカーボン　おおさか」の実現という未来に向け、2030 年度の温室効果ガス排出量を2013 年度比で 50%削減する目標を掲げています。

①大阪市地球温暖化対策実行計画

・「大阪市地球温暖化対策実行計画」に基づき太陽光発電や電気自動車の普及、省 C02 技術の導入などによる地球温暖化対策を積極的に推進すること。また、暑熱対策やエネルギーインフラの拡充によるレジリエンスの強化など気候変動への適応策推進すること。

・大阪市域における温室効果ガスの排出削減量など地球温暖化対策の取組について、具体的な数値を示して進捗管理すること。

・市民の皆さんがあらゆる場や機会を通じて主体的に参加できるよう支援を要望。

・持続可能な社会の実現のため、2050 年「ゼロカーボン　おおさか」実現への具体的な道筋を示すとともに、大阪市が環境を重視しているということを市長自ら積極的に発信し、市民、事業者と協力して目に見える取組を進めること。

②おおさかヒートアイランド対策推進計画

・「おおさかヒートアイランド対策推進計画」をはじめ、「風の道」ビジョンなどにより今日的な環境問題への対応を引き続き図ること。

③自動車交通環境対策

・自動車交通環境対策については、道路管理者との連携のもと局地汚染対策を継続して推進するとともに、ハイブリッド自動車・電気自動車・燃料電池自動車をはじめとする電動車など次世代自動車の公用車への導入、及び普及促進を図り、広域的対策についても引き続き推進されたい。また、平成 21 年９月９日に環境基準の告示があった微小粒子状物質（ＰM2.5）について、国の動向を踏まえた対策を検討されたい。

・電気自動車等の普及促進のため、充電インフラの充実を図られたい。また、民間施設における充電インフラの整備についても促進に努められたい。・地球温暖化対策のほか、災害時の活用も想定し、廃棄物発電による電力を活用したＥＶごみ収集車の導入に取り組まれたい。

④大阪ブルー・オーシャン・ビジョン

・海洋プラスチックごみを発生させないための対策が重要であり、まず市民の海洋汚染防止の意識を高め、日常生活でごみを減らし、適正に分別排出する行動につなげていく取組を行うこと。

（２）大気汚染対策について

①アスベスト（石綿）対策の支援策について

大気汚染防止法改正(令和２年６月)により、業者が負担する石綿除去費用は大幅に増加しています。継続使用される建物の石綿対策には補助制度があるが、解体する建物は対象になりません。

・国や府に対し、解体時の石綿除去等の費用補助制度の創設を要望すること。

・大阪市として独自の支援策を検討すること。

・アスベストによる市民の不安を解消するため、民間施設対策をはじめとする環境対策及び健康対策を推進されたい。また、解体等工事に伴う飛散防止について規制強化された改正大気汚染防止法等に基づく取組を推進すること。

②路上喫煙対策について

・2025 年の路上喫煙の市内全域の禁止に向けて、路上喫煙対策委員会で十分な検討を行うこと。

・喫煙所の整備にあたっては、煙が漏れ出ない閉鎖型の喫煙所を基本とし、既存の喫煙所についても閉鎖型喫煙所に再整備を行うこと。

◆日本共産党大阪市会議員団

2024年度大阪市予算編成と当面の施策に関する要望書

長く続いたコロナ禍は落ち着きつつあるとはいえ、物価高騰による深刻な影響が、市民生活や中小零細企業の営業に暗い影を落とし続けています。

こうした時こそ、地方自治体は、切れ目なく独自の物価高対策を行うなど、市民の命とくらし、営業を守らなければなりません。

ところが本市においては、再来年開催予定の万博や、万博後のカジノ誘致に向けた大型開発には湯水のように税金を注ぎ込む一方、くらしや中小零細企業への支援は極めて不十分なままです。

かつてのような、大型開発に明け暮れる市政に未来は無く、またぞろ市民に大きな負担を押しつけることになってしまうのであり、「いつか来た道」を回避するためにも、市政運営のすみやかな転換がいま求められています。

関連経費が極端な上振れを続けている万博は、一刻も早く中止の決断をするとともに、カジノ誘致も断念し、市民生活に寄り添うことこそ、本市の最優先課題であると考えるものです。

市民の切実な声に真摯に向き合う、地方自治体本来の姿を取り戻す立場から、２０２４年度予算編成ならびに当面の施策について、以下要望します。

１、万博、ＩＲ・カジノを中止し「夢洲まちづくり構想」を抜本的に見直す

（１）万博中止の決断をすみやかに行う。

（２）賭博であるカジノ誘致は断念し、ＩＲ誘致のための開発を中止する。

（３）夢洲の土地利用については、本来の主旨にもとづく大阪港の浚渫土砂や建設残土、廃棄物を長期に受け入れる最終処分地として最大限活用し、緑豊かな緑地とするなど、地球環境にも役立つものに転換する。

（４）一般廃棄物の最終処分場の長期計画について、夢洲の終了時期が迫り、大阪湾広域臨海環境整備センター（フェニックス）についても 2032 年までの埋立計画しかない現状を重く受け止め、夢洲の延命化を含め長期的な計画及び、大阪市としての整備も検討する。

２、震災・災害対策を抜本的に強める

（１）防災予算を大幅に増額し、南海トラフ巨大地震等に対する防災計画を拡充する。

① 業務継続計画（ＢＣＰ）は、海溝型地震だけでなく直下型地震にも対応したものとする。

② 堤防等の耐震化計画は、南海トラフ巨大地震での最大級の震度、津波の高さに対応したものに見直す。

③ 南海トラフ巨大地震の津波における浸水被害の区域・期間を地域防災計画に反映し対策を講じる。

④ 台風・豪雨時の河川氾濫対策を確立する。

⑤ 大阪湾岸部における火力発電所など危険物施設への安全対策を抜本的に強化する。

⑥ 津波浸水予想地域に関しては必要な量の津波避難ビルの確保を急ぎ、避難を中心としたソフト対策を早急に策定する。また、住民への周知徹底をはかる。

⑦ 震災時ハザードマップの活用など、地域の実情に合わせた防災マップをすべての町内会・自治会での作成を目標に取り組む。そのために、職員による援助、助言等ができる体制づくりと必要な財政措置をとる。

⑧ 視覚、聴覚、身体障がい者及び高齢者等の情報取得困難者へも災害情報が周知徹底できる対策を講じる。

⑨ 大阪市避難行動要支援者避難支援計画の要支援者への避難支援プラン（個別計画）策定を徹底し実効ある避難計画を講じる。策定にあたっては地域任せにせず、本市が専門職員を配置する等、責任を持って推進する。

⑩ 学校での防災教育を充実させる。

（２）耐震改修促進計画を拡充・改善し、住宅の耐震化、公共施設、公的施設等の耐震化対策を急ぐ。

① 耐震診断・耐震改修工事補助制度は、高齢者・障がい者や低所得者への上乗せなど補助率、補助額を増額して、市民負担を軽減する等の抜本的拡充をはかる。また手続きを簡略化するなどして、使いやすい制度にする。

② 団地・マンションの耐震診断・耐震改修工事補助制度を抜本的に拡充する。

③ 家具等の転倒防止対策に関わる制度を創設し、特に、災害時要援護者については、専門家による家具の配置や固定方法等の助言などをおこなえるようにする。

④ 公共施設等の耐震化対策を強化する。

〈ア〉障がい者施設、病院、保育所、学童、特養ホームなど福祉施設の耐震化を促進する。民間の施設の耐震化にあたっては、「特定建築物耐震改修等助成制度」の利用条件緩和を国に求め、小規模福祉施設などにも適用できるようにする。

〈イ〉市営住宅の耐震診断に基づき、耐震改修工事をすみやかに実施する。

⑤ 避難所に指定されている地域の集会所等の民間建築物の耐震性を調査し、耐震性を確保する。公共性に鑑み、耐震補強工事費は全額助成する。

（３）災害発生時の応急・復旧対策を抜本的に強化する。

① 職員削減ありきを改め、災害発生時の職員の参集体制を検討・強化する。

② 要支援者の安否確認ができる体制をつくる。

③ 災害発生時の帰宅困難者へ、適切な情報伝達と避難場所の確保、支援の強化をおこなう。自治体間連携による帰宅困難者避難訓練計画を策定する。

④ 災害発生時の家具・ガラス等による被害を低減するため、防止器具の普及・啓発を強化する。

⑤ 家庭用災害備蓄物資のさらなる普及・啓発をおこなう。

⑥ 災害備蓄品の生理用品・紙おむつ・ミルクなどについて、当事者の意見をリサーチしたうえで、備蓄量や種類の充実も含めて強化する。

⑦ 公共施設内のエレベーター内に災害用備品の設置をおこなう。民間施設にも補助制度を創設し促進をはかる。

⑧ すべての避難施設に災害用備蓄設備を整備する。また、アレルギー疾患等の慢性疾患患者や、人工透析患者等のための非常食などの備蓄や、個々の病気や障がいの状況に合わせた薬品・用具を備蓄する。

⑨ すべての避難所に簡易トイレを備蓄する。また、広域避難場所においては、仮設トイレ汚水受け入れ施設の整備を急ぐとともにマンホールトイレ等の設置もすすめる。

⑩ 学校施設の給食室や家庭科室などにある調理器具を活用して炊き出し等ができるように、プロパンガスや簡易コンロなどを常備しておく。

⑪ 福祉避難所の対象となる要配慮者の概数が避難可能となる施設数を整備する。また、運営体制を強化する。

（４）一部損壊等の被害を受けた被災者を支援する制度を整備する。

① 一部損壊以上の被害認定を受けた住宅・店舗・工場等の補修に対して、大阪市として独自の支給金制度をつくる。

② 大阪市耐震診断・改修補助事業の適用条件を緩和し、一部損壊や半壊の被害を受けた住宅でも活用できるよう改善する。

③ 被災者の転居費用を支援する制度をつくる。

④ 国保料・介護保険料・後期高齢者保険料などの減免制度を一部損壊被災者にも適用する。
⑤ 大阪府に対して木造住宅耐震補助制度の適用要件の緩和と予算枠の拡大を要望する。
⑥ 国に対して、被災者生活再建支援法の適用基準を見直すとともに、「一部損壊」世帯への支援対象の拡大、支給限度額の 500 万円への引上げを要望する。

（５）消防力、救急体制の抜本的拡充を急ぐ。
① 消防の広域化はおこなわない。
② 「消防力の整備指針」の整備目標を達成する。
③ 「消防活動困難区域」への耐震性地下貯水槽の整備をいっそう促進する。その際、飲み水にも供用できる飲料用耐震性貯水槽の設置カ所も併せて増設する。
④ 救急隊は、救急出動件数の増加等を踏まえ、体制強化をはかる。また、救急車の有料化はおこなわない。
⑤ 「救急安心センターおおさか」については、範囲拡大にふさわしい設備と人員体制を拡充させる。
⑥ 救急の受け入れ病院の確保に努め、救急車の長時間待機を解消する。
⑦ すべての公共的施設にＡＥＤ（自動体外式除細動器）の設置をすすめ、維持管理を適切におこなう。

（６）局地的大雨、いわゆる「ゲリラ豪雨」に対応できる浸水対策を強化する。また、地下鉄及び地下街の、耐震化、津波浸水対策や河川氾濫、「ゲリラ豪雨」による浸水対策を抜本的に強化する。

３、新型コロナウイルス及び新たな感染症対策を強化する

（１）感染症対策の強化
今後の対策に生かすためにも、なぜ全国最多の死者数が常態化したのかを真摯に分析・検討する。

（２）保健所等の機能を充実させる。
① 保健師を増員するとともに、各区の保健所の復活をめざす。区医師会との連携を強化し、公衆衛生体制の再構築を図る。
② 保健所や保健福祉センター機能強化のため、各区の保健部門の責任者は医師をあてるとともに、「新型感染症」「食品偽装」等々の対策を強めるために、保健師・精神保健相談員・高齢者相談員・検査技師・衛生監視員等を増員する。
③ 地域密着型の公衆衛生活動を推進するために、区役所での公衆衛生機能の強化、衛生・環境等の監視員の配置による体制強化を早急にはかる。
④ 保健所とすべての保健福祉センターに、常勤の歯科医師、歯科衛生士を配置するなど、乳幼児から高齢者まで一貫した口腔保健対策を確立する。
⑤ 人材育成に努める。

４、市民のくらし・健康・福祉を最優先する地方自治体に

（１）地域活動の充実・発展、地域の活性化のために全力をつくす。
① 地域活動協議会の活動に対する補助金は、75％を限度とするのではなく、活動に見合った額に拡充する。
② 地域活動への支援を中間支援組織任せにせず、地域専任の職員を配置するなどして、担い手づくりや課題解決にも取り組む。
③ 区民・市民の財産である市有地は売却ありきとせず、住民の要望を踏まえた活用をする。

（２）地域福祉活動をいっそう充実させる。
① 福祉コーディネーター制度の拡充をはかる。

② ふれあい食事サービスや老人憩いの家などへの補助金の削減をやめ拡充する。
③ 区社会福祉協議会、市社会福祉協議会への補助金の削減をやめ拡充する。

（３）区役所住民情報業務（窓口業務等）の民間委託をやめる。

（４）高齢者の尊厳と命を守る医療を実現する。
① 高齢者を差別する「後期高齢者医療制度」を廃止するよう国に求める。
② 後期高齢者医療保険料の独自減免制度の創設などを府広域連合に求めるとともに、大阪市も必要な財政措置をとり、高齢者の負担軽減策を講じる。
③ 後期高齢者医療保険料の減免特例措置の継続を国に求める。
④ 70～74 才の高齢者の医療費窓口負担を１割に戻すよう国に求める。
⑤ 75 歳以上の医療費２割負担をやめるよう国に求める。
⑥ 高齢者の医療費無料制度を創設するよう国に求める。

（５）介護保険を安心して活用できる制度に改善する。
① 2024 年度の制度見直しにおいて要介護 1・2 の方の保険給付外し、介護保険サービスの利用料 2 割・3 割負担の対象拡大などを実施しないよう国に求める。
② 国庫負担を直ちに 35%に引き上げるとともに、計画的に 50%に引き上げるよう国に求める。
③ 一般会計からの繰り入れをおこない、１号被保険者の保険料の値上げをやめ引き下げを行う。
④ 収入基準の緩和など、保険料減免制度を拡充する。
⑤ 施設運営の安定化と介護労働者の労働条件を改善するため、介護報酬を引き上げるとともに、介護報酬とは別枠で公費を投入し、介護労働者の賃金を月３万円以上引き上げるよう国に求める。
⑥ ケアマネージャー１人当たりの受け持ち基準を見直し、報酬を引き上げるよう国に求める。
⑦ 低所得者のすべての介護及び介護予防サービス利用料を３％に軽減する。また、居住費や食費などの施設利用料負担の軽減措置を講じる。
⑧ 介護認定について、高齢者の実態と認定結果に著しい乖離がないか、定期的に実態調査し、防止策を講じていく。
⑨ 要支援要介護認定は、速やかに行えるよう改善をはかる。
⑩ 「地域包括支援センター」は、地域密着型にふさわしい設置数に増やして、委託料を増額し、専門職の安定的な人材確保をおこなうなど、体制を強化する。
⑪ 待機者を早急に解消するため、特別養護老人ホームの建設については実態に見合うよう計画を立て、実施する。そのために、市遊休地の活用を図る。

（６）市独自の高齢者福祉施策をいっそう充実させる。
① 「敬老優待乗車証（敬老パス）」の利用乗車料金（50 円）の徴収を中止し、元の無料制度にもどす。
② 上下水道料金福祉措置を復活させる。
③ 介護サービスから除外されている高齢者を対象に、その生活実態に則し、ヘルパーによる家事支援や介護ベッド・電動車いすの貸し出しなど、市独自に必要な介護サービスを保障する。
④ 高齢者の外出支援サービスを実施し、訪問理美容サービスへの支援を復活させる。
⑤ 「高齢者住宅改修費助成事業」については、所得制限をなくし、助成限度額を引き上げるとともに、対象工事を拡大する。また、手続きを簡略にする。
⑥ 高齢者への家賃補助制度を新設する。
⑦ 高齢者福祉電話の基本料金等の無料化を復活させる。
⑧ 高齢者の在宅での「熱中症」対策として、クーラー設置補助・クーラー稼動電気料金補助制

度を新設する。

⑨ 紙オムツなどの介護用品支給事業について、ヘルパー介護の単身者や入院・入所者も対象にする。家族の所得基準を撤廃するなど、いっそうの拡充をはかる。

⑩ 加齢性難聴に対する補聴器購入補助制度を創設する。

（７）国民健康保険制度の改善をはかる。

① 国に対して、以下の項目について強く求める。

〈ア〉保険証を廃止しないよう強く求める。

〈イ〉国庫負担率の引き上げをおこなう。１兆円規模の公費拡充により協会けんぽ並みの保険料にする。

〈ウ〉保険料算定における平等割・均等割を廃止し、所得に応じた負担にする。

〈エ〉国保法における資格証明書交付義務付け条項を廃止する。

〈オ〉福祉医療費助成の自治体独自施策を理由にした国庫支出金減額ペナルティーをやめるよう国に求める。

〈カ〉特定健診・特定保健指導状況に応じた後期高齢者医療制度交付金への制裁措置制度を廃止する。

② 府に対し、統一保険料の押しつけをしないよう要請するとともに、一般会計からの任意繰り入れを増やす。１人当たり年間１万円の保険料減額をおこなうなど住民の負担軽減を図る。

③ 保険料の算定にあたっては、被保険者の支出面なども考慮し、生活実態が反映されるものに改善するとともに、子どもの均等割を軽減する。

④ 短期保険証や資格証明書の発行はただちにやめる。

⑤ 保険料滞納世帯への短期保険証の窓口交付はやめ、すべて無条件に郵送にて交付する。

⑥ 保険料滞納世帯への財産調査・差押えはいっさいやめ、区役所窓口での個別事情に応じたていねいな納付相談に努め、強権的な取り立てはしない。子どものための学資保険の差押えはいっさいやめる。

⑦ 保険料減免制度の拡充をはかる。また、所得割の算定にあたっては、基礎控除に加え、高齢者・障がい者・ひとり親世帯などの特別控除をおこなう。

⑧ 所得減少による国保料所得割減免は、いつの時期の申請であっても年間賦課額に対する減免制度とする。

⑨ 医療機関窓口での「一部負担の免除、減額又は徴収猶予」の制度について、基準をいっそう緩和し、対象枠を拡大する。

⑩ 傷病手当・産休手当の給付制度を創設する。

⑪ 特定健診の対象年齢を「30 歳以上」に引き下げ、早期発見という本来の主旨にたち、かつての「基本健診項目」を含んだ健診を実施する。

⑫ Ｂ型・Ｃ型肝炎ウイルス検診については、一定の基準を設けて繰り返しチェックできるシステムに改善し、「ＢＵＮ（腎臓機能）」を加えるなど、検査項目を拡充する。

⑬ 特定健診対象者への個別案内通知や中小零細企業・個人商店などの事業主・従業員への配慮など、特定健診の受診率を抜本的に高めるための手だてを講じる。

（８）年金給付の引き下げをやめるよう国に求める。また国負担による月額５万円以上の最低保障年金制度の導入など、安心できる年金制度へ改善することを国に求める。

（９）国に対して、入院ベッド削減などの「医療費抑制策」の中止を求める。

（10）大阪府福祉医療費助成制度は、患者負担の引き上げをおこなわず、制度を拡充するよう府に求める。

（11）こども医療費助成制度は、所得制限につづき、一部負担金制度も撤廃する。国には制度創設、府に対しては制度の拡充を求める。

(12) 子どもたちのすこやかな成長と父母が働きつづけられる条件整備をすすめる。
① 「子ども・子育て支援新制度」の改善を国に求める。
② 公立保育所の休止・廃止計画を撤回するとともに、民営化計画を中止する。公立保育所をはじめ認可保育所を増やし、低年齢児枠の拡大に取り組み、すべての申請児が入所できるよう、待機児・利用保留児の解消をはかる。
③ 「株式会社立保育所」は増やさない。
④ 保育所の面積基準を 2011 年度までの基準に戻す。
⑤ 保育所の一歳児保育士配置基準を５対１に戻す。
⑥ 給食・おやつの改善や保育時間の延長、老朽化や劣悪な施設の改修、建替えなど、保育内容と施設の改善をはかる。
⑦ すべての保育所に、栄養士、看護師を配置し、子どもの安静室をつくる。
⑧ 産休明け保育を公立でも実施する。
⑨ 乳幼児健康支援デイサービス事業の事業者を増やすとともに、補助金のあり方を実態に見合ったものに改め、大幅に増額する。
⑩ アレルギー疾患をもつ入所児への除去食の給食を実施している民間保育所への特別の補助をおこなう。
⑪ ０～２歳児の保育料・給食費を含む子育て世帯の経済的負担を軽減する。
⑫ 公営・民営ともに保育士を増やし、賃金引き上げなど、待遇改善をはかる。
⑬ 家庭内、園内での児童虐待ゼロをめざして、対策を強化する。
〈ア〉児童相談所のケースワーカーや児童心理司の増員など、体制を抜本的に強化する。
〈イ〉一時保護所について設備の改善や職員増をおこなう。
〈ウ〉乳幼児家庭全戸訪問で面接できない家庭や、乳幼児健診で未受診の家庭を放置せず、状況をねばり強く把握し、必要な支援をおこなう。
〈エ〉就労支援や相談体制の充実など、ひとり親家庭の生活安定に繋がる施策を強める。
〈オ〉虐待防止、早期発見のためにも、子どもにかかわる地域の強力なネットワークの構築に行政が責任をもつ。
〈カ〉監査を強化し、保育実態を把握するだけでなく、子どもの安全確保に努める。
〈キ〉児童養護施設、乳児院など、被虐待児の受け入れ施設の配置基準を抜本的に引き上げる。
(13) 子どもの放課後対策事業を充実させる。
① 「放課後子ども総合プラン」にもとづく各種支援事業を活用し、学童保育に対する補助金の増額など、留守家庭児童対策事業の拡充をはかる。特に 19 人以下の施設への補助金を増額し、20 人以上の施設との格差を無くす。
② 「放課後児童支援員等処遇改善等事業」を活用する。
③ 障がい児加算を増額し、 障がい児支援に必要な支援員の配置に必要な支援を行う。
④ 複数学童施設に勤める放課後児童支援員を、有資格者として認める。
⑤ 国が予算化している放課後児童クラブ運営支援事業の「賃借料補助」を大阪市においても適用する。
⑥ 子どもの安全・安心、防犯のため「放課後児童クラブ送迎支援事業」を導入する。
⑦ 学童保育所が発行する、施設紹介・行事案内などの発行物を小学校内で配布できるようにする。
(14) 児童福祉法に定められた「児童館」を復活させ、当面、中学校区に１カ所の設置をめざす。
(15) 生活保護行政は憲法の精神にもとづいておこなう。
① 国に対して以下の項目について強く求める。
〈ア〉生活保護基準引き下げをやめる。
〈イ〉改悪された生活保護法を元に戻す。

〈ウ〉扶養義務者への援助強要はおこなわない。
〈エ〉老齢加算を元に戻す。
〈オ〉医療券を医療証に改める。
② 本市の生活保護行政を法に則って実施する。
〈ア〉「申請時の助言ガイドライン」などによる申請権の侵害をやめる。
〈イ〉扶養照会は行わない。
〈ウ〉収入申告を間違った受給者には、十分事情を聞きとり、親切丁寧な援助をおこなうと共に、根拠なく「不正受給」などの扱いはしない。
〈エ〉ケースワーカーの人員体制は、正規職員で国基準を守るとともに、有資格者を配置し、経験者の育成、研修の強化など、憲法と生活保護法にもとづいた対応力の向上をはかる。
〈オ〉警察ＯＢの配置や監視カメラの設置などはやめる。
③ 国に対する「医療費窓口負担の有料化」「失業者・高齢者等の適用範囲の縮小」「算定方式の変更による扶助費の削減」等の提案を撤回する。
④ 夏季・冬季一時金、交通料金等割引、上下水道料金福祉措置を復活させる。
⑤ 市民が自由に手にできるよう区役所窓口に、生活保護制度の「案内パンフレット」とともに申請書を置き、必要な人が生活保護を受けられるようにする。
⑥ 実態を無視した無理な就労指導や医療受給の抑制、子どもの進学断念を迫るような人権侵害は決しておこなわない。
⑦ 「特定健診」において「個別健診」しか認めないことや、申請しなければ受診券を交付しないなど、生活保護受給者への差別的扱いは中止する。
⑧ 生活保護受給者のフリーアクセス権を奪い、受療権を侵害する通院医療機関等確認制度（登録制度）は直ちにやめる。
⑨ すべての生活保護世帯にエアコン購入費・買い換え・修理の支給をおこなう。
⑩ 医療要否意見書を医療機関が区保健福祉センターに返送する際の郵送料等は市が負担する。
(16) 緊急援護資金の限度額を大幅に引き上げるとともに、行政が直接貸付事務をおこなうようにする。
(17) 野宿生活者等の対策を抜本的に強化する。
① 野宿生活者の定期的（月１回）な巡回相談をおこない、自立支援のための働きかけを強める。また、病弱・高齢などで就労できない人には生活保護を適用する。
② 自立支援センターは、個室化するなど処遇改善し、増設する。また、入居者については、「臨時のつなぎ就労」の場を確保しつつ、職業訓練などと結び、正規雇用や長期雇用などの就労対策を援助する。
③ 緊急雇用創出基金事業の拡充を国に求めるとともに、「あいりん」地域高齢者清掃事業などの抜本的な拡充をおこなう。また、公的就労の機会を保障、拡大する。
④ 野宿生活者等を支援するＮＰＯ法人や民間ボランティア団体の活動を援助する。
(18) 障がい者対策を抜本的に充実させる。
① 国に対して、以下の点について障がい者対策の制度改善をはかるよう要望する。
〈ア〉「応能負担」の原則を貫く。
〈イ〉障がい者（児）福祉施設への報酬は「月払い」制度にする。
〈ウ〉施設経営者の経営基盤の安定化と職員の労働条件改善をはかるために報酬を引き上げる。
② 障がい程度区分の認定については、障がい者本人の障がい程度の正確な反映を期するとともに、家族の実態もふまえた認定となるようにする。
③ 介護給付・訓練等給付・自立支援医療などの利用者の負担については、実態に見合ったものになるよう、次の市独自の施策を実施する。
〈ア〉月額負担上限額を国基準より低く設定し、差額を補助する。

〈イ〉個別減免制度の拡充をはかる。
〈ウ〉補足給付によって手元に残る金額が５万円以上となるよう、市が独自に補足する。
④ 移動支援事業については、利用目的による制限を撤廃する。
⑤ 重度・重複障がい者のための通所更生施設、授産施設、福祉工場、グループホーム、通勤寮を新増設する。
⑥ 肢体不自由児療育施設や障がい児の通所施設などに、重度加算金・重症児指導費等の補助をおこなう。また、通所についても保障する措置を取る。
⑦ 成人障がい者のための生活施設を増設する。
⑧ 「発達障がい者支援法」にもとづき、市として乳幼児期からの健診等の充実で、早期発見、早期支援ができる仕組みや専門的な医療機関の確保など、必要な体制をつくる。また、「発達障がい者（児）手帳」の導入など、発達障がいの独自の障がい認定制度の導入を国に求める。
⑨ 重度障がい者見舞金を復活させる。
⑩ 障がい者のタクシーチケットは、無条件にすべてのタクシーで利用できるように改める。
⑪ 大阪市として「障がい者に準ずる」認定は、介護保険制度で「要介護」の認定を受けたすべての高齢者まで対象を拡大し、税法での「障がい者控除」を受けられるようにする。同時に、「障がい者控除認定書」があれば、文化施設等の現行の障がい者サービスを受けられるようにする。
⑫ 重度・重複障がい児等で、タクシー通学の必要のある児童については、市が補助してタクシー通学を保証する。
⑬ 長居障がい者スポーツセンターの機能を強化する。
⑭ 65 歳以上の障がい者に対して、これまで受けていた障がい福祉サービスが継続できるようにする。

(19) 社会福祉施設利用者（児）の豊かな処遇を保障するために、民間施設の職員配置は、大阪市基準を適用し、必要な助成をおこなう。

(20) 住吉市民病院跡地に行政の責任で、住吉市民病院が担っていた小児・周産期の医療機能を引き継ぐ。

(21) 市民健診や感染症対策をさらに拡充・強化する。
① ガン検診について、受診者負担を無料にするとともに、子宮ガン検診を年一回の制度に戻し、体部検診も対象とする。
② ウイルス性肝炎・肝硬変・肝ガン患者への医療費助成制度を、一刻も早く実現するよう国に求める。
③ 結核・エイズなど、感染症対策の予算を増やし、対策を強化する。
④ 新型インフルエンザ等予防接種への市独自の補助制度を創設する。
⑤ 「ナイスミドル検診」を復活させる。

(22) 不妊治療費助成制度を拡充する。

(23) 難病対策を拡充させる。
① すべての難病治療での患者の一部負担をなくすとともに、難病患者が安心して療養できるよう支援施策の充実を国に求める。
② 特定疾患治療研究事業については、補助対象をさらに拡大するよう国に求める。
③ 2018 年４月に政令市移管された難病対策について、事業推進に必要な人員の確保など体制を整える。難病相談支援センターを設置する。
④ 難病見舞金を復活させる。
⑤ 難病患者の通院交通費の補助制度をつくる。
⑥ 難病患者の市職員採用の窓口を広げる。

⑦ 在宅酸素療法に必要な「酸素供給機器」の無料貸出制度をつくり、機器稼働電気代を公費で助成する。

⑧改悪されている「在宅血液透析」利用者への電気・水道代等の助成制度をもうける。

(24) ひとり親家庭への施策の拡充をはかる。

① 母子貸付資金の手続きを簡素化し、利用の促進をはかる。

② 大阪市立のスポーツ施設や文化施設が利用しやすいように、ひとり親家庭割引制度をもうける。

③ 「みなし寡婦（夫）控除」の所得制限を撤廃する。

④ ひとり親家庭の高校生への通学定期券購入費等補助制度を実施する。

５、公共交通を守り、充実させる

（１）地下鉄・バスは、市民にとって大切な公共交通である。大阪市が責任をもって、大阪メトロに対して安全の確保とサービスの維持・拡大を求めていく。

① 地下鉄駅の改札窓口の無人化方針を撤回する。

② 今里筋線地下鉄駅の１人体制を見直す。

③ ８号線今里以南は市会決議にもとづき早期に着工する。

④ 浸水対策を急ぐとともに、災害時の対応について啓蒙・啓発につとめる。

⑤ バスの路線・便数について、すべての市民の移動を保障する立場で抜本的に拡充する。

⑥ 地下鉄駅エレベーターの２ルート目の確保や、可動式ホーム柵の設置を急ぐ。

⑦ 歩きスマホ対策の強化など、安全対策を強める。

（２）コミュニティバス構築に市が責任を持ち、区役所と連携し、住民とともに身近な移動手段の拡充につとめる。

（３）「バリアフリー社会」をめざして、民営鉄道事業者に対してエレベーターや可動式ホーム柵設置を積極的に働きかけ支援する。

６、憲法・子どもの権利条約にもとづく教育をすすめる

（１）教育委員会の４ブロック化はやめる。

（２）競争と統制を激化させる教育行政基本条例と学校活性化条例は廃止し、学校現場への不当な政治介入をしない。

（３）校長公募は直ちにやめる。

（４）区長兼任の区担当教育次長は廃止する。

（５）小中学校選択制は廃止する。

（６）保護者・関係者の声を無視した乱暴で強引な学校統廃合はおこなわない。

（７）夜間中学校の統廃合は行わない。

（８）公教育の責任を放棄する小中学校・高校の公設民営化の方針は撤回する。

（９）まだ検証が不充分な小中一貫校・義務教育学校の設置方針は撤回する。

(10) いわゆる「ブラック校則」の見直しを速やかに行う。

(11) 内心の自由を侵す「日の丸」「君が代」の押付けはおこなわない。また、「新しい歴史教科書をつくる会」などの歴史教育を歪める動きに反対し、真理と歴史の事実にもとづく平和教育をおこなう姿勢を貫く。

(12) 義務教育費国庫負担率は、もとの２分の１にもどすよう国に求める。

(13) ゆきとどいた教育をすすめるため、１クラス 30 人以下学級を強く国・府に求めるとともに、本市独自に早期に少人数学級の実現をはかる。当面、小・中学校の全学年で 35 人学級をただちに実施する。障がい児の在籍で、実質 41 人以上となる学級の解消をはかる。

(14) 「習熟度別授業」の画一的な押付けはおこなわない。

(15) 子どもたちと学校を点数競争にかりたてる学力テストの学校別結果は公表しない。全国いっせい学力テストへの参加はやめる。市内統一テストはやめる。また、テストの結果を教員評価として扱わない。
(16) チャレンジテスト及びすくすくウォッチの中止を府に求める。
(17) 学校の民主的運営を阻害する教職員の評価・育成システムは中止する。
(18) 教育条件整備の充実をはかる。
① 中学校に続き、全学校園の体育館・講堂に空調設備を設置する。体育館照明のＬＥＤ化をすすめる。
② 校長経営戦略予算はやめ、学校維持運営費を大幅増額して、教育環境の向上をはかる。
③ すべての私立学校・園への私学助成を拡充する。
④ 雨漏り対策を直ちに行い、老朽校舎は早急に建て替えを実施する。プール、特別教室、トイレなど、老朽施設の改修をすみやかにおこなう。
⑤ 障がい児に適した養護学級教室への改修、エレベーター・障がい児用のスロープ・階段の手すり・洋式トイレなどの設置をすすめる。
⑥ プールの安全管理を徹底する。
⑦ 難聴児に対する、デジタル補聴援助システム（マイクと受信機など）を整備する。
(19) 学校園・地域における安全確保等をすすめるため、通学路にガードパイプを設置するなどのハード面の整備をおこなうとともに、安全指導員を学校に配置する。また、登下校時の地域住民による安全見守り活動を行政として支援する。
(20) 幼稚園教育の充実をはかる。
① 市立幼稚園の民営化・廃園はおこなわず、希望するすべての子どもたちが入園できるようにする。
② ３歳児保育の実施園を拡大する。
③ 幼稚園就園奨励費の拡充をはかるなど、私立幼稚園教育の充実をはかる。
④ 預かり保育は保護者負担の軽減をはかる。
⑤ 給食費等を含め、経済負担の軽減につとめる。
⑥ 幼稚園に事務職員を配置する。
(21) 教職員の増員と配置について
① 教員採用を計画的におこない、正規採用教員を増やすようにする。また、定員内臨時的任用教員はなくし、すべて正規採用とする。
② 教職員の待遇を改善する。
③ 教員の負担軽減をはかる。
④ 病欠・産休等の代替講師はすみやかに配置するため抜本的対策をおこなう。
⑤ 障がい児学級の教員を増員する。また、養護教諭をすべての学校に複数配置し、必要に応じて適正に看護師を配置する。
⑥ 発達障がい児童に求められる、教育・対応が充分保障できる人員を配置し、必要な教室・教材・備品を確保する。
⑦ 学校図書館の充実のためにすべての学校に専任、専門、正規の司書・図書館職員を配置する。
⑧ 児童・生徒の実情や教育現場の実態をふまえて、公正で適正な加配をおこなう。
⑨ 中学校市費事務職員を文部科学省の提言にもとづき復活する。
⑩ 「いじめ問題」等、様々な問題解決のためにも、大幅な教職員増と適正な人員を配置する。
(22) 豊かで安全、おいしい学校給食を教育の一環として充実させる。
① 学校給食の「民間委託」をやめる。
② 中学校給食は、すべて自校調理方式にしていく。

③ 全校園に食堂（ランチルーム）を設置する年次計画をたてて建設する。
④ 調理員の増員をはかるとともに、食育推進のため栄養士を全校に配置する。また、アレルギー対策を拡充する。

(23) 就学援助制度は、認定基準の緩和、支給内容などの拡充をはかる。
(24) 「大阪市こどもの生活に関する実態調査報告書」に基づき、こどもの貧困対策・ヤングケアラー対策を抜本的に強化する。
(25) 府に移管された特別支援学校について府に要望する。
① すべての教室、体育館に空調設備を設置する。
② 医療的ケアを必要とする子どもたちが安心して学校生活を送れるよう条件整備をおこなう。
③ 聾学校幼稚部、知的障がい特別支援学校の教室を増設し、教室不足を解消する。聾学校の校舎、寄宿舎改築についての方針を早急に示す。
④ 標準法をふまえて学級編制をおこない、子どもたちの障がいの状況にあった教職員の加配をおこなう。
⑤ 通学条件を大幅に改善するため、スクールバスの小型化や増車、タクシー通学の導入で 30 分以内の通学（自宅～学校）を確保する。
⑥ 給食は、障がいの実態に見合った献立、調理が保障できるよう充実をはかる。
⑦ 府へ移管後悪化した教育環境を改善させる。

(26) 府に移管された市立高校について、教育環境を充実するよう府に要望する。
(27) 市立デザイン教育研究所は存続し、拡充をはかる。
(28) 公立大学法人大阪の研究・教育条件を拡充する。
① 旧府立大学、旧市立大学それぞれの大学開学の精神や歴史と特色を継承する。
② 交付金の増額を図るとともに、自由な学問・研究を保障する。
③ 附属病院の安定的運営につとめる。特に、高度医療機器の更新をはじめとして施設設備の拡充をすすめる。また、看護師を増員し、労働条件を改善する。
④ 教職員の労働条件の改善、福利厚生の充実をはかるとともに、教職員、学生にたいするメンタルヘルス対策を講じる。
⑤ 授業料減免制度を拡充し、学生の学ぶ権利を保障する。
⑥ 「安全保障技術研究推進制度」いわゆる軍事研究制度に参加しない。

(29) スポーツは「市民の権利」であることを明確にし、その振興をはかる。
① 市民スポーツ振興のために施設、設備の建設や指導者の育成、クラブや団体への助成など、思いきった予算措置を講じる。
② 小・中学校の運動場・体育館・講堂・プールなどの施設の開放を民主的におこない、自主的なスポーツ活動の場を提供する。施設使用料は無料とする。

(30) 「子どもの権利条例」を制定する。また、「子どもの権利条約」の内容を児童・生徒、学校関係者に周知徹底するために全文パンフにして学ぶ機会をあたえる。
(31) 文化・芸術の振興をはかる。
① 旧大阪市音楽団は、大阪市直営に戻す。それまでの間、補助金は継続し抜本的に増額する。
② 「大フィル」・文楽への補助金削減をやめ、かつてのレベルに戻す。
③ 文化・芸術・芸能の専門家の活動支援を強化するとともに、小・中学校や高校の演劇鑑賞等への補助を拡充する。
④ 文化教育施設である博物館群にたいし、採算性･効率性を押し付ける地方独立行政法人化は直営に戻す。
⑤ 動物園は独立行政法人化を撤回し直営に戻す。

７、コロナ禍の影響や物価等の高騰から中小業者や市民、働く人を守る

（１）消費税を５％に減税するよう国にたいして働きかけをおこなう。また、インボイス制度の実施中止を国に求める。

（２）大阪市の公共料金の値上げはおこなわない。

（３）大阪市として雇用対策を強力に推進する。

① 行き過ぎた本市職員の削減は中止し、過重労働による精神疾患などが生じないよう、必要な人員を正規職員として確保する。技能職員のこれ以上の削減は中止し、新規採用を本格的におこなう。

② 「大阪市公契約条例」を制定し、官製ワーキングプアをなくすとともに、市民サービスや公共工事の質を向上させる。国に対しては、公契約法の制定を求める。

③ 国に対して、最低賃金を早期に時給 1500 円以上とするよう要望する。また、中小企業の賃上げに支援をおこなうよう国に求める。

④ 大阪市として「ブラック企業は許さない」のキャンペーンをおこなう。

⑤ ハローワークでの「ワンストップサービス」の拡充、および、労働者派遣法の抜本的改正を国に求める。

⑥ 大阪市として民間企業に正規雇用を強く働きかけるとともに、関経連・関西経済同友会・在阪大手企業などへ、「解雇４要件」の遵守および雇用確保の社会的責任を果たすよう強く働きかけ、身勝手なリストラをさせないようにする。

⑦ 未就労の青年の実態調査をおこなうとともに、職業訓練、就労セミナーの開催など、就労支援を強めるとともに、職業訓練履修までの間の生活費の支援などをおこなう。

⑧ 高卒未就職者の就労を確保するために、積極的に地元企業・経営団体へ協力を働きかけるとともに、新卒者採用の地元中小企業への、補助制度を創設する。

⑨ 離職者に対する「住居確保給付金」制度の周知徹底をはかる。

（４）中小企業対策を抜本的に強化する。

① 中小企業、個人事業者の実態を把握し行政が適切に対応できるように、「事業所実態調査」を系統的におこなうとともに、産業創造館などでの受発注機会拡大事業を拡充する。

② 各区に融資相談などの窓口を設置し、専門的行政職員を配置して支援を強化する。

③ 同業種・異業種交流やネットワーク化などの自主的とりくみや技術開発等に財政的な支援をおこなう。

④ 産業集積ごとに、経営支援・技術支援のできる「ものづくり支援センター」をつくる。

⑤ 「住宅リフォーム助成条例」を制定する。

⑥ 中小業者への官公需発注率引き上げの目標をもち、70%以上に増やす。

⑦ 保育所、特別養護老人ホーム、市営住宅、公園、生活道路など市民生活密着型公共事業を市内中小企業に発注する。

⑧ 小規模事業者登録制度を創設する。行政区ごとに事業者登録をおこない、公共施設で生じる簡易な工事・修繕などについて区内業者発注をすすめる。

⑨ 本市発注公共事業における、受注業者の責任を明確にするとともに、下請け業者等を保護するしくみをつくる。

⑩ 現行の小規模企業共済制度に国庫負担を導入し、「休業補償」制度を創設するよう国に働きかける。

（５）無秩序な大型店の出店を規制するとともに、商店街、中小業者への支援を抜本的に強化する。

① 「まちづくり三法」の抜本的見直しをはじめ、大型店の出店・撤退規制をもりこんだ法整備を国に求める。また、「大規模小売店舗立地法４条指針」を積極的に活用して、必要な規制措置を講じる。

② 商店街や個人営業者、中小小売業を「地域共有財産」と位置づけ、地域住民の生活環境の

保持と商業・文化の継承・発展をすすめる。
③ 空き店舗対策については、諸施策の抜本的拡充を国に求めるとともに、財政的支援を強める。
④ アーケード、カラー舗装の維持・補修・撤去への公的支援をおこなう。
（６）中央市場、東部市場、食肉市場の活性化と卸・仲卸業者の営業を守る。
① 指定管理者制度は導入せず、大阪市直営で続ける。
② 中央市場の現行家賃は、深刻な消費不況のなかで経営に大きな負担となっている。賃料を値下げして、営業が続けられるようにする。
③ 水道料金は各戸検針・各戸収納に是正する。
（７）中小企業融資制度を利用しやすいものに改善する。
① 国に対して「責任共有制度」の廃止を求める。
② すべての制度融資について金利や保証料の軽減など、拡充・改善を図る。
③ 条件変更中や家賃・公共料金の支払いの遅れなどがある場合でも、追加融資など柔軟な対応を講じる。
④ 事業計画書を重視した融資制度や「低利借換え可能な保証制度」の拡充など、中小企業がいつでも利用できる緊急融資を創設する。
（８）自営業者の家族従事者（業者婦人）の社会的・経済的地位の向上のために、市独自に実態調査をおこなう。所得税法第 56 条の廃止を国に強く求める。
（９）生産緑地法のもとでの市内農業の保護、育成のために農家の実情に見合った農業振興策を講じる。
① 生産緑地内で安心して営農できるよう、日照、用水、通行等を確保するなど、生産緑地にたいする施策を積極的におこなう。
② 生産緑地の追加指定を希望する農家には積極的に指定をおこなう。
③ 宅地化農地にも営農意思が確認できる限り、農業振興策等を講じる。

８、不要な巨大開発事業をやめ、コロナ後の社会を見すえた街づくりを推進する

（１）企業を誘致するための過度な優遇策はおこなわない。
（２）淀川左岸線二期事業及び左岸線延伸部、なにわ筋線、夢洲への鉄道延伸などの交通インフラ整備は中止する。
（３）リニア新幹線の建設は中止するよう国に求める。
（４）国際コンテナ戦略港湾の名のもとで計画されている必要性の乏しい主航路 16m浚渫や岸壁の延長は国に中止を求める。
（５）関西国際空港へは、いかなる名目であってもこれ以上の公金投入はおこなわない。
（６）「梅田北ヤード」の財界主導の開発に対する公金投入や税の優遇策はやめる。また、大阪城公園ＰＭＯ事業型の市民利用施設の運営委託はおこなわない。
（７）大規模公園は指定管理ではなく、本市直営で広く市民の憩いの場とする。
（８）小学校・区役所跡地など、市有地を民間に切り売りする計画は中止し、地域のニーズに応じて有効に利用する。
（９）安心して住み続けられる街づくりのために市営住宅を増やし、充実させる。
① 建て替え時に戸数減はおこなわず、新たにふやす計画をたてる。なかでも、福島区や中央区、西区など、市営住宅のない行政区には優先的に建設する。建て替え用地の民間への売却はやめ、市営住宅の建設にあてる。
② 火事被災者の入居を速やかに行う。
③ 市営住宅に市の責任で消火器を設置する。居住者の要望にもとづき、エレベーター内の防犯カメラの設置やピッキング対策など防犯対策を強化する。エレベーター閉じ込め事故の

再発防止対策を強化する。
④ 単身者向け住宅や子育て支援、ひとり親家庭の募集枠を増やす。
⑤ 期限付き入居制度は導入しない。
⑥ 市営住宅の維持管理、バリアフリーの推進など、補修予算を拡充する。共用部分の維持管理は、市の責任でおこない、高齢化の進んだ自治会に依存しない。
⑦ 市営住宅附帯駐車場については、介護・医療・来客などのための一時駐車をはじめ、必要なスペースの確保をする。
⑧ 市営住宅家賃の福祉減免制度は、所得を基準にした元の制度にもどす。また、市営特別・特定賃貸住宅で減免制度をつくる。滞納者にも適用するよう制度を改善し、制度そのものを周知する。
⑨ 家賃の滞納世帯については、安易な強制執行はしない。
⑩ 11 回落選特別措置は元にもどす。
⑪ 同居人の地位継承については、制限をもうけない。
⑫ 市営住宅での「独居死」防止プログラムを策定し、ケア付住宅など具体的施策をすすめる。

(10) マンションなど、民間住宅への援助を強め、安心して住み続けられる街にする。
① 新婚世帯向け家賃補助制度を復活させる。
② 分譲住宅購入融資利子補給制度を拡充する。
③ 建て替え支援など、民間分譲マンション居住者への援助を強める。
〈ア〉大規模修繕、駐輪・駐車場の増設、集会所の新設及び改築などへの助成制度をつくる。また、階段手すりやエレベーター設置など、バリアフリー化の助成制度をつくる。
〈イ〉通路・道路など、共有地への固定資産税・都市計画税の減免制度の拡充と条件緩和をおこなう。
〈ウ〉防犯カメラの設置補助制度は、エレベーターや駐車場などにも設置できるよう改善すると共に予算を増額し、改善する。

(11) 国に対して、UR 賃貸住宅再編、雇用促進住宅廃止などを見直し、公的責任を果たすように働きかける。

(12) 地域活動施設や公衆浴場などの固定資産税の減免制度を元に戻す。

９、ＳＤＧｓの立場に立った取り組みをすすめる

（１）「大阪市ファミリーシップ制度」の周知徹底につとめる。また婚姻届と同様に区役所でも受付できるようにする。

（２）大気汚染防止対策を抜本的に強化するとともに、公害被害者に対する新しい救済制度を早期に確立する。

① NO_2 環境基準の達成目標値は 0.04ppm 以下とする。そのために、大規模事業所の保有する自動車を対象に排ガス総量規制をおこなう。
② PM2.5 対策を強力に推しすすめるために、現行の全測定点（自排・一般）に測定器機を設置し、そのデータ集積と解析、対策に責任を持っておこなう。
③ 未認定・未救済の公害健康被害者を救済するための新しい制度をつくる。そのためにも患者の声を十分聞き、その実態を把握する。
④ 小児ぜん息患者の実態を調査し公表する。

（３）ストックホルム条約（ＰＯＰｓ条約）に新たに指定された有機フッ素化合物「ＰＦＯＡ」の汚染が、大阪市内で全国ワースト１の値が確認されている。汚染箇所の市民の健康被害なども含めた、徹底した実態把握調査を早急に行い、市民への啓発を行う。

（４）土壌汚染対策法の趣旨にもとづき、市民からの調査請求権を盛り込むなど、実効性のある大

阪市条例を制定する。

（５）プラスチックゴミ対策をはじめ、さらなるゴミ減量推進、環境汚染対策にむけて以下のとりくみを強化する。

① マイボトル・マイカップ推奨のために、公共施設等に給水スポットを増設し、広報に努める。

② ３Ｒ（発生抑制＝リデュース、再使用＝リユース、再生利用＝リサイクル）を徹底する。

〈ア〉リユース、リサイクル情報などの広報活動をおこなう。

〈イ〉分別品目の拡大でリサイクル率を向上させる。

〈ウ〉乾電池、蛍光管などの回収拠点を増やし、缶・瓶・ペットボトルの分別収集強化や容器包装以外のプラスチックについては可燃ゴミとせずに資源化をすすめる。

③ 資源集団回収活動への啓発や助成の増額をおこない、草の根からのリサイクル運動をすすめる。

④ 不法投棄対策を強化する。

⑤ 一般家庭系ゴミ収集の民営化は中止し、公営に戻す。

（６）アスベスト対策を強化して、市民の健康を守る。

① アスベストが使用されている公共･民間建築物を「アスベスト調査台帳」として早急に一元管理をおこなう。

② 市担当部署に建築物石綿含有建材調査士を配置するとともに、市職員の意識向上をはかる。

③ アスベストの健診を復活させる。

④ 解体時のアスベスト有無を確認し、飛散防止対策を強化する。

⑤ 民間建築物等のアスベスト撤去費用について、「大阪市環境保全設備資金融資」（アスベスト除去工事等）の復活や補助を充実させる。

（７）地球温暖化・ヒートアイランド対策を抜本的に強化する。

① 本市のあらゆる施策について、温室効果ガス削減の観点から総点検をおこない、是正する。

② CO_2 排出量削減をすすめる。

③ 公園整備を促進し、街路樹を大幅に増やすなど、緑化対策を抜本的に強め、緑被面積を大幅に増やす。

（８）阪神高速道路西大阪線の安治川から大正西区間の料金を無料にするなど、43 号線の渋滞緩和と沿線の環境改善をはかる。

（９）公園樹・街路樹の一方的な伐採をやめ、公園や緑の空間づくりを積極的にすすめる。

① 「緑被率 15%」をめざして緑の空間を大幅に増やす。一人当たりの公園面積を７㎡においた計画を具体化し早期の実現をはかる。また、都市公園整備の目標を大きく改悪した新･大阪緑の基本計画は見直す。

② 景観三法にもとづき、公共施設の屋上や公共スペース等も含めて緑の空間を大幅に増加させる。

③ 利用者や地域住民の意見を汲み、公園に街灯・トイレ・時計・チャイム・ベンチ・水道設備などを設置、拡充する。

④ 樹木の管理や雑草除去等の公園管理の予算をふやす。

⑤ 児童遊園補助を元に戻す。

⑥ 公園の遊具については、子どもたちの安全を第一に管理する。そのために系統的な定期点検と専門家による点検をあわせておこない、遊具に点検シールなど貼り付ける。また、砂場における犬猫の糞尿対策を抜本的に改善・強化する。

⑦ 公園用地などの計画決定においては、公園化の実現まで長期にわたる見通しの場合、地権者とよく話し合い、意向をくみ上げて善意の協力を無にしないようにする。

⑧ 休止している水景施設（せせらぎ）を原則的に廃止するとの方針は撤回する。
⑨ 様々な用途（スケートボード、ボール遊び等）にこたえる公園の整備をすすめる。
⑩ 公園の整備にあたっては、パークＰＦＩ方式は採用しないこと。

(10) 各駅や市場・商店街の周辺に集中台数に見合う自転車置場を設置する。有料駐輪場の利用料の減免制度を拡充する。

(11) 歴史と文化のかおる大阪市を創る。
① 下町に残る町並みの保存や自然環境の保全・修復をめざす対策をとる。
② 地区計画や景観条例などを活用し、無秩序な開発を防止する。
③ 御堂筋の景観保護の立場から、規制緩和等はおこなわない。

(12) 生活道路等の補修予算を増額するとともに、私道上でも必要な箇所には道路照明灯を設置すること。現在町会が管理している防犯灯については、維持管理が困難になり、廃止の箇所も増えている現状を調査把握し、電球の取り替えや電気代なども含め、大阪市の責任で維持管理を行う。

10、原発から自然エネルギーへの転換をはかる

（１）国に対して即時「原発ゼロ」に向けて以下の点を求める。
① エネルギー基本計画については、低エネルギー社会への移行を前提とし、すべての原発の廃止と自然エネルギーへの抜本的転換を明記する。
② 自然エネルギーの普及をはかり、固定価格買い取り制度はすべての自然エネルギーを対象とし、価格や年数などインセンティブが働くようにする。現行の電源開発促進税を財源にあてるなどして、消費者への負担が増えない形とする。
③ 原発運転期間の延長はしない。

（２）関西電力に対して、以下の点を求める。
① 原発の再稼動をしない。
② 原発を廃炉にし、プルトニウム利用を中止する。
③ 発電所ごとの運転状況、大阪市域の消費電力量などの情報を公開する。

（３）大阪市防災計画に、大阪市域全体を視野に入れた原子力災害対策を確立した原子力災害編を設ける。
① 関西電力と「原子力発電所の安全確保等に関する協定」を締結する。
② スピーディ（緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム）を使った被害予測をおこなう。
③ 大阪市独自の核種毎の放射線量モニタリング体制を確立し、情報を公開する。

（４）太陽光パネルの設置補助制度を復活させる。

11、安心・安全・低廉で安定した水道事業をすすめる

（１）水道事業の民営化を断念し、公営で続ける。広域化はしない。

（２）浄水場のダウンサイジングを急ぐとともに、遅れている管路や浄水施設の耐震化を抜本的に強化する。

（３）社会福祉施設への上下水道料金の福祉減免を復活する。

（４）災害時の飲料水確保のためにも貴重な自己水源を確保する。配水管整備事業のスピードアップをはかるとともに、貯水池の全市的増設など耐震計画の具体化をはかる。

12、市民に信頼される清潔で公正な市政にする

（１）２度の住民投票の民意をふまえて、「広域行政一元化」条例を撤回し制度いじりをやめる。

（２）「副首都推進本部」や「副首都推進局」は廃止する。

（３）副首都ビジョンは撤回する。
（４）24 区の「区政会議」を地方自治法 252 条 20 の区地域協議会に位置づける条例改正をおこなう。
（５）特別顧問・参与を多用する市政運営は改める。
（６）市長の特別秘書は廃止する。
（７）市政に混乱をもたらす区長・局長公募などの幹部政策を改める。
（８）「職員基本条例」「職員の政治的行為の制限に関する条例」「労使関係に関する条例」を廃止し、市職員が住民全体の奉仕者としての自覚と誇りをもって働くことができるようにする。
（９）各種審議会や行政委員会をすべて公開すると共に選任は公正なものにし、幅広く市民の声が反映されるようにする。女性の委員数を増やす。
(10) 議会選出の監査委員は全会派から公平に選任する。

13、平和施策を推進する

（１）自衛艦や米艦船など、軍艦船の大阪港入港は認めない。やむを得ない場合は外国艦船に対して、「非核証明書」の提出を義務づける。
（２）二度と核兵器による犠牲者を出さないよう、被爆の実相の普及、反核・平和問題についての社会教育の取り組みを援助する。
（３）大阪市として、2017 年７月、国連において採択され、2021 年１月に発効された「核兵器禁止条約」を支持し、政府に対して同条約への署名を求める。
（４）自衛隊からの自衛官等の募集「協力」には、大阪市として、きっぱり応じられないことを表明する。住民情報データの提供はやめ、「除外申出」についての広報につとめる。
（５）「ピースおおさか」は設置理念にもとづいた展示内容に改める。予算を増額し、学芸員の増員を図る。

大阪市会時報　No.255

令和６年２月発行
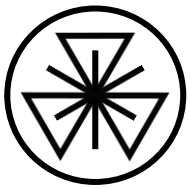
編集・発行　大阪市会事務局政策調査担当
〒530-8201　大阪市北区中之島1-3-20
電　話　（06）　6208 － 8691
大阪市会ホームページアドレス
https://www.city.osaka.lg.jp/shikai/